

総合研究大学院大学 文化科学研究所 日本文学研究専攻 博士論文

院政期和歌史の研究 —藤原師実・師通父子を中心に—

花上 和広

博士論文 目 次

凡 例

術語の解説

はじめに 本論文の目的と方法

第一部

第一章 藤原師実の和歌

第二章 『京極大殿御集』の研究 付、他出文献一覧

第三章 藤原師通の和歌

第二部

第一章 源顕房の和歌

第二章 歌合判者としての源顕房

第三章 源経信の和歌活動

第四章 郁芳門院安芸とその周辺

おわりに 今後の研究への展望

初出一覧

202 197 181 161 139 95 67 49 5 1

凡例

一、本書の基となつた既発表論文について、基本的に原態を優先したが、あらたに判明したことなどを付け加えるとともに、注の書き方を変えたり各章に重複する用例や言い回しを修正したりした。

一、和歌を引用するにあたつては、特に断らない限り、勅撰集・私撰集・歌合は『新編国歌大観』に、私家集は『新編私家集大成』によつたが、歌合は『平安朝歌合大成 増補新訂』によつたものもある。散文等は小学館『新編日本古典文学全集』によつた。散文に出てくる歌の引用についても、新編国歌大観番号を付したところがある。『袋草紙』については『新日本古典文学大系』の本文によつた。

また引用に際しては、私に濁点、読点を付し、一部表記を改めたところもある。

史料や古記録は『国史大系』『大日本古記録』『増補史料大成』等によつたが、引用に当たつて漢字は通行の字体に改めたところもある。

一、引用文献の刊年は、原則として西暦表記に統一した。

術語の解説

「白河院政期」について

白河天皇は院政を最初に開始した天皇で、堀河・鳥羽・崇徳の三代（四十三年余）の天皇の時に、院政を行つた。「白河院政期」という言い方は厳密にはこの三代の天皇の時期をさす。

本論文の研究対象の時期は、後冷泉朝から始まっているけれども、概ね白河天皇の時代から堀河天皇に譲位し、その堀河天皇が崩御するまでを中心としている。このような時期を対象としているので、本論文における「白河院政期」という言い方は、この時期をさすことをお断りしておく。

はじめに 本論文の目的と方法

『院政期和歌史の研究——藤原師実・師通父子を中心に』と題した本論文の目的は、白河院政期の藤原師実・師通父子の詠歌ならびにその周辺人物（源頼房、源經信、郁芳門院安芸）の和歌活動の諸相を究明し、従来あまり顧みられなかつた過渡期の和歌活動がどのように行われたかを考察するとともに、これまで対立関係ばかりが強調されていた院政期の天皇家と摂関家の関係について、和歌活動を通じて再考し、王朝和歌から中世和歌への展開の一端を明らかにすることである。

本論文が目指す王朝和歌から中世和歌への展開を解明するには、白河院政期の和歌活動を明らかにしていくことが重要である。というのは、白河院政以前の頼通の時代については、近年、和歌をはじめ物語や周辺領域の研究が盛んになってきた（一）が、続く師実・師通の時代については、まだ十分とはいえず、この空白を埋め中世和歌への変容の過程を把握する必要があるからである。

ここで簡略ながら白河院政期の政治的動向について振り返っておきたい。史学の成果によれば、藤原氏を外戚に持たない後三条天皇が親政を開始した。その後、白河天皇も父後三条天皇の親政を推し進め、白河天皇は近臣を重用し、摂関家への抑圧を図ろうとしたとされる。このような研究の影響をうけて、従来、白河院政期の和歌史研究については、摂関家と天皇家との対立を軸として論じられることが多かった。しかしながら、藤原師実の詠歌などを見ると、対立軸だけでは解せない歌も多く存するので、対立ばかりでなく融和的側面からの視点で考察するなどのアプローチが必要であると考える。というのも、院政期和歌研究の立場からすれば、天皇家、摂関家の親和的な和歌活動にこそ、文

芸性を確立する中世和歌のはじまりとしての和歌史的意義が見出せると考えられるからである。

さて、院政期の和歌活動について研究史的に見てみると、先ず、橋本不美男氏『院政期の歌壇史研究』（武蔵野書院一九六六年）があげられる。堀河歌壇を中心に記述され、その歌壇の指導者、中心人物としての基俊・俊頼・国信らを対象として分析的に究明し、歌壇という場の構造的分析とその位置づけをしたものである。以後の歌壇史研究の指標となつた。そのほか、井上宗雄氏の『平安後期歌人伝の研究』（笠間書院一九七八年初版）がある。多くの和歌資料や史料に目を配った労作であり、以後の伝記研究に大きな影響を与えた。また、上野理氏『後拾遺集前後』（笠間書院一九七八年）は、これらの研究の上に院政期の事象ならびに歌人、歌壇というように、院政期和歌史について正面から取り組んだ労作であり、以後の和歌史研究に多大な影響を及ぼした一冊である。

これらの業績を越えるのはなかなか至難のわざであろうが、院政期の政治史（特に白河院政期）の見方については、天皇家と摂関家の対立といふ二極化を全面に押し出して論を進めているので、この点は、修正が必要であろう。近年の中世史の院政期研究の成果（二）によれば、白河院政期の天皇家と摂関家は、融和的な関係であつたことが示されている。もちろん、中世史の政治史研究を和歌史研究にそのまま援用するわけにはいかない（三）が、隣接科学の情報として適切に引用することも必要なことである。

以上の研究動向を踏まえ、改めてその立場を表明すれば、本論文は、歴史学の成果を踏まえながらも和歌活動を中心据えて白河院政期の諸相を明らかにし、院政期和歌史の一端を明らかにするものである。

研究を進める方法は、和歌一首一首を丹念に読む、注釈的な方法を用いる。特に歌の詠まれた場、詠作年次、同時詠の有無、交友関係について、史料も十分に活用し、また真偽のほどに注意を払いながら歴史書の記述を参考しつつ「」の歌はどういう歌なのか」「どういう意味があるのか」を問い合わせながら考察を進める。

注

- (二) 例えば、久下裕利氏篇『狭衣物語の新研究—頼通の時代を考える』(新典社 二〇〇三年) や和田律子氏篇『平安後期頼通文化世界を考える』(武藏野書院 二〇一六年) などがあげられる。
- (三) 樋口健太郎氏『中世摂関家の家と権力』(校倉書房 二〇一一年)、美川圭氏『院政の研究』(臨川書店 一九九六年) など。
- (三) 「承暦二年四月廿八日内裏歌合」のような天皇家と摂関家の対立関係をあらわにした作品もある。

第一部 第一章 藤原師実の和歌

一 はじめに

藤原師実は、御堂関白藤原道長の孫にあたり、道長・頼通・師実とつづく摂関家の頂点に立つ人物である。彼らは、歌壇や後宮をバックアップする人——いわゆるパトロン的な存在と見なされるが、彼らはパトロンと同時に立派な歌人でもあった。

本論は、その中の一人、師実の詠んだ和歌について、一首一首、集成し、考証を試みるものである。師実の詠歌は、『師実集』断簡（以下『師実集I』と呼ぶ）や勅撰集、私撰集、私家集等から集めることができるが、一首ごとに詠作の場に言及することにより、ひいてはこの期の歌人たちの動向や和歌活動の動静についても把握できよう。

ところで、『私家集大成 中古II』（明治書院 一九七五年）によれば、『師実集I』は十六首（詞書のみの箇所が二首分あるが、それはここでは含まない）あるが、小松茂美氏『古筆学大成』（講談社 一九八九—一九九三年）によると、さらに以下の三首が付け加えられている。

先ず、『古筆学大成 第二八巻 稲文三』（一九九一年）に『榊原家入札目録』（大正五年六月）所載の、
春はなをのこれるものをさくらはなしめのうちにはちりはてにけり
の歌があげられている。これを『師実集I』 a 番歌とする。

次が『古筆学大成 第一九巻 私家集三』（一九九一年）に、経信切として、

老らぐの卯杖つきつゝわれそいのるねのひのまつはきみかよはひは

があげられている。小松氏も指摘しているように、これは経信の歌であるが、筆跡等から『師実集I』一四番歌の返歌であるとされる。これを『師実集I』b番歌とする。

最後に新出断簡として、『古筆学大成 第一九卷 私家集二』に、

康資王母のうすはな／

さくらのうたを判者／

経信大納言くれなるの／

さくらは詩にはつくりは／

へれと歌によみたること／

なんなきと難しまう／

しければあしたにか／

の康資王母のかりのたう／

ひつかはしける／

しら雲はたちへたつれとくれなるの／

うすはなさくらこゝろにそそむ／

という歌をあげている。これを『師実集I』c番歌とする。

右の三首を取り込んで、現存『師実集I』とその他出文献をあげると次のようになる。

(「」は改行マーク)

				師実集 I	他出文献
				師実集 I (二)	ナシ
				師実集 I (二)	ナシ
				師実集 I (三)	新千載集 (春下、八三)、題林愚抄 (春三、九八六)
				師実集 I (四)	新古今集 (春下、一〇一)、和歌口伝 (一七五)、題林愚抄 (春三、九二一五)、定家八代抄 (春下、一一〇)
				師実集 I (五)	後拾遺集 (秋上、三三九)、和歌一字抄 (五五三、七九六)、題林愚抄 (秋一、三三四六)
				師実集 I (六)	ナシ
				師実集 I (七)	ナシ
				師実集 I (八)	秋風集 (賀、六四六)
師実集 I (九)	ナシ				

師実集 I (一〇)	ナシ
師実集 I (一一)	続古今集（秋上、四〇一）、雲葉集（秋中、五二九）、秋風集（秋上、三二七）、題林愚抄（秋三、四一〇一）
師実集 I (一二)	ナシ
師実集 I (一三)	摂津集（三）
師実集 I (一四)	新千載集（慶賀、二二九七）、経信集III（五）
師実集 I (一五)	新後拾遺集（慶賀、一五三七）、万代集（賀、三七六六）
師実集 I (一六)	千載集（賀、六一六）、月詣集（正月附賀、七三）、袖中抄（七六九）、題林愚抄（雜、九〇四九、賀、一〇六一二）、定家八代抄（賀、六〇一）、歌枕名寄（一八五）
師実集 I (a)	新勅撰集（神祇、五四八）、続古事談（卷一）
師実集 I (c)	詞花集（春、一九）、高陽院七番歌合（七一）、康資王母集（一九）、今鏡（藤波上、五六）

よつて、『師実集I』は現段階では十九首が確認されるが、そのうち、『師実集I』一三番歌と『師実集I』b番歌は他人詠なので、師実自身の詠歌は都合十七首となる。

次に、『師実集I』との重複歌を除いた、勅撰集に収められた師実詠とその他出文献を示すと、左のとおりである。

勅撰集	他出文献
金葉集（賀、三二九）	ナシ
千載集（春上、四三）	続古事談卷一、中右記寛治七年三月八日条
千載集（春上、五〇）	続詞花集（春下、三九）
続後撰集（秋中、三二八）	万代集（秋下、一〇二九）
続後撰集（恋二、七七五）	万代集（恋三、一二五七）歌枕名寄（五一六六）
続千載集（夏、二五四）	題林愚抄（夏上、一一一七）
続後拾遺集（賀、六一一）	ナシ
新続古今集（賀、七五二）	題林愚抄（賀、一〇六一〇）

次に『師実集I』との重複歌を除いた、私撰集に收められた師実詠歌を示す。

			私撰集	
			夫木抄（春四、一一一五）	ナシ
			万代集（雜三、三三一一三）	夫木抄（雜八、一二三三七）、栄花物語（布引の滝、六一四）
			他出文献	
四条宮下野集（一一一）	ナシ	ナシ	ナシ	
摂津集（一一）				
肥後集（三六）				
康資王母集（一一五）				
伊勢大輔集I（七九）				
私家集			他出文献	

次に私家集における師実詠に移る。私家集の場合、人物特定がむずかしいところがあるが、現時点では詠者が師実だと推定できるものに次のような歌がある。

その他『後二条師通記』に師実詠は、次のように二首見られる。

後二条師通記	他出文献
寛治七年七月七日条	ナシ

以上、師実の詠歌について表にまとめると、次のようになる。

合計	三十四首	古記録	二首	私家集	五首	私撰集	二首	勅撰集	八首	『師実集I』	十七首
----	------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	--------	-----

師実の詠歌三十四首を見出すことができた。このように重複する歌が多いので、掲出するにあたっては、『師実集I』、勅撰集、私撰集の順に優先させた。但し、出典のはつきりした歌の場合、そちらを優先させている。なお、これらの歌について、どのような場で詠まれたのか、詞書なども加味して以下に集成していく。

まず最初に、右にあげた三十四首の師実詠で、年次のわかる歌、あるいは年次の推定できる歌について、年次の早いものから順次、番号を付して考察していくこととする。年次未詳歌については、最後に一括した。

なお、三十四首を一度にあげるのも煩瑣になるので、天喜～康平年間、延久～承保年間、永保～康和元年、の三つに分けた。天喜～康平年間（一〇五三～一〇六四）とは、師実が天喜元年（一〇五三）に十二歳で元服し、その後、権大納言、内大臣を歴任した時代で、十二歳から二十三歳にあたる。治暦年間には師実の歌は見出せず、延久～承保年間（一〇六九～一〇七六）は師実二十八歳～三十五歳にあたり、右大臣から左大臣へ、また氏長者となり、閑白になつた時代である。承暦年間には師実詠は見出せない。永保～康和元年（一〇八三～一〇九九）は、師実四十一歳～五十九歳にあたる。

師実並びに『師実集I』に関して、管見に入った論には、

久曾神昇氏「京極閑白切」（『仮名古筆の内容的研究』ひたく書房一九八〇年）

久保木哲夫氏「『予楽院模写鑑』と家集切」（『平安時代私家集の研究』笠間書院一九八五年）

久保木哲夫氏「京極閑白師実とその和歌活動」（山岸徳平先生記念論文集刊行会『日本文学の視点と諸相』汲古書院一九九一年）

小松茂美氏『古筆学大成 第一九巻 私家集三』（講談社一九九一年）

久保木秀夫氏「散佚歌集切集成 本文篇」（国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』第二三号、一〇〇一

年十一月)

などがある。それらを適宜参考しつつ、検討を加えたい。特に久保木哲夫氏の論文「京極関白師実とその和歌活動」は、『師実集I』を中心にして、師実の和歌活動全般にわたって詳しく考察がされたもので、本論をなすにあたり大いに参考にさせていただいた。本論で久保木氏の論といふ言い方の時は、すべてこの論文をさす。考証していくと、氏の考え方と重なる箇所もあつたが、氏の触れられなかつた点や新たに筆者が気づいた点を中心に述べていくことにする。

二 天喜～康平年間の詠歌

『伊勢大輔集I』の次の贈答が、年次の最も早い歌である。

同じ宮に候ふむすめの、御まへにありつるとてちひさきうりをおこせたりしにはがくれずたちもいでばやこまのうりのそのつらにこそならまほしけれ（七八）

大納言殿御覽じて、御返

①君をのみこまのうりとまつものをおなじつらにもなりてみよかし（七九）
かたじけなくうつくしうおほせられたりしかば、立ちかへり

世をつがむことはさらなりしきしまのみちをさへそ君はしりけれ（八〇）

右の「大納言殿」は師実をさすと思われる。「宮」とは後冷泉天皇皇后四条宮寛子のことで、寛子は師実の同母姉にあたる。

この一連の贈答は、寛子に仕える「むすめ」（康資王母）から、御前のおさがりである小さい瓜を届けてよこした

ことから、伊勢大輔が歌を贈り、師実が返歌し、再度伊勢大輔が歌を師実に贈ったというやりとりである。

『伊勢大輔集I』における登場人物の呼称について、久保木哲夫氏は、家集を編み、詞書を執筆したと思われる康平三・四年当時のもの、であるという。それまでに没している人は最終的な官職名で呼称されているが、存命の人は康平三・四年の当時のもので呼称されている。いくつかの例外はあるが、全体としてはほぼ統一性があると見てよい、とされる(一)。

師実は大納言職を経ているが、その地位にあったのは、天喜六年（一〇五八）から康平三年（一〇六〇）までの間である。年齢でいえば、十七歳から十九歳にあたる。八〇番歌の詞書に「かたじけなく」からは、年少すぎても困るが、「うつくしうおほせられたりしかば」とあるので、あるいは師実が権大納言になる以前の、十四、五歳であつてもよいかと思われ、最初に置いたものである。

次に年次を推定できるものに『師実集I』三番歌がある。

花色映月

②つきかげのはれゆくままにさくらばなそこともいとど見えぞわかれぬ（二）

この歌は『新千載集』（春上、八二）に「康平三年三月八日家に、花色映月といへる事を講じ侍りけるによめる」の詞書で載っている。「康平三年」に師実は十九歳。従一位・権大納言であった。

なお、「花色映月」題で、次の歌が『和歌一字抄』（四二一）に見られる。

映

花色映月

平経章

山桜枝にとまれる月影を花の光とおもひけるかな

作者「平經章」は、堀河天皇の東宮時代の春宮亮を勤めた人物で、承保四年（一〇七七）に疱瘡で没した。『後拾遺集』（恋一、六〇九）の歌人で、『続詞花集』（恋上、五二一）や『出羽弁集』（一）にもその名が見える。時代的には合うので、經章の歌あるいは同じ折のものかと考えられる。

次は『康資王母集』（一一四・一二五）に見える贈答である。

おまへの前裁のをかしきを、大殿御覽じて、人々のねられたらむにをらせに参らせん、などあらがはせ給ふに、ながふさの少将のをりに参りて、見つけられてにげしよし申さりしうしろでのをかしこ申しこま」とにや花はねながらあらはれしまもる人めはあめならねども
おほととの御かへし

③人めをばなににつつまん秋のはないにいでて社ひきもうゑしか
「大殿」とは師実のこと。この贈答からはつきりした詠作年次はわからないが、同じ折と思われるエピソードが『四条宮下野集』（一一〇、一一一）に次のように見られる。

大納言殿、宮の御ぜんのせんざいたけたかしとて、わらひまうさせたまひて、しられまゐらせで、をかしげならむうゑかへむとのたまはせするを、心ならず、みつけまゐらせんとあらがひまうす、さらにしられじとあらがはせたまふ、八月十日、この月のうちと申して、夜」とに、女ばうたちかはりがはりおきてみると、ここにまほりしよしも、いみじうをかしきさまにしたててもまゐらせたまひける、なんでんのかたより、よなかすぎて、人々のけしきして、いとしるくきをつけまるらせて見えたれば、御ぜんのつぼ

にいるやりどのひに、すなごをいれて、ほそくあけておきたるを、いとしのびであけさせたまふに、なれば、あけさしあけさしする、をかしとみゐたるに、あけて、人りいで、せざいもていれむとするほどに、あふぎうちならし、かくみたてまつるとおどろかしたるに、にげていふる人、あふぎをおどしてけり、とにとの御こゑもして、わらはせたまふなり、しのびてあふぎとりにかへりいりたるは、ながふきのきみなりけり、みそかにえうゑで、をかしきさまなるだいどもしたてて、あらはれで、うゑおきてかへらせたまふ、ひんがしおもてにて、中将にたいめんしてわらひきこゆ、又の日、大納言どのまゐらせ給て、ながふきがまうすは、かかるがうのもののもんもりける夜しも、などてしつらむとなむ申す、などまうさせたまふに、とう三条殿にまゐりて、しられまゐらせであるかむ、とあらがひまうす、ありかでもありきひとあらむは、とのたまはすれば、まゐりたりけりとしるしおきてかへらむ、とまうす、まゝとにありきたまはむに、しらではいかでかあらんとのたまはせて、その夜よりいもねで、人々まもらせ給、やのうへにやへ人のぼせておかせたまへり、いるべきみちにうしをさへたてふたぎてなん、ときへあないすれば、まゐりかよふをとこたちのかたるに、いとおどろおどろしく、十日ばかりきけば、いかがすべからむとおもへど、さてのみあらんやはとて、しかのかたをいとをかしげにつくりて、あをきうすやうをはぎのはにやりて、しかにおしつけて、かきつけて、よ中ばかりに、とう三条殿にまゐりぬ

つゆおきてたれかは見けるをしかのしがらみふする野ぐの秋はぎ (一一〇)

ひんがしのつぼにむかひてすませたまふに、いらむとすれば、いるべきくちに、まゝとにうしたちたり、ぐしたりしさぶらひよしのりしてのけさせて、ぐしきいえたるわかき女ばうたはおぢさわざたまふに、みそかにいりて、はぎのしたにこのしかをたておきて、かへるとてみかうしをひきみれば、まもるとてか

けざりければ、ひきあけられたるかうしのもとに、人々十人ばかりねたり、もやに、殿はいとあらはに、みき丁のうちあげてねさせたまへり、をかしうて、あふぎしてはしをたかやかにうちたたきて、いみじうもおほとのごもりたるかなと申しかけて、いそぎかへりぬ、ねたる人々、ねくたれでおきあかりてさわぐ、御かへし、あけぼのに宮のみすにぞさされたりし

④しがらみにいつしかこなむと思ふにははぎにおきたるつゆやともいはず（一一一）

『四条宮下野集』では下野と師実の贈答歌が載っている。「大納言殿」とは師実をさす。『康資王母集』に比べて『四条宮下野集』の方が、登場人物の行動や場面がくわしく書かれている。ただ長房について『康資王母集』では「ながふさの少将」と呼んでいるのに、『四条宮下野集』では「中将」となっているので、詠作年次が特定しにくいという問題はある。また『四条宮下野集』中においても、師実の大納言在任期間（天喜六年四月～康平三年七月）と長房の中将在任期間（康平四年二月以降）が合わず、その呼称から年次をはつきりと特定はしにくいのである。

但し、橋本不美男氏（^二）や清水彰氏（^三）は『四条宮下野集』の配列等から推して、ここに詠作年次を康平三年または康平四年の秋とされている。『康資王母集』でも人物の呼称と詠作年次が必ずしも一致しているとはいえないが、長房の少将在任期間（長久四年九月～康平四年二月）と『四条宮下野集』の配列から推定年次を考え合わせると、『康資王母集』（一四・一五）と『四条宮下野集』（一一〇・一一一）の贈答歌の詠作年次は、あるいは康平三年秋の方がふさわしいようと思われる。

『師実集I』の一五番歌に次の歌がある。

いはひのこころをよみたまひける

⑤きみがよのいとどひさしくなりぬればちとせのまつもわかえさしけり

この歌は、『新後拾遺集』や『万代集』にも次のように入集している。

題しらず

京極前関白太政大臣

君が世のいとど久しく成りぬれば千とせの松も若葉さしけり（新後拾遺集、慶賀、一五三七）

祝の心をよみ侍りける

京極前関白太政大臣

きみが世のいとどひさしくなりぬればちとせのまつもわかばさしけり（万代集、賀、三七六六）

またこの歌は、『平定家朝臣記（康平記）』康平三年十一月二十六日条にも見える。この条は、頼通主催による、白河別業で行われた大僧正明尊の九十賀について書き記したものである。内容は当日の記事に続き、菅原定義の願文、源師房の和歌序が記され、さらに以下の六首が記されている。当該歌は三つ目に見える。

つる龜もためしに引けばめなれたりこうのいしとぞいふべかりける

殿下

年をへて君がみためのわかななり我もかしこくつみてける哉

左大臣

きみが代のいとどひさしくなりゆけば千とせの松もわかばさしそふ

内大臣

君が年とのりのくすりを得てければとしもかはらぬためしとぞ見る

遣杖哥

よろづよをゆかむ杖とぞ契りつるひさしくきて君がためにと

君をいのる年のひさしくなりぬれば老のさかゆく杖ぞうれしき

右の五つ目と六つ目の贈答歌は『伊勢大輔集I』（八三・八四）に見られるのでここでは取り上げない。

最初の「つる亀も」の歌は、作者名表記がなく他出も見出せないが、師房の和歌序の後に置かれているので、師房の詠と思われる。二つ目の「年をへて」の歌は、作者名が「殿下」とあるので、頼通をさすと思われる。問題は三つ目の「きみが代の」の歌である。『師実集I』『新後拾遺集』『万代集』ではいずれも師実の詠となっているが、『平定家朝臣記』では作者名が「左大臣」となっている。『公卿補任』によれば、康平三年十一月の左大臣は教通であるので、『平定家朝臣記』を信ずれば、教通詠ということになる。また四つ目の「君が年と」の歌の作者名は「内大臣」となっているが、康平三年十一月の内大臣は師実をさすのである。つまり『平定家朝臣記』によると、三つ目の「きみが代の」の歌は教通詠で、四つ目の「君が年と」の歌は師実詠ということになる。

ところで『袋草紙』（上巻）にも明尊九十の賀についての記事があり、その折の詠者について次のように書かれている。

……この賀の歌は、宇治殿・大二条殿・堀川大臣・土御門右大臣等、読み給へり。……

右の「宇治殿」とは頼通、「大二条殿」とは教通、「堀川大臣」とは頼宗、「土御門右大臣」は師房のことである。師実の名はここに見えない。

久保木秀夫氏はこの『袋草紙』（上巻）の記事も考慮した上で、三つ目の「きみが代の」の歌は左大臣教通の歌となつていて、実は師実が代作したものとする。四つ目の「君が年と」の歌は作者名が「内大臣」となっているが、これは右大臣の間違いであり、頼宗の詠とした（四）。

三つ目の「きみが代の」の歌と四つ目の「君が年と」の歌にはいろいろと問題はあるが現段階においては、筆者も久保木秀夫氏のお考えに従う。よって『師実集I』（一五）の詠作年次は康平三年（一〇六〇）十一月二十六日とする。

次は『師実集I』四番歌である。

康平四年三月四日、宇治にて、望山花

⑥しらくものたなびくやまの山をくらいづれをはなとゆきてをらまし

この歌は、『新古今集』（春下、一〇一）に「内大臣に侍りける時、望山花といへる心をよみ侍りける」の詞書でとられている。詠作年次は康平四年（一〇六一）三月四日で場所は宇治別業。師実は二十歳で、従三位・内大臣という官位・官職であった。

三 延久・承保年間の詠歌

『金葉集』（賀）に次の歌がある。

前前中宮はじめてうちへいらせ給ひけるに、ゆきふりて侍りければ、六条右大臣のもとへつかはしける

宇治前太政大臣

⑦ゆきつむるとしのしにいとどしきちとせのまつのはなさくぞ見る（一一一九）

かへし

六条右大臣

つもるべしゆきつむるべし君がよはまつのはなさくちたびみるまで（一一一〇）

久保木哲夫氏の論考や新日本古典文学大系『金葉和歌集 詞花和歌集』（柏木由夫・川村晃生氏校注）に、この贈答についての言及がある。それによると、『金葉集』においては、師実のことを「宇治前太政大臣」と呼び、頬通のことを「宇治入道前太政大臣」と呼称しているという。従つて、⑦の「ゆきつもる」の歌は師実詠である。また⑦の詞書に「前前中宮はじめてうちへいらせ給ひけるに」とあるが、「前前中宮」とは賢子のことであり、『扶桑略記』延久三年三月九日条に賢子が入内した記事が見えるので、その詠作年次は延久三年（1071）三月九日といえる。

『師実集I』一四・b番歌は、次の歌である。

正月七日、経信大納言のもとにのたうびつかはしける

⑧あらたまるうづゑをつきて千とせゐるきみが子日のまつをこそ見れ（一四）

おほんかへし

老らくの卯杖つきつつわれぞいのるねのひのまつはきみがよはひは（b）

この贈答については久保木氏の論に言及がある。それによると、詠作年次は承保二年（1075）正月七日とされる。

⑧の歌は『新千載集』（慶賀、一二一九七）に「正月七日、大納言経信のもとにつかはしける」の詞書でとられている。

『師実集I』八番歌は次の歌である。

承保二年四月十八日、清涼殿にて、久契明月といふ題を講ぜられけるによみたまひける

⑨ちとせへむことはさらなりきみが世のひかりまさるなつの月かな（八）
同じ詠が『秋風集』（賀、六四六）に次のように見られる。

承保二年四月十八日中殿にて、久契明月といふことを講ぜられけるによみ侍りける

京極の前関白

千とせくむ」とはさらなり君が代のひかりまされるなつの月かな（賀、六四六）

左京大夫きむふさ

かねてよりしるくも有るかな雲の上にひさしかるべき月のひかりは（賀、六四七）

「かねてより」の歌の作者「左京大夫きむふさ」は藤原公房のこと。延久四年十一月、藏人頭となる。承保二年六月、参議となり、左京大夫・左兵衛督を兼ねる。

その他の歌で同じ折に詠まれたものとしては『万代集』（賀）に見える次の二首があげられる。

久契明月といふことをよませ給ける
白河院御製

しづかなるけしきぞしるき月かけのやはよろづ世をてらすべければ（三七五七）

大宰權帥経信

よろづ世とつきをあかなくちぎるかなあまる神にいのりかけつ（三七五八）

右の白河院御製は「承保二年四月清涼殿にて、久契明月といふことを講ぜられけるついでに」の詞書で『玉葉集』（賀、一〇六八）に、経信の「よろづ世と」の歌は「久契明月、内裏にて」の詞書で『経信集三』（一一一）に見える。

『師実集I』七番歌は次の歌である（五）。

大井河におはしまして、水辺紅葉

⑩おくやまのみねのもみぢばみなそにながると見れどもせきによどむ（七）

同じ折に詠まれたと思われる歌が次に示す歌である。

宇治前太政大臣、大井河にまかりわたりたりけるにまかりて、水辺紅葉といへる事をよめる

大納言經信

おほゐがはいはなみたかしいかだしよきしのもみぢにあからめなせそ（金葉集一度本、秋、一四五）

水辺の紅葉をよめる

藤原行家朝臣

おほ井河きしのもみぢの色にいでてをりにあへりとみゆるけふかな（金葉集初度本、秋、三六一）

京極前閑白、大井河にまかりて、水辺紅葉といふことをよみ侍りけるに

堀川左大臣

となせがはおとにはたきとききつれどみればもみぢのふちにぞありける（続古今集、冬、五六四）

右の経信の「おほゐがは」の歌は『経信集I』（七二）や『和歌一字抄』（五七）に、堀川左大臣の「となせがは」の歌は、『万代集』（秋下、一一一八）や『和漢兼作集』（八八三）にとらわれている。右三首とも年次について何も記されてない。新日本古典文学大系『金葉和歌集 詞花和歌集』の脚注にも詞書について何の注釈も加えていないが、これは次に示す『水左記』承保二年九月十日条と関わるものであろう。

天晴、此日左府泛遊大井河、有管絃和歌事、於大井出題、挂第而講之、有序代、作者有綱朝臣、

「左府」とは師実のことと/or>『水左記』の筆者は「となせがは」の詠者「堀川左大臣」源俊房のことである。師実一行は大井河で舟遊びをし、管弦和歌の事が行われたとあるが、この折に一連の歌も詠じられたものと思われる。

ところで、この大井河の遊びは余韻さめやらず、さらに十三日に和歌会が催されたらしい。『水左記』承保二年九月十三日条に非常に興味深い記事がある。

晴、及秉燭於左府有和歌事、題云、月照菊花、經歲恋、題者講師式部大輔美綱朝臣也、無序、上達部殿上人等數十輩所被會合也、子刻許事了各退出

「左府」こと師実第で「月照菊花」「經歲恋」の題で和歌会があつた。題者と講師は式部大輔藤原実綱である。「上達部殿上人等數十輩」が参会した。

『続後撰集』(恋一)に次の歌がある(六)。

題しらず
京極前関白太政大臣

(1)としをふるおもひなりけりするがなるふじのたかねにたえぬけぶりは(七七五)

同じ歌が『万代集』(恋三、一一五七)には「經年恋といふことを」と題し、「京極前關白太政大臣」の作者名で見える。つまり師実がこの十三日に詠んだことになる。歌題「經年恋」を持つ歌は、『經信集III』(一一五)にも、

大殿にて、經年恋

あふことをいつともなくてあはれわからぬいのちにとしをふるかな(一一三五)

と見える。因みに「大殿」とは師実第のこと。同じ折の詠となろう。また、次に示す『後拾遺集』(恋一、六六一・六六二)の、その左大臣(俊房)、右大臣(顕房)の詠歌には、

関白前左大臣家に人人經年恋といふ心をよみはべりける 左大臣

われがみはとがへるたかとなりにけりとしはふれどもこゐはわすれず(六六一)

右大臣

としをへてはがへぬやまのしひしばやつれなき人のこゝろなるらん(六六一)

と見え、「關白前左大臣家」とは師実第をさし、やはり同じ十三日の折の詠であろう。「經歲恋」題を持つ、師実の歌、

および經信・俊房・顯房の歌は、この折に詠まれたものと思われる。

『師実集I』十番歌は次の歌である。

承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜に

(12)ときはなるちとせのまつともろともにつるのかひこをくりかへし見る (一〇)

久保木氏の論によると、右歌の詠作年次は承保二年四月十三日とされる。九夜儀は中宮賢子の里方である師実第で行われたのであろう。後一条閼白内大臣(師通)や実季が次のように歌を詠んでいる。

承保三年四月、皇女の九夜に

後一条閼白内大臣

おひそむるふたばのまつのゆくすゑはかねてはるかにたのもしきかな (万代集、賀、三七六七)

承保三年四月中宮の皇女隆誕の九夜により侍りける

贈太政大臣さねする

ふた葉よりしるくぞ有りける姫小松千よにさすべき枝のけしきは (秋風集、賀、六五六)

「贈太政大臣さねする」とは藤原実季(一〇三五～一〇九一)のことで、公実、貳子等の父にあたる。寛治五年(一〇九一)十一月廿四日に薨去。正一位大納言であった。娘貳子に皇太后が追贈された折、実季にも正一位太政大臣が追贈された。

『師実集I』九番歌は次の歌である。

おなじとし、みかりの行幸の日、大井河にて

(13) かめやまのもみぢばはやくおほるが□ながれてたえぬにしきなりけ□ (九)

『師実集I』四番歌～十番歌は一連の歌がまとまつた断簡である。右の詞書に「おなじとし」とあるが、その前の八番歌の詞書は、

承保二年四月十八日、清涼殿にて、久契明月といふ題を講ぜられるによみたまひける
とあるので、普通に考えれば、「おなじとし」とは「承保二年」をさす。しかし、承保二年に御狩行幸の記事は古記録等に見出せない。

詞書に「みかりの行幸の日」とあるので、ここは、承保三年十月の白河院大井河御狩行幸ではないだろうか。『扶桑略記』承保三年十月二十四日条に「行幸大井河。御鷹道遙也、」とあり、『後拾遺集』の次の歌も同じ折のもので、白河天皇の御製である。

承保三年十月今上みかりのついでに、大井川にみゆきさせさせ給によませたまへる

御製

おほゐがはふるきながれをたづねきてあらしの山のもみぢをぞみる(冬、三七九)

この承保三年十月の白河院行幸和歌は和歌史においても重要な行幸和歌であり、すでに橋本不美男氏が言及されている(七)。

次は、『栄花物語』(布引の滝)に、師実一行が布引の滝を見に行つた折の一連の歌があり、その中に師実の歌が見える。「殿」「閔白殿」は師実のこと。

その頃、殿、布引の滝御覽じにおはします。道の程いとをかしう、さまざまの狩装束などいふ方なし。業平がい

ひ続けたる様にぞありけむかし。

関白殿

⑭ 晒しけんかひもあるかな山姫の尋ねてきつる布引の滝（六一四）

年かはりぬれば承保四年といふ。

右歌は『万代集』（雑三）に次のように見られる。

布引滝見にまかりて侍りけるとき

京極前関白太政大臣

さらしけむかひもあるかなやまびとのたづねてきつるぬのびきのたき（二二一三一）

久我太政大臣

たちかへりいくたのもりのいくたびも見れどもあかぬ布引のたき（三一一一四）

また、⑭の歌は初句に異同はあるが、『夫木抄』（第二十六、雑八）にも次のように載っている。

ぬのびきの滝、摂津

御集 宇治入道関白

さらしけるかひもあるかな山ひめのたづねてきつる布びきの滝（一一一三一七）

作者名が「宇治入道関白」となっているが、通常この呼称は賴通をさす。こゝは師実の誤りであろう。この点についてはすでに久保木秀夫氏が言及されている^(八)。

この師実一行の布引の滝御遊について『新編日本古典文学全集 栄花物語三』（小学館 一九九八年）は、その頭注で「師通と雅実の官名によれば、承保二年（一〇七五）正月十九日から十月三十日までの間のことか」とする。が、

『栄花物語』本文では一連の布引の滝の歌に続く「年かはりぬれば承保四年といふ」という記述を信ずれば、承保三年となる。いずれにしても、承保二・三年の詠ということになるが、ここは、歌を詠んだ人物の官職在任期間に重きを置いた『新編日本古典文学全集 栄花物語三』の説に従う。よつて承保二年の詠となる。

四 永保・康和元年の詠歌

『続千載集』(夏)に次の歌がある。

永保元年内裏にて、暮天郭公を 京極入道前関白太政大臣

(15)人とはでおのれぞなる郭公くれゆく空を過るひとこと (二五四)

右の詞書によれば、永保元年に内裏で歌会が行われた。歌題は「暮天郭公」。この歌会は史料等に見出すことができないが、同じ折に詠まれたらしい歌がいくつか指摘できる。白河院御製が『続後拾遺集』(夏、一八三)に次のように見える。

位におましましける時、うへのをのこども、暮天郭公といふことをつかうまつりけるついでに

白河院御製

夕日さす空にかたらふほととぎすけふはこれこそ初音なりけれ (一八三)

また御製は『秋風集』(夏上、一六〇)にも次のように載っている。

暮天郭公といふことをよませたまける 白川院のおほみうた

いりひさすそらにこゑするほととぎすけふはこれこそ初音なるらめ (一六〇)

贈太政大臣さねすゑ

九重にまつかひありてほととぎすいまぞなくなるゆふぐれのそら（一六一）

右の一六一番歌も当然ながら、前歌一六〇番歌と同じ折の歌と考えられる。

他には『万代集』（夏、六三七）に、

永保元年内裏にて、暮天郭公といふ事を

藤原伊家

いづかたへゆくとかしらむほととぎすただひとゝゑのゆふぐれのそら（六三七）

が載っている。『経信集三』（六八）にも、

暮天郭公

ゆふさればくもやすぐなるほととぎすよはにやなかむみやまべのそと（六八）

が載っているが、おそらく同じ折の詠であろう。

この歌会の参加者で判明しているのは、白河院、師実、実季、経信、伊家である。時に師実四十歳、従一位関白左大臣であった。

『続後拾遺集』（賀、六一一）に次の歌がある。

永保四年内裏にて、子日を 京極入道前関白太政大臣

⑯百敷にねのびの松を引栽ゑてきみが千とせぞ兼て知らるる（六一一）

同じ折に詠まれた歌は、勅撰集では次のようなものが見られる。

今上、六条におはしまして、上達部うへのをのこどもなかじまにわたりて、子日しほりけるによみはべりける

右大臣北方

そでかけてひきぞやられぬこまつばらいづれともなきちよのけしきに（後拾遺集、賀、二八）

右歌の「今上」とは白河天皇、「六条」とは中宮賢子の実父源顕房邸（里内裏）をさす。作者は中宮賢子の実母顕房室。永保二年（一〇八一）七月、内裏焼亡により、堀河院・六条院・三条院等を里内裏とした。詳しくは後述するが、ここは応徳元年（一〇八四）のことだろう。他には、

永保四年、内裏子日に

大納言經信

ねの日するみかきのうちの小松ばら千代をばほかの物とやはみる（新古今集、賀、七二八）

權中納言通俊

ねのびする野ぐのこまつをうつしうみて年のをながく君ぞ引くべき（新古今集、賀、七二九）

六条内裏にて、子日せさせ給ひけるによめる 大納言經信

ここへのみかきがはらの小松ばらちよをばほかのものとやはみる（金葉集三奏本、春、一四）

永保四年中宮子日に 贈太政大臣經実

めぐらしきみがねのびのまつをこそ万代までのためしにはひけ（続古今集、春上、二六）

永保四年内裏子日に 久我太政大臣

ここへの霞のうちにひく松はけふをや千代のためしにもせん（新千載集、春上、一〇）
があげられる。

私撰集では次のような歌がある。

承保四年内裏に子日せさせ給ひけるに 大納言經信

ねのびするみかきのうちの小松原千代をばほかの物とやは見る（続詞花集、春上、七）

永保四年正月中富子日に

按察使宗俊

ちとせふるねのびのまつもきみが世にいまいくたびかおひかはるべき（万代集、春上、四七）

なお、右の『続詞花集』（七）の詞書「承保四年」は「永保四年」の誤りであろう。先にあげた『新古今集』（七二八）と同じ歌だからである。

私家集では次のような歌が見られる。

中富子日に

ねの日するみかきのうちのこまつばらちよをばほかのものとやは見る（経信集三二）

六条内裏子日 さわらび

はるの日にのべのさわらびもえにけりけぶりやそらのかすみとはなる（匡房集一九）

上野氏（九）がすでに指摘されているが、右にあげた詞書の中で『続後拾遺集』『新古今集』『金葉集（三奏本）』等では「内裏にて、子日を」「内裏子日に」「六条内裏にて、子日」などと記されているのに対し、『続古今集』や『万代集』では「中富子日に」とある。内裏で行われた行事なのか、中富方で行われた行事なのか、はつきりしない点がある。経信の「ねの日する」の歌は勅撰集・家集の両方に見えるが、詞書が勅撰集では「内裏子日に」となっている。歌は同じなので、当然同じ折のものだとわかるが、なぜ詞書が違うのであらうか。古記録等には、例えば、『百鍊抄』応徳元年正月廿四日条に「殿上子日興」とある。この廿四日は「壬子」で子の日にあたる。白河院が堀河院から六条内裏（里内裏）に移ったのは永保四年（応徳元年）正月廿一日であるから、遷御後、まもなく「」で内裏歌会を開いたものであらう。関根慶子氏（一〇）は『経信集三』二番歌の詞書「中富子日に」について、次のように言及している。「六条は賢子の実父顕房卿の存した所だから」ここに内裏を移され

たらしく、……六条内裏で賢子主宰の子日か」とされる。従うべきであろう。中宮賢子主宰の子日の行が六条内裏で行われたが、里内裏であつたため、「内裏子日に」というような表現もされたのである。

『夫木抄』（春四）に次の歌がある。

中殿御会、花契多春

京極閑白

⑯ちよまでと咲きぞはじむるさくら花みかきのはらにほりうゑしより（一一一五）

家集、花契多春

大納言経信卿

百敷のみかきの原のさくら花はるしたえずはにほはざらめや（一一一六）

右の二首は同じ歌題なので、同じ折に詠まれたものと考えられる。「ちよまでと」の歌は他に見出せないが、経信詠の「百敷の」の歌は、『新拾遺集』（春下、一一）に「題しらず」として収められているし、『続詞花集』（春下、三七）にも次のように載つている。

白河院御時、花多春をちぎると云ふ事を人人よませ給ひけるに

大納言経信

百敷やみかきのはらの桜ばな春したえずはにほはざらめや（三七）

またこの歌は『経信集III』（四〇）にも見られ、その詞書に「花契多春有序」とあり、この歌会の序を経信が書いたことがわかる。

「花契多春」の歌題を持つ歌で、師実の「ちよまでと」の歌と同じ折に詠まれたらしい歌は、次に示す『続後撰集』（賀、一二三四四）や『頤季集』（一六）があげられる。

応徳元年三月、中殿にて花契多春といふことを講ぜられるに

大納言俊明

きみがよの春にちぎれる花なればまだ行するのかぎりなきかな（続後撰集、賀、一二四四）

三条の内裏にわたらせ給ひて、はじめて歌よませ給ひしに、花おほくの春をちぎると云題を

君が代の千とせの春に桜花これやはじめの匂ひなるらん（顕季集一六）

右の『続後撰集』の詞書より、歌会は「中殿」において応徳元年三月に行われたことが判明するが、『江記逸文集成』所載の「中殿御会部類記」応徳元年三月十六日条によると、次のようにさらに詳しいことがわかる。

於皇居三條殿、始有和歌、頗雖有召、依所勞不參、……亥時許出御、被和歌序題、民部卿題云、花契多年、
講師頭弁、……

右の記事の中、歌題が「花契多年」となつてゐるが、『群書類從』所収の「貞治六年中殿御会記」によると、「白河院応徳元年三月左大弁匡房に勅して、花契多春といふ題を献ぜしめて中殿にて講ぜられき」とある。歌題については「中殿御会部類記」の「花契多年」は「花契多春」の誤りであろう。

『新続古今集』（賀、七五一）に次の歌がある。

寛治元年十一月鳥羽殿にて、松影浮水といふ事を講ぜられけるに

京極前閑白太政大臣

⑯千とせへて花さく松のいとどしきのどけき水に影ぞうつれる（七五一）

この歌と同じ歌題を持つ歌が、『経信集III』（一九四）と『匡房集I』（一五六）にあり、おそらく同じ折に詠まれたも

のであるう。詠作年次は寛治元年十一月。師実は四十六歳、従一位摂政であった。

『師実集I』一二番歌に次の歌がある。

おほんかへし、摂津

八千年も栖べきやどのあるじをばよろづよ左右もきみぞ見るべき (一三)

この歌は返歌のみ断簡に残つてゐるが、贈答歌が『摂津集』に次のように見える。

高陽院にわたらせ給へるはじめに、人々にいはひのうたよませさせ給ひしに
いけ水のすむにしらるるちとせをばきみが心にまかせたるべし (一)

そのうたども申して、とおほせられて、関白などの

(1)このとののはるかにさかゆまつの葉のちよの千とせにいはひこめつ (一)

御返し

やちとせもすむべきやどのあるじをばよろづよまでも君ぞみるべき (二)

なお、右の「いけ水に」の歌は『雲葉集』(賀、九一)にも次のように見える。

高陽院にわたりたまへるはじめつかた、祝言よみ侍りけるに

太皇太后宮摂津

いけみづのすむにしらるるちとせをばきみがこころにまかせたるべし (九一)

『摂津集』については佐藤裕子氏が詳しく述じられている(一)。それによると、冒頭九首は師実関係の歌を配置し、一〇～五七番歌まではほぼ年代順に配列している。また摂津が斎院令子内親王に仕えていた時期のみが所収されてい

るという。これらのことと踏まえて右の一～三番歌を考えると、二番歌の「関白どの」は当然師実であろうし、一番歌の「高陽院にわたらせ給へる」の主語も師実とみることができようか。

『後二条師通記』等によれば、寛治六年七月十日に師実は東三条殿より高陽院に移徙したことが記されている。この時の高陽院は第四期高陽院である。寛治三年夏から造営に着手し、寛治六年七月に師実の移徙に及んでいる。

『千載集』（春上、四三）に次の歌がある。

白川院はな御らむじにおましましけるに、めしなかりければ、よみてたてまつり侍りける

京極前太政大臣

㉙山ざくらたづぬときくにさそはれぬ老のこころのあくがるかな（四三）

右歌は、白河院が花見に出掛けたのであるが、師実に声が掛からなかつたので、師実が「さそはれぬ」と羨んだ歌を贈つたというもの。上條彰次氏がすでに指摘されている（一）が、この歌は『中右記』寛治七年三月八日条に、

今日上皇有御幸法勝寺、是為御覽新御塔之處也、其次於常行堂前庭、人々有上鞠之興、前驅或布衣、依御覽白河辺之山花也、午後大雨、則還御、關白殿以御隨身右近番長秦公胤令進鞠給、則相具有御歌、詞云、

山桜尋ヌトキケドサソハレヌオイノココロモアクガレニケリ

春日詣已近近、有御幸堂中、頗人々有不甘心之氣、

と見える。右の記事より、年次は寛治七年三月八日と知られる。

当該歌は『続古事談』（第一）に師実と白河院の贈答という形で次のように載つている。

白河院法勝寺ニヲハシマシテ花ヲ御覽ジテ、常行堂ノ前ニテ人々マリツカウマツリケルニ、殿ヨリ隨身公種シ

テマリヲタテマツリ給テ、

山桜タヅヌトキケドサソハレヌヲイノ心ノアクガルル哉

御返

山フカクタヅネニハコデサクラ花ナニカ心ヲアクガラス覽

右の「山フカク」の歌は白河院の御製で、この歌は『風雅集』（春中、一八一）や『万代集』（春下、二八八）にも次のように見える。

寛治七年三月十日法勝寺の花御覽じけるついでに、常行堂のまへにて人人まりつかうまつりけるに、京極前関白太政大臣まりをたてまつるとて、たづぬときくにさそはれぬ、と奏し侍りける御返し

白川院御歌

山ふかくたづねにはこでさくらばなにしこころをあくがらすらむ（風雅集、一八一）

北山の花御覽じけるとき、京極前関白太政大臣歌をたてまつりて侍りけるに

白河院御製

山ふかくたづねにはこでさくらばなにしこころをあくがらすらむ（万代集、二八八）

右の『風雅集』には「寛治七年三月十日」という年次が記載されているが、『中右記』の記事より、これは「三月八日」の誤りと思われる。

師通と師実の贈答歌を二組『後二条師通記』に見出したのは久保木哲夫氏である。まず、寛治七年（一〇九三）七月七日条に次のように見られる。

(朱) 「於高陽院和哥事」

天晴、申剋許參殿、不居饗饌、於虹橋先有絲竹事、居菓子許之、已及秉燭、瓊章置之、講師了、次女房六人和
哥、自御簾中置扇上被出之云々、右中弁承仰、予取之置之、以有信令讀之、帰宅、為違方渡御堂之、

織女者扇乃風乃涼左仁天乃河者波立野益牟

御返

②伊都より裳扇乃風乃涼之左に織女都女はう礼し可留良む

高陽院で七夕和歌会が行われた。この贈答は当日の会が終え、師通が帰宅して二人の間で交わされた贈答である。
両歌とも他文献は見られない。

師通と師実の贈答がさらに『後二条師通記』寛治七年十月四日条に次のように見られる。

過殿御車間遣出之云々、寄前僧正房飲食、殿下予候、無他人云々、會坂閑水予讃歌

會坂乃峯乃紅葉乎見渡者夜乃霧雨に瞻にけり

招盛長、語其由之處、言語之次、申殿下了、御返事

②しぐれに天峯乃紅葉者色づけり閑乃し水に景者見由らむ

歌の背景は次のような事であった。寛治七年十月三日に白河院並びに郁芳門院への御幸があった。師実以下の公卿たちも扈從した。その翌日の四日、帰途に逢坂の関で二人は歌を交わした。この両歌も他文献には見出せない。

『師実集I』で詞書のみ伝えられている断簡に次のようなものがある。

閏三月はべりけるとし、斎院にまいりたまひて

この詞書の断簡については、久曾神氏の「指摘のように、次の『新勅撰集』（神祇、五四八）と同じものである。

潤三月侍りけるとし、斎院にまるりて、長官めしいでて、女房の中につかはしける 京極前関白太政大臣

㉙春は猶のこれるものをさくら花しめのうちにはちりはてにけり（五四八）

久保木氏は同じ歌が『続古事談』（巻二、臣節）に載つてることを指摘され、内容についても言及されている。それによると、詠作年次は寛治八年三月三十日であり、師実五十三歳、従一位関白の時のこととなる。

『師実集I』一番歌は次の歌である。

嘉保元年八月十五夜、鳥羽殿にて、池上月

㉚おほぞらもいけのおもてもくもりなくさやけさまさるあきのよなよな（一一）

「嘉保元年八月十五夜」と年次がはつきりと記されている。嘉保元年は改元が十二月十五日なので、厳密に言えば、寛治八年八月十五夜となる。この歌会は鳥羽殿における、白河院主宰の歌会である。この歌会に言及したものとしては、前の久保木氏の論や柏木由夫氏の論（一三）がある。

㉛の歌は『続古今集』（秋上、四〇一）・『秋風集』（秋上、三三七）・『雲葉集』（秋中、五一九）にもとられているが、下句「さやけさまさるあきのよなよな」はみな「こよひはみちてすめる月かな」となっている。「八月十五夜」を詠んでいるのだから、「あきのよなよな」という言い方は歌の内容から考えてもそぐわない表現である。

次にあげる『師実集I』C番歌は寛治八年八月十九日に行われた、師実主宰の高陽院七番歌合の折に詠まれたものである。

康資王母のうすはなぎくらのうたを、判者経信大納言、くれなゐのさくらは詩にはつくりはべれど歌によ
みたることなんなき、と難じまうしければ、あしたにかの康資王母のがりのたうびつかはしける

(25)しら雲はたちへだつれどくれなゐのうすはなぎくらこゝろにぞそむ (C)

この歌については久保木氏の論に詳しい考察がある。

『師実集一』(C)や『詞花集』(賀、一八〇)の詞書に「あしたにかの康資王母のがり」とあることより、詠作
年次は、当該歌合の行われた翌日、寛治八年八月一十日と思われる。

『千載集』(春下)に次の歌がある。

京極の家にて十種供養し侍りける時、白河院みゆきせさせたまひて、又の日歌たてまつらせ給ひけるによ
み侍りける

京極前太政大臣

(26)さくら花おほくの春にあひぬれど昨日けふをやためしにはせん (五〇)

後二条関白内大臣

はなぎかりはるの山べをみわたせばそらさへにほふ心ちこそすれ (五一)

右衛門督基忠

さきにほふ花のあたりは春ながらたえせぬやどのみゆきとぞみる (五一)

「京極殿」で「十種供養」が行われた折、白河院が郁芳門院を伴つて御幸されたことは、『百鍊抄』『中右記』等の史料に詳しく記されてい、詠作年次は永長元年四月廿三日であると知られる。

右の師実詠考察の前に、記録類に「十種供養」の様子等が、詳しく記されているので、最初にそれらを見てみよう。

例えれば、『百鍊抄』永長元年一月廿二日条に次の記事が見える。

上皇、郁芳門院、臨幸前太政大臣京極第、有十種供養事。翌日有和歌管弦之興、……

「十種供養」に「和歌管弦之興」が伴い、廿二日・廿三日の一日間に及ぶ催しであつたことがわかる。『中右記』『後二条師通記』ではさらに詳しく記されている。『中右記』永長元年一月廿二日条には、

……今日於京極殿御堂有十種供養、兼日作式、如大法会歟、為法会光華上皇并女院有御幸、……

とあるこの「十種供養」という法会に華を添えるために、白河院と郁芳門院が御幸したのである。また同月廿三日条に記されている、和歌を講じた部分をあげると、

……左大臣書和歌題入柳筥覽上皇、御覽之後返給、一ノ見下、律、青柳・万歳樂、御遊了人々進和歌、文臺御硯筥蓋、公卿十九人皆悉進歌、殿上人十二人依選進和歌、修理大夫頭季朝臣・頭弁師頼ノリ・頭中将国信朝臣・右大弁基綱朝臣・宗忠・四位少将能俊朝臣・新中将忠教朝臣・權中將頸寒朝臣・藏人少納言成宗・兵衛佐師時・判官代若狭守頸隆・院藏人秀才実光、召頭弁師頼為講師、左大臣為読師、左大臣序題優美之由人々感歎、女房歌二首、臣下之歌講了後有御製、召權中納言匡房卿為講師、御製之趣神也妙也、上下群臣皆以感歎、後代美談何事如之哉、……

とあり、公卿十九人、殿上人十二人が参加され、左大臣源俊房が題者・序者・読師であつたことや女房の和歌も二首詠進されたとある。

それでは、師実詠について見てみよう。師実詠は、下句で「昨日けふをやためしにはせん」とその意気込みが溢れている。十種供養ならびに翌日行われた管弦・和歌の盛儀な様子が将来、規範となるような、そんな催しにしようといふのである。白河院ならびに郁芳門院などがそのために御幸するというように、大きな華を添えている。

その折の師実詠は『続詞花集』（春下）にも次のように収められている。

京極の家に白河院みゆきせさせ給ひて又の日、人々に歌よませさせ給ひけるに

京極前太政大臣

桜花おほくの春にあひぬれど昨日今日をやためしにはせん（三九）

また、同じ折に詠まれた歌は、題者・序者・読師を務めた左大臣源俊房の歌が、『新古今集』（雑上）に次のように見られる。

京極前太政大臣家に、白河院みゆきし給ひて、又の日、花歌たてまつられけるによみ侍りける

堀河左大臣

老いにけるしらがも花ももうともにけふの御行に雪と見えけり（一四六一）

『和漢兼作集』（春中）に藤原季仲の歌が、

權中納言藤原季仲

白河院京極前閔白家に御幸ありて人人翫花といふことをつかうまつりけるに
千代ふべきやどのしるしの花の色もけふのみゆきにほひそひつつ（一六四）

と見える。顯季もその家集『顯季集』に、

二月二十一日、京極殿に御幸ありしに、またの日、花をもてあそぶといふ題をよまれしに

桜花にほふさかりの宿なればなほをりてこそ見まくほしけれ（二九）

と見える。『匡房集』の次の歌も同じ折のものであろう。

京極殿のみゆきに、花

きみがよにちとせをふべきさくらばないるものどかにみえまがふかな（二八）

以上、参考した人々の和歌について見てきた。この催しで白河院も、師実を寿ぐ歌を『金葉集』（春部）に次のよう

に残している。

宇治前太政大臣京極の家の御幸

院御製

春がすみたちかへるべきそらぞなきはなのにはひにこゝりとまりて（三五）

『師実集I』一二番歌に次の歌がある。

花契千年

㉗さきそむるわかきのむめも見つれどもちとせのはるにかみさびぬべし（一一）

右歌は他文献には見出せないが、「花契千年」という歌題の歌は『続後撰集』（賀、一三四五 匣房）、『俊忠集I』（四八）に見られる。また『中右記』永長元年三月十一日条より、詠作年次は嘉保二年（永長への改元は十二月十七日）三月十一日と知られる。

『師実集I』一六番歌は次の歌である。

㉘ちはやぶるいつきのみやのありすがはまつとともにぞかげもすむべき（一六）

」の歌は『千載集』（賀、六一六）に次のように詠まれている。

一條太皇大后宮、賀茂のいつきと申しける時、本院にて松枝映水といへる心をよみ侍りける

京極前太政大臣

ちはやぶるいつきの宮のありす川松とともにぞかげはすむべき（六一六）

また『月詣集』（正月・附賀、七三）や『定家八代抄』（六〇一）にも、『千載集』と大きな異同もなくとられている。

右の「二条太皇大后宮」とは白河院第三皇女令子内親王のことである。令子が賀茂の斎院であったのは、寛治三年（一〇八九）六月から承徳三年（一〇九九）六月までの間であるので、この期間に詠まれた歌といえる。令子の母賢子が、師実の養女なので、令子は師実にとつて孫にあたる。

さて、この「ちはやぶる」の歌は諸注釈等によれば、例えば『千載和歌集』（新日本古典文学大系、片野達郎・松野陽一氏校注 岩波書店 一九九三年）によれば、

康和元年（一〇九九）四月一日歌会か（師通記、題「松葉映水」）

などと指摘されている。『後二条師通記』康和元年四月一日条には、

……於斎院可有和歌、題者余所釈申也、松葉映水、令中將家政覽於殿、帰來云、御覽了、……

とあり、「松葉映水」という歌題が出されたのである。つづく『後二条師通記』康和元年四月三日条には、

……未剋參京極殿、ゝ人ゝ参会、參斎院小弓、次鞠、殿上人以下所勤仕也、酒希了於簀子敷有管弦事、秉燭

之後講和歌、中宮大夫・權大納言・左大將・二位中納言・頭弁家忠、

とある。斎院で和歌が講ぜられたといふことが記されている。つまり四月一日に歌題「松葉映水」が出され、三日に和歌が講ぜられたということであろう。『千載集』に収められた「ちはやぶる」の歌は、歌題「松枝映水」となつていが、次の二首からおそらく「松葉映水」の誤りと思われる。「松葉映水」の歌題を持つ歌『二条太皇太后宮大式集』（八二）に、

本院にて、人々まゐりて、まつのはみづにえいすいふ心、よませたまひしに
のどかなるみづにうつれるまつかげはちよをばかはと見するなりけり
の歌があり、『摂津集』（五三）に、

四月一日、殿ばら、人々ぐしてまゐらせ給ひて、うたよませ給ひしに、まつのは水にえいづといふ題
ちとせあるきみがときはのまつのははみづにうつれるかげものどけし（五三）

の歌がある。『摂津集』は詞書に「四月一日」とあるが、『中右記』の記事より、歌が披講されたのは四月三日と考え
て差し支えあるまい。

ところで『秋風集』（神祇、六二一四）に次のように興味深い歌が見える。

康和元年四月三日、斎院にて、松みづに映ずといふことをかうぜられけるによみ侍りける

富家入道前関白

ありす河松のよはひのかげ見えて千よもいつきのすみぬべきかな（六二一四）

四月三日に斎院で「松みづに映ず」という歌題で歌が詠まれたというのである。作者は師実の孫にあたる忠実である。
歌題が少し異なるが、この歌も「ちはやぶる」の歌と同じ折のものであろう。時に忠実一十二歳。

以上述べてきたことをまとめると、康和元年四月一日に斎院において「松葉映水」という歌題が出された。四月三
日、斎院でその歌題の歌が披講された。その折の歌が『師実集I』（一六）・『摂津集』（五三）・『秋風集』（六二一四）な
どに収められた。大式も摂津も令子内親王に仕えた女房で、師実、忠実といずれも斎院令子内親王と関わりの深い人
たちばかりである。斎院令子の和歌活動の一端がうかがえる。

康和元年五月以後の師実詠は見出せない。

以下には詠作年次の特定できないものをあげる。

㉙ちるをとたかくきこゆなるかは（師実集I一）

名所

⑩すまのうらはあまのはらにぞかよふなるもしほのけぶりたえずたちつゝ（師実集I-11）

秋花移庭

⑪わがやどにあきのゝへをばうつせりとはな見にゆかむひとにつげばや（師実集I-5）

この歌は『後拾遺集』（秋上、三二九）、『和歌一字抄』（五五三）（七九六）、『題林愚抄』（二二四六）にとられている。

船過芦洲

⑫かはふねのあしまをすぐるをとすれ□ゆくらむかたの見えもせぬかな（師実集I-6）

いはひのこゑるをよみたまひける

題しらず

京極前關白太政大臣

⑬みかさ山みねよりいづる月かげのあまつそらにもてりまさるかな（続後撰集、二二一八）

右歌は『万代集』（秋、一〇一九）にとられている。

法性寺はなざかりなるを見て

よろづよのはるをかねたるさくらばなこぢるまさりにさかむとすらん（肥後集二五）

御返し、さきの大上大臣

⑭おほぢよりこほひおきけるはるなればこぢるまさりにはなもぐらむ（肥後集二六）

師実詠歌三十四首のうち、二十八首は詠作年次が確定できたが、残りの六首については、はつきりと特定することことができなかつた。

五 まとめ

この師実和歌集成作業を通して、気づいたいくつかの点を以下にあげ、まとめとしたい。

師実の和歌活動は①の伊勢大輔との贈答から始まる。師実十四・五歳、あるいは十七から十九歳の時に詠まれたこの贈答は、摂関家の御曹司たるにふさわしい教養を身につけるための一場面としても、捉えることができよう。③・④は、師実の姉四条宮寛子第における、康資王母や下野との贈答で、青年師実の姿を彷彿させてくれる。①③④はいずれもケの歌であるが、その他では歌会などといったハレの歌が目立つ。㉙の歌は康和元年四月三日に詠まれたものであるが、それ以降の師実詠は見出せない。跡継ぎの師通が亡くなつたのは、康和元年六月。将来を嘱望されていた師通の死は、師実に大きなショックを与えたものと思われる。晩年の師実の和歌活動に大きな影響をもたらしたのであらうか。

院政期の和歌活動は従来白河院を中心として研究されてきたように思えるが、視点を変えて、摂関家の和歌活動に重点を置いて研究することが必要であると思う。師実の詠歌そのものについての研究ももちろんだが師実主宰の高陽院七番歌合などの研究も合わせて行うべきだろう。

㉙の歌は斎院を舞台としたものであるが、斎院令子内親王は師実にとつて、孫娘にあたる人物である。斎院の後見も当然師実がしていることと思われるが、斎院の和歌活動に彼がどのように関わっているのかも興味深いところである。

『師実集I』で、例えば、四番歌から十番歌まではひとまとまりになつていて断簡である。従来それらの歌は年次順に置かれていると考えられていたが、詳しく考察してみると、必ずしも年次順になつていないのである。この点については稿をかえて述べたい(一四)。

最後に、院政期の和歌活動全体を明確にするためには、師実に関する史的資料等も駆使して、師実の伝記的研究をまとめることが大切であると考える。

注

- (一) 久保木哲夫氏『伊勢大輔集注釈』(貴重本刊行会 一九九一年)。
- (二) 橋本不美男氏『王朝和歌史の研究』(笠間書院 一九七二年)。
- (三) 清水彰氏『四條宮下野集全釈』(笠間書院 一九七五年)。
- (四) 久保木秀夫氏「大僧正明尊とその時代」(『国文学研究資料館紀要』第二五号 一九九九年三月)。
- (五) この項目は、師実詠を中心に考察しているが、顕房や經信にも関わる記事で内容的に本論文第一部第二章「京極大殿御集の研究」付、他出文献一覧 第二節、第一部第一章「源顕房の和歌」第三節、第一部第三章「源經信の和歌活動」第二節において、同じ用例をあげて論述していることを申し付け加える。
- (六) 注(五)参照。
- (七) 橋本不美男氏『院政期の歌壇史研究』(武藏野書院 一九六六年)。
- (八) 久保木秀夫氏「関白頼通の和歌—集成と考証—(下)」(『語文』一〇二号 一九九八年十二月)。
- (九) 上野理氏『後拾遺集前後』(笠間書院 一九七六年)。
- (一〇) 関根慶子氏『大納言經信集』(日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』所収 岩波書店 一九六四年)。
- (一一) 佐藤裕子氏「斎院撰津—撰津集を中心にして」(『中古文学論攷』第三号 一九八二年一〇月)。
- (一二) 上條彰次氏『千載和歌集』(和泉古典叢書8 和泉書院 一九九四年)。
- (一三) 柏木由夫氏『金葉集』の白河院と堀河院』(『和歌文学論集6 平安後期の和歌』風間書房 一九九四年)。
- (一四) 本論文第一部第一章参照。

ところで、新出の『京極大殿御集』が冷泉家時雨亭文庫より刊行された(冷泉家時雨亭叢書 第七〇巻『承空本私家集中』 朝日新聞社 一〇〇六年四月)。これは師実の完本の家集である。

本論は完本『京極大殿御集』が刊行される前の、師実集の断簡を中心に考察したものである。家集名などは『新編私家集大成』の呼称に統一したが、他は概ね発表時のままとした。第一部第二章「『京極大殿御集』の研究 付、他出文献一覧」と合わせてお読みいただきたい。その後、発表された関係論文は、

高野瀬惠子氏「『京極大殿御集』の構成について」(『総研大文化科学研究』第四号 二〇〇八年二月)
がある。

第一部 第二章 『京極大殿御集』の研究 付、他出文献一覧

一 はじめに

完本『京極大殿御集』(以下、『師実集II』と呼ぶ)とすることにする)が冷泉家時雨亭叢書第七〇巻『承空本私家集 中』(朝日新聞社 二〇〇六年四月)の中に収められ、影印刊行された。「京極大殿」とは京極関白などと呼ばれた藤原師実のことである。師実の家集は今まで完本は発見されず、断簡(以下『師実集I』と呼ぶ)として十数首伝わっており、それを基に研究は進められていたが、今回完本が刊行されたことにより、家集の全体像が捉えられるようになつた。

私も以前、師実の詠歌について、『師実集I』を中心にして、勅撰集・私撰集・私家集などに存する彼の歌を拾い出し、集成と考証を試みたことがある(1)。

完本が発見されたことにより、新たに目にする歌ならびに今までの『師実集I』では分からなかつたこと、あるいは登場人物の呼称や歌の配列等より考えられることを中心に以下述べていくこととする。ただし、元から『師実集II』に入つていた歌で断簡(『師実集I』)として伝わらず、他出として勅撰集等に取られた歌については既に考証がされているので、それらについては割愛した。論を進める上で、本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」ならびに久保木哲夫氏(「京極関白師実とその和歌活動」(山岸徳平先生記念論文集刊行会『日本文学の視点と諸相』 沢古書院 一九九一年《以下、論文①と呼ぶ》)の論と重なる部分も出てくるが、「容赦いただきたい。『師実集II』に関する研究としては、

久保木哲夫氏「京極大殿御集」解題（冷泉家時雨亭叢書第七〇巻『承空本私家集 中』朝日新聞社 二〇〇六年
《以下、論文②と呼ぶ》）

がある。

なお、末尾に参考資料として『師実集II』の他出文献一覧表を付した。その表には『師実集II』中の歌で『師実集I』として伝わっていた歌もわかるようにした。

一一 新出歌について

完本刊行によつて、新たに目にする歌が数首あげられる。それらについて順次、考証していく」ととする。

先ず、『師実集II』の冒頭歌ならびに一二番歌は次に示す歌である。

天喜五年閏三月、宇治ニテ、山家春残

サクラバナチリツツノコル山ザトニスギユクハルハヤドラザリケリ（一）

同年十月十七日庚申、落葉有声

コガラシノハゲシキミネノモミヂバハチルヲトタカクキコユナルカナ（二）

冒頭歌の詞書に「天喜五年閏三月」とあるが、天喜五年に閏月はなく、天喜五年前後で閏月があるのは天喜四年である。ところで、次の二番歌詞書に「同年十月十七日、庚申……」とあるが、『日本暦日便覽』によると、天喜五年十月十七日は庚申にあたるのである。二番歌詞書の年次が正しいと考えると、冒頭歌の詞書の「閏」は誤って混入したことにならうし、冒頭歌が天喜四年の詠だとすると、二番歌詞書の「同年」はおかしいことになる。いずれにしてもこの二首は天喜四年または五年の三月と十月に詠まれた歌であると思われる。師実十五・六歳の詠で、この歌は現在

分かつてゐる師実詠の中で、最も早い時期の歌となる。

歌題等から考えて、冒頭歌と同じ折に詠まれたと思われるが、『和歌一字抄』に次のように見える。

山家春残

俊綱

なゞりなく散りてわかれし桜花まだやまととはさかりなりけり

俊綱は師実の実兄にあたり、同じ折に詠まれた可能性は十分あると思われる。

*

*

*

次に『師実集Ⅱ』一一番歌から一四番歌までをあげる。『師実集Ⅰ』では一二番歌以下は伝わっていない。

承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜二

トキハナルチトセノマツトモロトモニツルノカヒコヲクリカヘシミル（一一）

オナジ年九月十三夜、月照菊

クマモナキヨヒノ月ニヲシナベテサカリトミユルシラギクノハナ（一一）

経年恋

年ヲフルオモヒナリケリスルガナルフジノタカネニタエヌケブリハ（一一）

オナジ月十七日、中宮ニテ菊契遇年

ウエテミムキミモヒサシキ菊ノ花トモニチトセノチギリヲゾスル（一四）

一二番歌詞書に「オナジ年、九月十三夜、月照菊」とあるが、この詞書の「オナジ年」は前の一二番歌詞書「承保三年」を受けて、承保三年九月十三日のこととされる。一三番歌は一二番歌と同じ折に詠まれた歌と考えられる。また、一四番歌詞書「オナジ月十七日」は、一二番歌詞書を受けて九月十七日の詠と思われる。一二三四番の一連の

歌は、詞書の書きようから、いざれも承保三年九月に詠まれたものと見られる。

ところで、『水左記』承保二年九月十三日から十七日条に非常に興味深い記事が次のように見られる(一)。

十三日 晴、及秉燭於左府有和歌事、題云、月照菊花、經歲恋、題者講師式部大輔実綱朝臣也、無序、上達部殿上人等數十輩所被會合也、子刻許事了各退出、

十七日 天晴、今日於中宮有和歌、題云、菊契遐年、序題東宮學士匡房也、左相府以下上達部殿上人其數參会、入夜事了各退出、

右によれば、承保二年九月十三日に「左府」と師実第で和歌会があつた。題は「月照菊花」「經歲恋」の一題。上達部殿上人が数十人参会したという。続く九月十七日に中宮御所にて、「菊契遐年」の題で和歌会が行われた。左大臣師実以下の上達部殿上人が参会したという。これらの記事は『師実集II』一一一四番歌の詞書とまさに合致する。つまり、一二一・一三番歌は、承保三年ではなく、承保二年九月十三日に師実第で「月照菊花」「經歲恋」という題で詠まれたもの。同じ折に詠まれた歌としては、例えば、『後拾遺集』(恋一、六六一・六六二)の、

閑白前左大臣家に人人經年恋といふ心をよみはべりける 左大臣
われがみはとがへるたかとなりにけりとしはふれどもこゐはわすれず

右大臣

としをへてはがへぬやまのしひしばやつれなき人のこころなるらん

があげられる。「閑白前左大臣家」とは師実第をさし、左大臣とは俊房、右大臣とは顕房のこと。

また、歌題「經年恋」を持つ歌は、他にも『經信集III』(一一五)に、

大殿にて、經年恋

あふことをいつともなくてあはれわがしらぬいのちにとしをふるかな

と見える。「大殿」とは師実第をさす。

一方、一四番歌は中宮賢子の御所において承保二年九月十七日に「菊契週年」という題で詠まれた歌で、序題は東宮学士大江匡房が書いた。左大臣師実以下上達部殿上人が参会したという。同じ折の歌としては『経信集III』(一一五) の、

菊契週年

きくのさくたにのながれをくむひとやおほくのあきをすぎむとすらむ

や『匡房集I』(一一三) に、

中宮菊契週年有序鳥羽院

ちぢのあきよやうのあきをたのむかなあきのみやなるしらぎくのはな
がある。

つまり、一一～一四番歌は、『師実集II』の詞書を追って見ていくと、承保三年九月のこととなるのだが、実はそうではなく、『水左記』の記事により、承保二年九月のことと知られるのである。

* * *

次に『師実集II』二〇番歌は次の歌である。

逐夜月明

ミカヅキノイデシホドヨリ雲モナクサヤケサマサルアキノヨナヨナ (二〇)

右歌の詞書は年次について書かれていません。また歌題「逐夜月明」は他に見られず、これといった考証の手がかり

はない。ただ、『師実集II』の歌の配列より考へると、当該歌の前にある一八番歌の詠作年次が応徳元年三月であり、後に位置する一一番歌の詠作年次が寛治元年十一月なので、当該歌の詠まれた年次は応徳元年（一〇八四）秋から寛治元年（一〇八七）秋の間ということになろう。

*

次に『師実集II』三四・三五番の贈答歌は次のようないい歌である。

二条太皇大后宮、高陽院ニハジメテウツリワタラセ給ケル年、祝ノ哥講ゼラレケルヲ、ノチニマウシイデラルトテ、摂津ガモトニツカハシケル

コノトノノハルカニサカユマツノ葉ヲチヨノチトセニイハヒコメツツ（三四）

御返シ

摂津

八千年モスムベキヤドノアルジヲバヨロヅヨマデモキミヅミルベキ（三五）

『師実集I』では三五番歌のみ伝わっていたが、この贈答が『摂津集』一一・三番歌にとられていた。冒頭歌も一連の歌なので一緒に示すと、

高陽院にわたらせ給へるはじめに、人々にいはひのうたよませさせ給しに

いけ水のすむにしらるるちとせをばきみが心にまかせたるべし（一）

そのうたども申てとおほせられて、関白どの

このとののはるかにさかゆまつの葉のちよの千とせにいはひこめつ（二）

御返シ

やちとせもすむべきやどのあるじをばよろづ代までも君ぞみるべき（三）

となつてゐる。従来この一～三番の一連の歌は詠作年次にいくつかの考え方があつた。冒頭歌の詞書「高陽院にわたらせ給へるはじめに、人々にいはひのうたよませさせ給しに」の解釈が問題となつていてゐるのである。後藤祥子氏は「わたらせ給へる」の主語を天皇と解釈され、詠作年次を承暦元年（一〇七七）十月九日とされた（三）。一方、佐藤裕子氏は師実と考えられ、寛治六年七月十日とされた（四）。

『師実集II』では、詞書に「二条太皇大后宮、高陽院ニハジメテウツリワタラセ給ケル年」とあるように、主語を「二条太皇大后宮」と謳つてゐる。それでは「二条太皇大后宮」とこと令子内親王が高陽院に渡つたのはいつのことなのか。歌の内容から考えて、高陽院が新しくなつた折のものであろう。年次としては佐藤氏や久保木氏（論文①）の言われるよう、寛治六年（一〇九二）七月十日をいうのである。新造なつた高陽院に、令子内親王は師実の養女であるので、師実と一緒に渡つたのではないだろうか。但し、寛治三年（一〇八九）六月二十八日から承徳三年（一〇九九）六月二十日の間は令子の斎院時代である。その点が気になるところである。令子が斎院を退下した年と考えても承徳三年となり、いずれにしても「二条太皇大后宮」には問題が残る。

ところで推測になるが、この「二条太皇大后宮」の「二条」は「四条」の誤りと考えられないだろうか。「四条太皇太后宮」といえば、後冷泉天皇后の四条宮寛子のことと、師実にとって同母姉に当たる人物である。承保元年（一〇七四）には「太皇太后」になつてゐるので、寛治六年のころは「四条太皇太后宮」と呼ばれていた。新しく落成した高陽院に、姉である四条宮寛子がお祝いにやつてくるのである。師実の家集だから、この記事は当然載せるのである。しかしながら、何かの手違いで「四条」とあるべきところが「二条」になつたのではあるまいか。一方、『摂津集』の方は、同じ記事でも令子内親王が中心なので編纂の折、「太皇太后宮」については削つたのであろう。

三 登場人物の呼称と詠作年次

次に登場人物の呼称と詠作年次について考えてみたい。『師実集Ⅱ』に登場する人物には次のような人がいる。

中宮	一一、一四
皇女	一一
太上天皇	二三
隨身公種	二三
院	二三
康資王母	二五
経信大納言	二五、三六
太上皇	二七
肥後	二九
二条太皇大后宮	三四
摂津	三五

右の人物で呼称と詠作年次が一致する例から考えてみる。一二番歌の「太上天皇」と二七番歌の「太上皇」の例から考察する。次に示す『師実集Ⅱ』の一二・二三番歌を見ていただきたい。

寛治七年三月十日、太上天皇法勝寺ノ花御覽ジケルニ、常行堂ノマヘニテ、人々マリツカウマツリケルニ、

隨身公種ヲ御ツカヒニテ鞠ヲタテマツラセ給トテ

山ザクラタヅヌルトキハサソハレヌオヒノココロノアクガルルカナ（一二）

院御カヘシ

ヤマフカクタヅネニハコデサクラバナナニシココロヲアクガラスラム（一一一）

右の歌は寛治七年（一〇九三）三月十日に交わされた師実と白河院との贈答である。他出としては『続古事談』（巻一、第二七話）に、

白河院法勝寺におはしまして、花を御覧じて、常行堂の前にて人々まりつかうまつりけるに、殿より隨身公種してまりをたてまつり給て

山桜たづぬと聞けどさそはれぬ老の心のあくがるるかな（七）

御返

山深く尋ねにはこで櫻花なにか心のあくがらすらむ（八）

と見える。問題は白河院の呼称についてだが、『師実集II』は「太上天皇」と書いてある。「太上天皇」とは譲位した天皇の尊称をいう。白河天皇が譲位したのは応徳三年（一〇八六）十一月二十六日で、堀河天皇が即位したのが同年十二月十九日があるので、堀河天皇崩御までの嘉承二年（一一〇七）七月までは少なくとも白河院の呼称は「太上天皇」であると思われる。寛治七年における白河院の呼称が「太上天皇」というのは、当代の人々の呼び方であると考える。そうすると、詠作時点の呼称と考えていいであろう。

次に同じような呼称の例が『師実集II』二七番歌に見える。

嘉保三年二月廿一日、太上皇、上東門亭ニ幸シタマヘリケル時、翫花トイフ事ヲ講ゼラレケルニ
サクラバナオホクノハルニアヒヌレドキノフケフヲヤタメシニハセム（一一七）

詞書に「太上皇」とあるが、これは「太上天皇」と同じ意である。前の歌の考証で述べたように、白河天皇譲位の

年次と堀河天皇の在位期間より、嘉保三年（一〇九六）二月の時点で白河院は「太上皇」と呼称されているので、こ^レでも詠作年次と人物の呼称が一致する。

もう一例、人物の呼称と歌の詠作年次が一致する例をあげる。『師実集II』一二五・一二六番歌は次の歌である。

同月ノ十九日、高陽院ニテ哥合シタマヒケルニ、康資王母ノウス花ザクラノ哥ヲ、判者経信大納言、クレナヰノサクラハ詩ニハツクリハベレド、歌ニヨミタル事ナムナキ、ト難ジ申ケレバ、アシタニカノ康資王母ノガリノタウビツカハシケル

シラクモハタチヘダツレドクレナヰノウスハナザクラココロニゾソム（一二五）

返

シラクモハサモタタバタテクレナヰノイマヒトシホヲキミシソムレバ（一二六）

右の贈答は「高陽院七番歌合」における師実と康資王母とのやりとりである。この歌合は寛治八年（一〇九四）八月十九日に行われた歌合で、経信の呼称に注目したい。経信は永保三年（一〇八三）正月に権大納言になり、寛治五年（一〇九一）正月に大納言になっている。この寛治八年時は大納言職に就いているので、こ^レでも詠作年次と呼称が一致しているといえる。

*

*

*

それでは次に呼称が詠作年次と一致していない例について考えてみよう。

『師実集II』三四・三五番歌は二節ですでにとりあげたが、この贈答の詠作年次は寛治六年七月とされる。令子内親王のことを「二条太皇大后宮」と呼称しているが、令子内親王が太皇大宮になるのは長承三年（一一三四）のことであり、人物の呼称と詠作年次が全く合わない。前節でも触れたが、あるいは「四条太皇太后宮」の誤りか。

もう一例、呼称と詠作年次が合わない例をあげる。『師実集Ⅱ』三六・三七番歌である。

七月七日、経信大納言ノモトニノタウビツカハシケル

アラタマルウヅエヲツキテチトセフルキミガネノヒノ松ヲコソミレ (三六)

御返

老ラクノウヅエツキツツワレゾイノルネノヒノキミガヨハヒニ (マニ) (三七)

右の三六番歌の詞書の「七月七日」について、すでに久保木氏（論文②）が指摘されているように、正月七日の誤りであろう。詠作年次についても久保木氏（論文①）が詳しく考証されている。それによると、同じ歌が『経信集Ⅱ』に次のように載っていることを指摘され、

とのより、ゑの序かきてとてありしを、かきてまいらせたりしおほむかへりに、かくなんおほせらるるとて、
ないしの、ふみにかかれたりし、正月子日なり

あらたまるうづゑをつきて千とせふるきみがねのひのまつをこそ見れ (七)

御かへし

おいらくのうづゑをつきてわれもいのるねのひのまつはきみがよはひと (八)

「ここ」で問題になるのは断簡で『正月七日』とあり、経信集では「正月子日なり」とあることである。正月七日が子日にあたるのは、彼が生きた時代では承保二年と三年の一回だけである。従つてこの贈答歌はそのどちらかの詠ということになるのだが、歌の内容から考えるとおそらく前者、承保二年のことである「とされる。承保二年(一〇七五)正月の時点でもまだ経信は権中納言になつていないのである。

*

*

*

本節では登場人物の呼称と詠作年次について考証してきた。くり返しになるが、例えば、二五番歌の場合、詠作年次は嘉保元年（一〇九四）八月であり、そのとき、経信は大納言職に就いていたので、「経信大納言」という呼称は、歌の作られた時と合っていた。しかし、三六番歌は、詠作年次は承保二年（一〇七五）正月なのに、「経信大納言」と呼称している。この時は経信は中納言にもなっていないのである。

経信の呼称に注目してみると、人物の呼称は、歌の詠作年次のものではなく、家集編纂時のものと考えるのが妥当であろう。そう考えることによって説明がつく。白河天皇が「太上天皇」「太上皇」と呼ばれた時期は、「応徳三年（一〇八六）十一月廿六日～嘉承二年（一一〇七）七月十九日」であり、経信が「経信大納言」と呼ばれた時期は「永保三年（一〇八三）正月～承徳元年（一〇九七）閏正月」であるが没したのが大納言在任中の承徳元年閏正月であるので、没後も「経信大納言」と呼ばれたと考えられるので、編纂時と考えて何ら問題はない。

また「二条太皇大后宮」についても、もし「四条太皇太后宮」だとしたら、四条宮寛子が「太皇太后宮」と呼称されたのは、承保元年（一〇七四）～大治四年（一一一七）であるので、やはり家集編纂時の呼称と考えられる。

四 まとめ

以下、『師実集II』の全歌について詠作年次を示し、その根拠を下に記した表をあげ『師実集II』全体から知り得たことなどを記し、まとめどしたい。

歌番号

詠 作 年 次

根拠となる資料

一 天喜四・五年（一〇五六・一〇五七）三月

詞書

天喜四・五年（一〇五六・一〇五七）三月十七日

詞書

天喜四・五年（一〇五六・一〇五七）三月十七日

『師実集II』の編年性より推測
新千載集

康平三年（一〇六〇）三月八日

詞書

康平四年（一〇六一）三月四日

詞書

康平四年（一〇六一）承保二年

『師実集II』の編年性より推測
『師実集II』の編年性より推測

承保二年（一〇七五）九月十日

水左記

承保二年（一〇七五）四月十八日

水左記

承保二年（一〇七五）

詞書

承保三年（一〇七六）四月十三日

詞書、久保木氏前掲論文①

承保二年（一〇七五）九月十三日

水左記

承保二年（一〇七五）九月十三日

水左記

承保二年（一〇七五）九月十七日

水左記

承保二年（一〇七五）九月十七日

水左記

承保二年（一〇七五）夏

榮花物語

永保元年（一〇八一）夏

詞書

応徳元年（一〇八四）正月二十一日

詞書

応徳元年（一〇八四）三月十六日

江記、後二条師通記

応徳元年（一〇八四）寛治元年のいずれかの九月十三日

『師実集II』の編年性より推測

応徳元年～寛治元年のいずれかの秋

寛治元年（一〇八七）十一月二十九日

『師実集II』の編年性より推測

寛治七年（一〇九三）三月十日

詞書

寛治七年（一〇九三）三月十日

詞書

嘉保元年（一〇九四）八月十五日

詞書

嘉保元年（一〇九四）八月十九日

詞書

嘉保元年（一〇九四）八月十九日

詞書

嘉保三年（一〇九六）二月二十二日

詞書

嘉保三年（一〇九六）二月二十一日

詞書

嘉保三年（一〇九六）二月二十二日

詞書 中右記

寛治八年（嘉保三年）か

『師実集II』の編年性より推測

寛治八年（嘉保三年）か

『師実集II』の編年性より推測

寛治八年（一〇九四）三月三十日

詞書

康和元年（一〇九九）四月三日

詞書

康平三年（一〇六〇）十一月二十六日

平定家朝臣記

寛治六年（一〇九二）七月十日

佐藤裕子氏前掲論文

寛治六年（一〇九二）七月十日

佐藤裕子氏前掲論文

承保二年（一〇七五）正月七日

久保木氏前掲論文①

承保二年（一〇七五）正月七日

久保木氏前掲論文①

先ず、『師実集Ⅱ』は、詞書の敬語の使われ方より、従来言われてきたように、他撰家集であること。

次に、歌の配列については、細かいところをみると、多少年次が入れ替わっているところもあるが、従来考えられていたように、家集全体としては、基本的に年次順に配列されているということ。しかし、『師実集Ⅱ』一二から一四番歌の詞書の内容が、『水左記』などの記録と違っていること。どう考えたらいいのだろうか。単なる誤りなのだろうか。師実のような当時、一人の家集においても、他撰の場合は年次の違いが起きてしまうのだろうか。また、『師実集Ⅱ』中の人物は、家集編纂時の呼称である」と。

『師実集Ⅱ』は小さな家集ではあるが、詞書の敬語の使われ方より、他撰家集で、歌はほぼ編年に配列され、登場人物は家集編纂時の呼称をしていること等、編纂者の意図がはつきりしている家集ということがわかった。編纂者はおそらく師実に近しい人物で師実没後、それほど時間が経過していない時点で編纂したと思われる。

付、『師実集Ⅱ』の他出文献一覧表

師実集Ⅱ	師実集Ⅰ	他出文献資料
一番歌		ナシ
二番歌	下句	ナシ
三番歌	○	ナシ
四番歌	○	新千載集（春上、八三）、題林愚抄（春三、九八六）
五番歌	○	新古今集（春下、一〇一）、和歌口伝（一七五）、題林愚抄（春三、九二五）、定家八代抄（春下、

一一〇)

六番歌

後拾遺集（秋上、三三九）、和歌一字抄（五五三、七九六）、題林愚抄（秋一、三三四六）

七番歌

ナシ

八番歌

ナシ

九番歌

秋風集（賀、六四六）

一〇番歌

○ ○ ○ ○ ○ ○

詞書

ナシ

ナシ

ナシ

ナシ

一一番歌

続後撰集（恋二、七七五）、万代集（恋三、一二五七）、歌枕名寄（五一六六）

一二番歌

万代集（雜三、三三一一三）、夫木抄（雜八、一一三三七）、栄花物語（布引の滝、六一四）

一三番歌

続千載集（夏、一二五四）、題林愚抄（夏、一一一七）

一四番歌

続後拾遺集（賀、六一一）

一五番歌

夫木抄（春四、一一一五）

一六番歌

続後撰集（秋中、三三二八）、万代集（秋下、一〇二一九）。

一七番歌

ナシ

一八番歌

新続古今集（賀、七五二）、題林愚抄（賀、一〇六一〇）

一九番歌

千載集（春上、四三）、続古事談（卷一、七）、中右記寛治七年三月八日条

二〇番歌

二三番歌

二四番歌

風雅集（春中、一八一）、万代集（春下、二八八）、続古事談（卷一、八）
統古今集（秋上、四〇一）、雲葉集（秋中、五二九）、秋風集（秋上、三三七）、題林愚抄（秋三、四
一〇一）

二五番歌

二六番歌

二七番歌

二八番歌

二九番歌

二〇番歌

二一番歌

二二番歌

二三番歌

二四番歌

二五番歌

二六番歌

二七番歌

二八番歌

二九番歌

詞花集（春、一九）、高陽院七番歌合（七一）、康資王母集（一六）、今鏡（藤波上、五六）
詞花集（春、一〇）、高陽院七番歌合（七一）、康資王母集（一七）、今鏡（藤波上、五七）
千載集（春上、五〇）、続詞花集（春下、三九）

ナシ

肥後集（三五）

肥後集（三六）

新勅撰集（神祇、五四八）、続古事談（卷二、一八）

千載集（賀、六一六）、月詣集（正月附賀、七三）、袖中抄（七九六）、題林愚抄（雜、九〇四九、

賀、一〇六一二）、定家八代抄（賀、六〇一）、歌枕名寄（一八五）

新後拾遺集（慶賀、一五三七）、万代集（賀、三七六六）、平定家朝臣記（康平三年十一月二十六日）

摨津集（一）

摨津集（二）

新千載集（慶賀、二二九七）、経信集III（五）

経信集III（六）

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

注

- (二) 本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」参照。
- (三) 本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」注(四)参照。
- (三) 後藤祥子氏『私家集大成中古II』撰津集解題（明治書院 一九七五年）。
- (四) 佐藤裕子氏「斎院撰津—撰津集を中心に」『中古文学論叢』第三号 一九八二年一〇月）。

第一部 第三章 藤原師通の和歌

一 はじめに

藤原師通は、京極関白藤原師実男で、母は右大臣源師房女麗子である。摂關家御堂流の藤原道長の曾孫にあたる人物で、從一位関白内大臣にいたる。系図に示すと次の通り。

道長—頼通—師実—師通—忠実—忠通

いずれの人物も藤原氏の頭領たる氏長者となり、藤原氏一門の頂点に立つとともに、政治・文芸の中心者として活躍をした。師通は嘉保元年（一〇九四）三月九日に関白となり、同月十一日に氏長者となる。しかし、康和元年（一〇九九）六月二十八日、三十八歳の若さで亡くなってしまう。

師通の生きた時代は、白河上皇の院政期にあたり、上皇の勢いは摂關家を凌ぎ、「古儀復興の一環としての勅撰集撰集（後拾遺集）も企てられ、近臣通俊によつて撰進される事になる」（）という状況であった。しかし応徳元年（一〇八四）九月二十二日中宮賢子の死にあたり、白河上皇の政教意識は薄れていつた。師実を中心とした摂關家歌壇は、「寛治三年（一〇八九）八月二十三日四条宮扇合」や「同八年（一〇九四）八月十九日高陽院七番歌合」等で復興を見せるものの、康和元年（一〇九九）六月、師通が急逝し、康和三年（一一〇一）二月、師実が相次いで亡くなり、その勢力は衰退していった。

さて、王朝和歌から中世和歌への展開を解明するには白河院政期の諸活動を明らかにすることが課題といえる。

摂関家の和歌活動の中心者は師実から師通へと移つていくが、師通の和歌活動を明らかにすることで、院政期における摂関家の和歌活動の動向が見えてくると考える。

本論は、師通の詠んだ和歌一首一首について、詠まれた場や詠作年次また同時詠、交友関係等の考察を通して、歌人としての師通の活動を論ずるための基礎資料として検討したものである。

師通に関する先行研究としては、

上野理氏『後拾遺集前後』(笠間書院 一九七六年)

中村成里氏「藤原師実・師通・忠実」(『平安後期文学の研究—御堂流藤原氏と歴史物語・仮名日記—』所収 早稲田大学出版部 二〇一一年三月) (初出「『栄花物語』続編と藤原忠実」中古文学 第八三号 二〇〇九年六月)

などがあげられる。上野氏は和歌史的見地から『後拾遺集』成立前後の和歌活動を考査したもので、摂関家の和歌活動に言及した際、師通について随所で取り上げている。中村氏は師通が師実・忠実と比べて、『栄花物語』や『今鏡』でどう評価されているかに言及している。

二 师通の和歌

师通の詠んだ和歌で、勅撰集に収められた歌とその他出文献を示すと次の通りである。

勅撰集	他出文献
後拾遺集（夏、一二三〇）	和漢兼作集（夏下、五一五）
千載集（春上、五一）	ナシ
新古今集（雜上、一四五四）	肥後集（一一九）
新古今集（雜中、一六五二）	栄花物語（布引滝、六一八）

続いて、私撰集・私家集・古記録等に収められた和歌は次の通りである。

私撰集・私家集など	他出文献
万代集（賀、三七六七）	ナシ
秋風集（秋下、三四五）	和漢兼作集（秋中、七〇五）
秋風集（賀、六五〇）	ナシ
経信集III（四八）	ナシ
経信集III（六〇）	ナシ
康資王母集（一四六）	ナシ
師通記 寛治六年七月七日条	ナシ
師通記 寛治七年七月七日条	ナシ
師通記 寛治七年十月四日条	ナシ

以上、師通の詠んだ和歌についてまとめると、次のとおりである。

勅撰集	四首
私撰集	三首
私家集	三首
後二条師通記	三首
合計	十三首

師通の和歌は合計十三首、見出せた。これらの歌を一首一首考察していくが、考察にあたっては、年次の特定できる和歌や推定できる和歌から、年次の早い順に番号を付して考察していく。年次の全くわからないものについては最後に置いた。

なお、十三首は師通の年齢と官職に応じて、三期に分けた。第一期は、十一～二十一歳（延久四年正月～永保二年、元服してから内大臣になる前年まで）。第二期は、二十二～三十三歳（永保三年正月～嘉保元年二月、内大臣になってから関白になる前月まで）。第三期は、三十三～三十八歳（嘉保元年三月～康和元年、関白になつてから亡くなるまで）。

三・十一～二十一歳（延久四年正月～永保二年）の詠歌

『新古今集』（雑中、一六五二）の次の歌が師通詠でもつとも年次の早い歌である。

京極前太政大臣、ぬのびきの滝見にまかりて侍りけるに

二条関白内大臣

①みなかみの空に見ゆるは白雲の立つにまがへる布引の滝

右の歌は、関白師実一行が布引の滝を見に行つた折の歌の一つとして、『栄花物語』（布引滝 六一八）に次のように納められている。

そのころ、殿、布引の滝御覽じにおはします。：

三位中將師通

水上の空に見ゆれば白雲の立つにまがへる布引の滝

年かはりぬれば、承保四年といふ。

師通の他に、関白殿（師実）・皇后宮大夫顥房・皇太后宮大夫祐家・皇后宮権大夫經信・権中將雅実・中將公実・播磨守為家・家綱が同所で歌を詠んでいる。

右の「みなかみの」の歌は『新編日本古典文学全集 荣花物語三』の頭注より、承保一年に詠まれた(一)と考える。師通十四歳の詠となる。

*

『秋風集』(賀、六五〇)に次の歌が見られる。

永保二年九月きさいの宮にて、菊はるかなるとしを契るといふことを人人よみ侍りけるに

後一条の関白

②のうちにやくさくしら菊のはなは千とせのはじめなりける

右の歌によれば、永保二年（一〇八二）九月に后宮において「菊はるかなるとしを契る」という歌題で師通をはじめ、人々が歌を詠んだという。

「菊はるかなるとしを契る」という歌題や詞書の状況等より、同じ折に詠まれたと思われる歌が、例えば『国房集I』（一一三）に見える。

中宮菊契遅年有序鳥羽院

ちぢのあきよろづのあきをたのむかなあきのみやなるしらぎくのはな

中宮の御殿で「菊契遅年」という歌題で歌が詠まれた。序もあつたことがわかる。次に『経信集III』（一一五）でも、

菊契遅年

きぐのさくたにのながれをくむひとやおほくのあきをすぎむとすらむ
と見える。『師実集II』（一四）では次のように見える。

承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜ニ

トキハナルチトセノマツトモロトモニツルノカヒコヲクリカヘシミル（一一）

オナジ年九月十三夜、月照菊

クマモナキヨヒノ月ニヲシナベテサカリトミユルシラギクノハナ（一一）

経年恋

年ヲフルオモヒナリケリスルガナルフジノタカネニタエヌケブリハ（一一）

オナジ月十七日、中宮ニテ菊契遅年

ウヘテミムキミモヒサシキ菊ノ花トモニチトセノチギリヲゾスル（一四）

『師実集II』は詞書に年次が示されているが、それを追つていくと一四番歌が詠まれたのは「承保三年九月十七日」になるが、一四番歌は「承保二年九月十七日」の詠であることはすでに指摘した（三）。

ところで左大臣源俊房の日記『水左記』承保二年（一〇七五）九月十七日条に以下の記事がある。

天晴、今日於中宮有和歌、題云、菊契週年、序題東宮學士匡房也、左相府以下上達部殿上人其數参会、入夜事了各退出

『水左記』によれば、承保二年九月十七日に中宮御殿で和歌の会があつた。題は「菊契週年」で、序と題は大江匡房がつくり、参加者は、左大臣以下の上達部や殿上人が全員参会したという。まさに承保二年の催行が裏付けられる資料となる。

これら的事を考え合わせると、『秋風集』六五〇番歌詞書「永保二年」は「承保二年」の誤写であると考えられる（四）。

よつて『秋風集』六五〇番歌は、承保二年九月十七日、師通十四歳の詠であると考へる。

*

『万代集』（賀、三七六七）に次の歌が見える。

承保三年四月、皇女の九夜に 後二条関白内大臣

③おひそむるふたばのまつのゆくすゑはかねてはるかにたのもしきかな

「皇女」とは郁芳門院姫子内親王のこと。父は白河院、母は師実女賢子で師通にとつて姪に当たる。同じ九夜の折、詠まれた歌は、『師実集II』（一）に見える（五）。

承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜二

トキハナルチトセノマツトモロトモニツルノカヒコヲクリカヘシミル

また『秋風集』（賀、六五六）にも同じ折に詠まれた歌が次のように見える。

承保三年四月、中宮の皇女隆誕^{タツコ}の九夜によみ侍りける

贈太政大臣さねすゑ

ふた葉よりしるくぞ有りける姫小松千よにさすべき枝のけしきは

作者の「さねすゑ」は藤原実季のことで、公実・保実・仲実・堀河天皇妃貞子等の父、姉茂子は白河天皇の母にあたる。正二位按察大納言で没したが、娘貞子に皇太后が追贈された時、実季も正一位太政大臣が追贈された。

「中宮皇女」は白河天皇皇女貞子内親王で、その九夜のお祝いに対し、師実・師通父子で寿ぎの歌を詠んだ。師通十五歳の詠である。

*

『康資王母集』（一四五・一四六）（六）に次の贈答が見える。

このころの、関白殿の若君をうつくしう見奉りて、つくりたる鳥の声するを奉るとしてよめる
身につまる年に万代とりそへてけふ若君に奉るかな

殿の御かへり

④万代もあかず思ふにとりそへてゆづる齡をうれしとぞ見る

右の「身につまる」の歌は、『続詞花集』（賀、三三〇）に

知足院入道前太政大臣わらはに侍りける時、つくりたるとりたてまつるとてかきつけたりける

康資王母

身につもるとしに万代とりそへてけふわか君にたてまつるかな

と見える^(七)。右の「知足院入道前太政大臣」とは忠実のことであるので、『康資王母集』（一四五）の「関白殿の若君」とは師通男忠実のことをいう。この贈答歌は忠実をかわいらしく見申し上げて、音のするおもちやを差し上げた時に康資王母が歌を詠み、師通が返歌をしたというもの。師通が関白であつたのは、寛治八年（一〇九四）三月から承徳三年（一〇九九）六月であり、師通の関白在任期間における忠実の歳は十七～二十二歳に当たり、「うつくしう見奉」る状況ではない。「関白殿」という呼称はあるいは家集編纂時のものと推測される。詠作年次はつきり特定できないが、忠実の「童」時代であることから、三歳から六歳くらいだと推測し、承暦四年（一〇八〇）～永保三年（一〇八三）ぐらいに詠まれたものと見ておく。師通十九～二十二歳の詠となる^(八)。

四 二十二～三十三歳（永保三年正月～嘉保元年二月）の詠歌

『経信集III』に師通と経信の贈答が二組見える。一組目は、

四月まつりに、内大臣殿より

⑤かみ人のしめのうちよりひきつれてわかやどにこそあふひかけけれ（経信集III四八）

御返

かみ人のいはひかくなるあふひぐさいとどさかえむしるしとぞ見る（経信集III四九）

とある。『経信集II』にも見え、詞書が次のようにもう少し詳しく記されている。

関白殿の内大臣殿とまししをり、四月まつりのひ、あふひにぐして（経信集II四二詞書）

右によれば、師通が内大臣と申し上げた折というので、内大臣になつた永保二年（一〇八三）正月二十六日以降の寛治八年（一〇九四）三月九日の関白になるまでの間の、四月に詠まれたものだろう。

また、もう一組は、

五月五日、内大臣殿より

⑥けさ見ればつまにふくらむあやめぐさちよのはじめにひさしかるべき（経信集III六〇）

御返

さはみづにゑじのをりひくあやめぐさきみがうてなにいはひふくらし（経信集III六一）
と見える。詞書中の作者名表記は「内大臣殿」。右の「けさ見れば」の歌は『経信集II』（五八詞書）では「内
大臣」とある。この贈答も前の贈答と同じく、永保三年正月以降関白になる寛治八年（一〇九四）三月までの間
の、某年五月に詠まれたものと思われる。⑤⑥の歌は師通二十二～三十三歳の間に詠まれたのであるう。

なお、『経信集III』や『俊頼集I』や俊頼の編纂した『金葉集』といった家集や歌集においては、師通のこと
を「内大臣殿」「内大臣」と呼称し、その邸第は「関白殿」と呼んでいる。いずれも歌の詠まれた時期に即した
呼び方をしているのは注目される。

*

『後拾遺集』（夏、一一三〇）に次の歌がある。

くれのなつありあけの月をよみ侍りける

内大臣

⑦なつの夜のありあけの月を見るほどに秋をも待たで風ぞすずしき
同じ歌が『和漢兼作集』（夏下、五一五）に、

晩夏曉月

後二条関白内大臣

夏のよの有明の月を見るほどにあきをもまたで風ぞすずしき

と見える。歌題は少し異なつてゐるが、それぞれの歌題は他に見られない。

『後拾遺集』の師通の呼称は「内大臣」となつてゐるが、『後拾遺集』完成の時期と師通の内大臣在任期間を示すと、完成したのが応徳三年（一〇八六）九月十六日、内大臣在任期間が永保三年（一〇八三）正月二十六日（康和元年（一〇九九）六月二十八日であるので、完成時の内大臣の呼称で呼ばれたのである。詠作年次ははつきりと特定できないが、応徳三年九月十六日以前と考えられる。

なお、師通は『後拾遺集』の詞書においては「内大まうちぎみ」（一二〇番歌詞書）、「内大臣」（四四〇番歌詞書）と呼称されている。このことは前項⑤⑥で述べたのと同様に当代的な呼称といえる。

*

『後二条師通記』に師通詠を二首見出せるが、次の歌は寛治六年七月七日条にある乞巧糸の歌で、詩と和歌の両方が献上されている。

乞巧奉送之詩和

早秋開戸寄眸處、窓下望來万歳榮、百寶鏡臨龍駕会、五雲路織鵲橋迎

⑧七夕ノ年仁遇不東は人者云は天河に而數寸故処しら礼ぬ

右の和歌については、判読するのが難しい。誤字や脱落があるのでどうか。

七夕の年に遇ふとは人は云は天河にてすすこそしられぬ

とでも読むのだろうか。本文に不審があるため、歌の内容は解釈しがたいが、師通三十一歳の詠である。

*

『新古今集』（雜上、一四五三・一四五四）に次の師通の歌がある。

高陽院にて、花の散るを見てよみ侍りける 肥後

万代をふるにかひあるやどなれやみゆきと見えて花ぞ散りける

返し

二条関白内大臣

⑨枝ばことのするまでにはふ花なれば散るもみゆきとみゆるなるらむ
右と同じ贈答歌が『肥後集』（一八・一九）にも次のように見られる。

かやゐどののはな、にはにちりたるをみて

よろづよをふるにかひあるやどなればみゆきとみえてはなぞちりかふ

左大将殿、かへし

枝ばことのするよくにはふはななればちるもみゆきとみゆるなるらん

師通の贈答相手の肥後は、京極関白師実に仕えた女房で、後に令子内親王に仕え、『堀河百首』等の作者になつた勅撰歌人である。「高陽院」は桓武天皇皇子賀陽親王の邸宅の地に関白頼通が豪邸を新築し、師実に伝えたもの。里内裏にも使われた。

『肥後集』の人物呼称が詠作当時のものと考へると、師通が「左大将殿」であつた期間は、承暦元年（一〇七七）四月九日から寛治七年（一〇九三）十二月二十一日までである。この期間における高陽院は、里内裏であつたと考へられる。平安時代の高陽院について太田静六氏（九）は一々四期に分けた。ここは、

第三期高陽院 康平三年（一〇六〇）八月～承暦四年（一〇八〇）二月六日

第四期高陽院 寛治六年（一〇九二）十月～天永三年（一一一）五月十三日

にある。特に第四期高陽院は師実の手により再建されたものであるし、『肥後集』は師実最晩年の十年間くらいに成立した家集（¹⁰）であることを考え合わせると、この贈答の舞台は第四期高陽院だと思われる。第四期高陽院の完成が寛治六年十月なので、新造営後の春というと、寛治七年春となる。師通が左大将であった最後の年が寛治七年なので、この贈答は寛治七年春、師通三十二歳の詠であろう。

肥後は先にも言及したとおり、師実に仕えた女房で師実・師通と多くの関わりがあった。師通と肥後の関係は見過せないので、以下は師通詠ではないが、取り上げることとする。『肥後集』（五二）には他に師通に関係する歌が見られる。

三月ふたつあるとしのはる、大将どの山ぶきのさかりなるをりて、右大臣どの、中納言どのと
まししをりたてまつる

かすみしくはるのかるあることしよりちよまでにほへやへの山ぶき

「大将どの」は師通をさし、「右大臣どの」は忠実をさす。「三月ふたつあるとし」とあるが、閏三月を持つ年は、寛治年間以降だと寛治八年（一〇九四）と永久元年（一一一三）がある。忠実が中納言であったのは寛治六年（一〇九二）から永長二年（一〇九七）なので、詠作年次は寛治八年（一〇九四）春と特定できる（¹¹）。

もう一首、『肥後集』（一三〇）に師通に關わる歌がある。

一でうの閑白、はじめてかもまでせさせ給しに、おほきおどども、やがてぐせさせたまひたりしか

ば

もろはぐさひきつづけたるけふこそはながきためしと神もみるらめ

「二でうの関白」は師通のこと。久保木哲夫氏によれば、詞書の「はじめて」は師通が関白になつてからはじめての意とする。師通が関白になつたのは、寛治八年（一〇九四）三月九日で、『中右記』同年四月十四日条には師通は師実とともに賀茂詣でをした記事が記されていて、この折に詠まれたものとしている（二二）。なお、右と同じ歌が『続拾遺集』（神祇、一四二〇）に次のように見える。

寛治三年四月、京極入道前関白、後二条関白内大臣に侍りけるをあひともなひて、賀茂社にまうでける時よ
み侍りける

肥後

もろ葉草ひきつらねたるけふこそはながきためしと神も知るらめ

詞書に「寛治三年四月」とあるが、『後二条師通記』寛治三年四月二十日条に師通が賀茂詣でをした事が記されているが、師実と一緒に行つたとはない。歌の内容からしても「もろ葉草」の「もろ」は親子ともにの意もあるので、ここは寛治八年四月十四日の詠と考える。

*

次に『後二条師通記』寛治七年七月七日条に高陽院において行われた作文会と和歌会の後、師通が師実と交わした贈答がある。（以下、傍線筆者）

（朱）「於高陽院和哥事」

天晴、申剋許參殿、不居饗饌、於虹橋先有絲竹事、居菓子許之、已及秉燭、瓊章置之、講師了、次女房六人和哥、自御簾中置扇上被出之云々、右中弁承仰、予取之置之、以有信令讀之、帰宅、為違方渡御堂之、

⑩織女者扇乃風乃涼左仁天乃河者波立野益牟

御返

伊都より裳扇乃風乃涼之左に織女都女はう礼し可留良む

この催しについては、七月七日に先立つ六月二十九日に師実の家司源盛長が師通第にやつてきて師実の仰せを伝えている。

盛長來、傳殿仰申云、來七日作文、可有和哥一度之由所被仰也、但人々申云、作文許可候之由人々所被申也、同前織女風為扇心字、牛女有付会、可難之由有其聞云々、仰左大弁改定欵、於序者伊勢守孝言朝臣也、不經幾程択抜人々可召之處、定愁氣哉、皆實可參也、……

また、『中右記』寛治七年七月七日条にも、当日の作文会の様子が詳しく記され、女房和歌のことにも触れている。

天晴、今夕殿下有御作文興、申時許人々参会、先於寢殿東透渡殿有絲竹之遊、左大臣・内大臣・民部卿拍子、・權大納言付歌、・中納言中將箏、・右大弁・左大弁・此外管絃殿上人四五人許在南北欄之外、權左中弁基綱朝臣琵琶、・太宮權亮道時朝臣付歌、・宗忠付歌、又笙、・左少將有賢和琴、・右少將宗輔笙、・少納言家俊、笛、律呂之間居肴物・刪冰等、盃酌一兩度、時々朗詠、簾中又琵琶・箏合音曲、神也妙也、入夜後、殿下御座之邊居文台、御硯管蓋、人々獻詩、孝言朝臣為序者、題者左大弁、織女風為扇、心字、召右少弁有信為講師、夜及三半詩講畢間、殿下召右中弁師頼朝臣、被尋女房和歌、則自簾中被和歌六首、紅紫女郎薄樣書之置扇上、師頼朝臣取之置文台上、有信同講之、誠優妙也、人々有感歎氣、題同詩情、……

盛長の伝えた所も併せて見ると、七月七日に高陽院で作文会と和歌会が開かれた。詩題・歌題ともに「織女風為扇」で「女房六人和歌」とあるように六人の女房が歌を詠んだ。会が終了し、帰宅してから師通が織女は扇の風の涼さに天の河は波立ちやますらむの歌を詠み、師実が、

いつよりも扇の風の涼しさに織女つめはうれしかるらむ
の歌を返したものであろう。師通三十二歳の詠。

さて、高陽院で「織女風為扇」という歌題で女房六人が和歌を詠んだというが、『肥後集』（八六）の次に示す歌は、場所・歌題・日付・用語からして同じ折の歌と考えられる（一三）。

七月七日、かやゐどにてふみなどつくられしに、たなばたかぜをあふぎにすといふだいを
さよふけてすずしきかぜやたなばたのゆきあふそらのあふぎなるらん

肥後は、「女房六人和歌」のメンバーの一人として右の歌を詠んだのであろう。

*

『後二条師通記』寛治七年十月四日に次の記事がある。

過殿御車間遣出之云々、寄前僧正房飲食、殿下予候、無他人云々、會坂閑水予讃歌

⑪會坂乃峯乃紅葉乎見渡者夜乃雲雨に贍にけり

招盛長、語其由之處、言語之次、申殿下了、御返事

しぐれに天峯乃紅葉者色づけり関乃し水に景者見由らむ

寛治七年十月三日に白河院とその娘郁芳門院姫子内親王は日吉社へ御幸した。師実も師通も参加し、翌日その

帰途、逢坂の関で師通は師実と歌を交わした。師通が、

会坂の峯の紅葉を見渡せば夜のしぐれににぎはひにけり
と詠んだのに対し、師実が、

しぐれにて峯の紅葉は色づけり関のし水に景は見ゆらむ
と返した。師通三十二歳の詠である。

五 三十三〔～三十八歳（嘉保元年三月～康和元年）の詠歌

次に『千載集』（春上）に、十種供養の折、師通が詠んだ歌が見られる。

京極の家にて十種供養し侍りける時、白河院みゆきせさせたまひて、又の日、歌たてまつらせ給ひけるによ
み侍りける

さくら花おほくの春にあひぬれど昨日けふをやためしにはせん（五〇）

後二条関白内大臣

⑫はなざかりはるの山べをみわたせばそらさくにほふ心ちこそすれ（五一）

右衛門督基忠

さきにほふ花のあたりは春ながらたえせぬやどのみゆきとぞみる（五一）

右の三首のうち、五〇番歌の師実詠は他出として『師実集II』（一一七）に、

嘉保三年二月廿二日、太上皇上東門亭ニ幸シタマヘリケル時、観花トイフ事ヲ講ゼラレケルニ
サクラバナオホクノハルニアヒヌレドキノフケフヲヤタメシニハセム

とあり、『続詞花集』（春下・三九）にも、

京極の家に白河院みゆきせさせ給ひて又の日、人々に歌よませさせ給ひけるに

京極前太政大臣

桜花おほくの春にあひぬれど昨日今日をやためしにはせん

とある。師通・基忠の歌に他出は見出せない。

「十種供養」とは大法会で十種のものを仏に供養すること。この「十種供養」については『百鍊抄』や『後二条師通記』『中右記』等でも記載がある。『百鍊抄』永長元年（一〇九六）二月廿二日条に、

上皇。郁芳門院臨幸前太政大臣京極第。有十種供養事。翌日有和哥管絃之興。

と見え、和歌が詠まれたのは、「翌日有和哥……」とあることより、二月廿二日であることがわかる。師通三十五歳の詠である。

なお『中右記』の永長元年二月廿三日条には、

左大臣書和歌題入柳宮覽上皇、御覽之後返給、一ノ見下、律、青柳・万歳樂、御遊了人々進和歌、文臺御硯管蓋、公卿十九人皆悉進歌、殿上人十二人依選進和歌、修理大夫頭季朝臣・頭弁師頼ノリ・頭中將國信朝臣・右大弁基綱朝臣・宗忠・四位少将能俊朝臣・新中將忠教朝臣・權中將顯実朝臣・藏人少納言成宗・兵衛佐師時・判官代若狭守顯隆・院藏人秀才実光、召頭弁師頼為講師、左大臣為讀師、左大臣序題優美之由人々感歎、女房歌二首、臣下之歌講了後有御製、召權中納言匡房卿為講師、御製之趣神也妙也、上下群臣皆以感歎、後代美談何事如之哉、……

とあり、公卿十九人、殿上人十二人が参加し、女房和歌も二首詠進されたとある。この二十三日の和歌の興に詠まれた歌で、確認できる歌は、他には白河院（金葉集・春部、三五）、俊房（新古今集・雜上、一四六一）、季

仲（和漢兼作集・春中、一六四）、匡房（匡房集一・二八）、顯季（顯季集二・二九）の歌がある（一四）。

*

最後に年次未詳歌として、『秋風集』（秋下、三四五）に次の歌が見える。

つきのうたとてよみ侍りける のちの一條の關白

⑯さほがはのながれにうつる秋の月のどかにてらせくものうへまで

他出として、『和漢兼作集』（秋中、七〇五）に、

月 後一條關白内大臣

佐宝川の流にうつるあきのつきのどかにてらすくものうへまで
と見える。この歌について詳しいことはわからない。

六 まとめ

以上、師通の詠歌を年表にまとめてみると、次の通り。

和暦 (西暦)	歳	月 日	官位官職	詠作年次
康平五(一一〇六二)	一		誕生	
延久四(一一〇七一)	一	1・25	元服・従五上	
	7・24	右權中將		
延久五	一二	1・30	従四下	

承保元(一〇七四)	一三	1	28	従四上
承保二	一四	1	6	25 正四下
承保三	一五	19	従三位	①新古今集(雜中、一六五二)
承暦元(一〇七七)	一六	10	24	正三位 ②秋風集(賀、六五〇)
承暦二	一七	3	27	◇この冬、俊家女全子と結婚する
承暦三	一八	12	27	參議
承暦四	一九	13	27	權中納言
承保元(一〇八一)	二〇	8	10	従二位
承保二	二一	14	25	正二位
承保三	二二	1	28	權大納言
永保元(一〇八一)	二三	26	内大臣	〔推定承暦四(永保三)④康資王母集(一四六)〕
永保二				〔永保三(寛治八)⑤経信集III(四八)〕
永保三				〔永保三(寛治八)⑥経信集III(六〇)〕

応徳元(一〇八四) 二三
応徳二 二四
応徳三 二五

〔応徳三年九月以前 ⑦後拾遺集(夏、一一〇〇)〕

寛治元(一〇八七) 二六

寛治二 二七

寛治三 二八

寛治四 二九

寛治五 三〇

寛治六 三一

寛治七 三二

12・21 辞左大將

⑧師通記寛治六年七月七日条

⑨新古今集(雜上、一四五四)

⑩師通記寛治七年七月七日条

⑪師通記寛治七年十月四日条

嘉保元(一〇九四) 三三

3・9 関白

嘉保二 三四

3・11 氏長者

永長元(一〇九六) 三五

1・5 従一位

⑫千載集(春上、五一)

承徳元(一〇九七) 三六

承徳二 三七

康和元(一〇九九) 三八 6・28

薨ず

詠作年次未詳和歌

(13)秋風集(秋、三四五)

師通の和歌について考察して、次のことがわかつた。

年齢と官職の視点から詠まれた歌の数を見ると、

十一～二十一歳(延久四年正月～永保二年 元服～内大臣になる前年まで) 四首

二十二～三十三歳(永保三年正月～嘉保元年二月 内大臣就任～関白になる前月) 七首

三十三～三十八歳(嘉保元年三月～康和元年 関白就任～亡くなる年) 一首

年次未詳歌 一首

となる。関白になつてからの詠歌が非常に少ない。一般的には関白になつてからの方が詠作する機会も多いと思われるが、そうではなかつた。ここで師実の和歌についても、彼の家集『師実集II』より、同じように年齢と官職の視点から歌の数を見ると、

十二～十九歳(天喜元年四月～康平三年六月 元服～内大臣になる前月まで) 四首

十九～三十四歳(康平三年七月～承保二年九月 内大臣就任～関白になる前月) 一二首

三十四～六十歳(承保二年十月～康和三年 関白就任～亡くなる年) 一六首

となる。師実の場合、関白以後の詠作が多い。師通は若くして亡くなつたものの、やはり詠作そのものが少なかつたのだろうか。

次に和歌の詠まれた状況等を考慮して、題詠歌・歌会等の歌・贈答歌(一五)に分けてみると、

題詠歌 二首 (⑦ ⑯)

歌会等の歌 五首 (① ② ③ ⑧ ⑫)

贈答歌 六首 (④ ⑤ ⑥ ⑨ ⑩ ⑪)

となる。因みに師実の歌についても、彼の家集の歌を分けて見ると、

題詠歌 五首

歌会等の歌 二二二首

贈答歌 五首

となる。詠まれた歌の割合からみると、師通の和歌は贈答歌が多く、題詠や歌会等の歌が少ない。晴の歌と謡の歌という観点で見てみると、師通は氏長者や閑白といった立場の人の割には、歌会や題詠歌などの晴の歌が少ないう�に思われる。逆に私家集などに収められた贈答歌—謡の歌が多いのは、師通に関わりのある周辺歌人が、師通詠を自分の家集におさめたのが理由として考えられる。

摂関家の勢力が落ちたとはい、師通は文芸活動においても一人としての振舞をしなければならなかつたはずだ。その際和歌を詠むことは必須と思われる。しかし、師通の詠作には、主催者として詠んだ和歌がない、もしくはそうした和歌がほとんど残されてないことは注目される。

平安後期の和歌について、橋本不美男氏は「この期の和歌は、管絃・作文とともに、宮廷貴族として宮廷生活を行ふ上に、必須の技能として位置づけられる点から出発する。……和歌は、特殊の文芸としてではなく、一つの貴族の職能として、宮廷生活圏のなかに、礎地をもつたことにならう」(一六)と述べている。

このような状況の中、師通は学問の人で和歌よりも漢詩に重きをおいていた。『後一条師通記』『中右記』等を見ると、師通は内大臣になつた永保三年以降亡くなる康和元年まで、自邸で盛んに作文会を開いている。数えてみると十六回に及ぶ（一七）。それにくらべて自邸での和歌会は『後一条師通記』では二回である（一八）。師通の詠作が少ない理由として、和歌よりも漢詩の方に心が傾いていたからなのであろう。

歌を交わした人物をみると、父師実をとりまく人たちとの関係の中で和歌活動が行われている。女流歌人では師実姉で後冷泉天皇皇后四条宮寛子に仕える康資王母や師実女房でのちに令子内親王に仕えた肥後などがあげられる。男性歌人では、源経信があげられる。

源経信は、三舟の才（和歌、漢詩文、音楽）を備え、有職故実等の公事に通じていた。

また師通との贈答歌は見出せないが、もう一人師通に大きな影響を及ぼした人がいる。それは大江匡房である。大江匡房は儒学者であり、漢詩文はもちろんのこと、和歌にも長じていた。師通の文芸活動や政治活動において彼を支えたのは、大江匡房と源経信であることはすでに先学が指摘しているところであるが（一九）、師通を研究する上で二人の存在は重要である。

本論は師通詠に絞つて考察を試みたが、今後範囲を広げ、他の歌人の詠作の詞書に登場する師通がその作者とどういう関係にあるのか、またその歌がどういう場や状況で詠まれたかなど、広く師通周辺の人物に目をやり、師通の和歌活動がどのようになされていたかを和歌史的に位置づけたい。

注

- (一) 井上宗雄氏『平安後期歌人伝の研究 増補版』五三二頁（笠間書院 一九八五年）。
- (二) 本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」第三節参照。
- (三) 本論文第一部第二章「『京極大殿御集』の研究 付、他出文献一覧表」参照。高野瀬恵子氏もこの見解について首肯する。（『京極大殿御集』の構成と成立に関する試論）（『総合研究大学院大学 文化科学研究』第四号 一〇〇八年三月）。
- (四) 『秋風和歌集』（冷泉家時雨亭叢書『平安中世私撰集』所収、朝日新聞社 一九九三年）を見ると、「永」と「承」の草書体は非常に似ている。
- (五) 久保木哲夫氏「京極関白師実とその和歌活動」（山岸徳平先生記念論集『日本文学の視点と諸相』汲古書院 一九九一年）において、氏が指摘しているが、姫子の誕生は四月五日なので九夜は四月十三日となる。十の字が欠落したかとする。
- (六) 本文は久保木哲夫・花上和広『康資王母集注釈』（貴重本刊行会 一九九七年）による。
- (七) 『新続古今集』（賀、七七六）にも見える。
- (八) 師通に関連した歌は、『康資王母集』(二三)にもう一首見える。
- 秋の夜も氷結ぶと見ゆるまで水のおもしろく照らす月かけ
後の二条殿の、八月十五夜、月の宴せさせ給ふとて歌めししかば、まゐらせし、水上月
- 師通第で八月十五夜に月の宴をした。歌題「水上月」で歌の招集があった。師通がこういった形で歌を献上させたということがわかる資料である。この八月十五夜の月の宴については『後二条師通記』等からも関係した史料は見出せなかつた。康資王母は、師通の父師実の姉、後冷泉天皇皇后四条宮寛子に仕え、寛子後宮サロンをリードした。青年師実とのエピソードが『下野集』等に見られる。そういつた師実等との関係を通して、当然その息師通との交流にながつてゐるのだろう。
- (九) 太田静六氏『寝殿造の研究』（吉川弘文館 一九八七年）。
- (一〇) 久保木哲夫氏「肥後とその集」（『平安時代私家集の研究』笠間書院 一九八五年）。
- (一一) 注(一〇) 参照。
- (一二) 注(一〇) 参照。
- (一三) 注(一〇) 参照。
- (一四) この「十種供養」に関わる資料については、本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」第三節参照。

(一五) 題詠歌は歌会等の歌に属するという考え方もあるが、ここでは年次や場所などの状況が明示されず、歌題のみが示された歌を題詠歌とした。

(一六) 橋本不美男氏『院政期の歌壇史研究』(武藏野書院 一九六六年) 六頁。

(一七) 永保三年九月(中右記部類紙背王朝無名漢詩集) 応徳元三月十三日(師通記) 寛治元年十一月一日(中右記部類紙背王

朝無名漢詩集) 寛治二年一月十五日(中右記) 寛治二年四月十三日(師通記) 寛治三年三月七日(師通記) 寛治三

年九月二十一日(師通記) 寛治四年四月二十七日(師通記) 寛治四年十一月十日(師通記) 寛治六年二月十八日(師通記

中右記) 寛治六年十二月十日(師通記) 嘉保二年七月二十一日(中右記) 嘉保二年八月二十一日(中右記) 永長元年

三月二日(師通記) 永長元年三月三日(師通記) 永長元年三月十七日(師通記)

(一八) 応徳元年四月七日(師通記) 寛治二年四月十三日(師通記)。

(一九) 山中裕氏「大江匡房」(『国語と国文学』一九五七年十月)。大木好信氏「後二条師通記」(山中裕『古記録と日記』

上巻 思文閣出版、一九九三年)など。

第一部 第一章 源顕房の和歌

一 はじめに

源顕房は、土御門右大臣源師房二男、母は道長女尊子。右大臣従一位に至る。六条右大臣と呼ばれた。同母兄に左大臣俊房、同母妹に藤原師実室麗子がいる。顕房女賢子は師実の養女となり、その後、白河天皇の中宮となる。賢子は敦文親王、媞子内親王（郁芳門院）、善仁親王（堀河天皇）らを儲け、顕房は堀河天皇の外戚となる。永保三年（一〇八三）正月、兄の俊房が左大臣になるとともに顕房も右大臣に昇進した。寛治八年（一〇九四）九月五日、五十八歳で亡くなる（¹）。

顕房の生きた時代は、白河朝から白河院政期にあたり、天皇親政が強まっていく時代であった。

顕房に関する先行研究としては、次のものがあげられる。

上野理氏『後拾遺集前後』（笠間書院 一九七六年）

奥田久輝氏「村上源氏の歌・右府顕房と北ノ方隆子——新古今集作者考——」（『園田国文』 第一七号 一九九六年三月）

この時代の和歌文学に目を向けると、『後拾遺和歌集』が白河天皇の命により藤原通俊によつて編纂された時期にあたる。上野氏は『後拾遺集』成立前後の和歌活動について、和歌史的視点より考察するなか、特に摂関家の和歌動向等を論ずる時に顕房に言及している。また、奥田氏は『新古今集』に収められた顕房の歌を中心に作者考を進めている。

この時代は、天皇家と摂関家は対立していることを前提に和歌事象が捉えられている面（二）がある。確かにそういうところもあるが、天皇家や摂関家また村上源氏などは、互いに血縁関係があり、対立構造一辺倒でなく、融和的構造という方向からも理解を進めて考えていく必要がある。

頤房の父師房が、頼通の猶子となつて以来、師房は頼通の異母妹尊子（頤房母）を室とし、また娘麗子を師実室とするなど、摂関家とも深い関係を持つた。頤房もその流れをくみ、摂関家の師実・師通の政治活動並びに和歌活動を支えた一人である。『今鏡』には「六条殿（頤房）は歌よみにぞおはしまして、判などし給ひき」とあり、歌人であり、歌合判者をしたと記されている。

本論は、頤房の詠んだ和歌一首一首について、歌の集成作業と詠まれた場や詠作年次また同時詠、交友関係等の考察を通して、歌人としての頤房の活動を論ずるための基礎資料を示し、白河朝から白河院政期における権門歌人としての頤房の和歌史上における位置について考察したものである。

村上源氏の源頤房の和歌活動を細かに考察することを通して、彼が生涯どのように歌合等に関わってきたのか、ハレの歌とケの歌の様子——どのような場でどのような歌を詠じたか、また天皇家や摂関家、そしてそれを取り巻く人たちとどうかがわってきたかについて検討することで、権門歌人の頤房のありようが見えてくると考える。

二 頤房の詠歌

頤房の詠んだ和歌で、勅撰集・私撰集・私家集・歌合等に収められた和歌をまとめると、次の表のようになる。その和歌が二つ以上の集に掲出されている場合、勅撰集を優先してあげた。

勅撰集	十四首	後拾遺集四首、金葉集(三)四首、千載集一首、 新古今集一首、新勅撰集一首、続古今集一首、 新千載集一首、新後拾遺集一首、
私撰集	三首	続詞花集一首、万代集一首、秋風集一首、
私家集	一首	経信集III一首、
歌合	三首	永承六年春内裏歌合一首、 天喜四年四月卅日春秋歌合一首、 郁芳門院根合一首
合計	二十三首	一首 和歌一字抄二首
歌学書		

以上、二十三首を見出すことができた。

それぞれの歌とその他出文献を示すと次の通りである。年次が定まつてない歌は考証の上、年次を確定した。そして詠作年次の早いものから順にあげた(四)。なお、歌集名等の上に冠した番号は、詠作年次の順を示したものである。

勅撰集等に収められた顕房詠

他出文献

① 永承六年春内裏歌合	二	ナシ
② 新千載集・夏	二三四	永承六年五月五日内裏根合 四、栄花物語（根合）
③ 秋風集・秋下	三七一	ナシ
④ 天喜四年四月卅日春秋歌合	九	栄花物語（根合）
⑤ 新勅撰集・雜一	一一〇九	康資王母集 三三一
⑥ 続古今集・秋上	三二六	ナシ
⑦ 金葉集・賀	三三〇	ナシ
⑧ 後拾遺集・賀	四四〇	ナシ
⑨ 千載集・雜上	一〇三七	栄花物語 八一五
⑩ 後拾遺集・恋一	六六二	題林愚抄 六四四八
⑪ 後拾遺集・賀	四三六	経信集III 一八七
⑫ 新古今集・賀	七二四	ナシ
⑬ 大納言経信集	五一	夫木抄・夏一 二四八三
⑭ 金葉集・冬	二八九	ナシ
⑮ 金葉集・雜下	六〇七	ナシ
⑯ 和歌一字抄・上	五四七	ナシ
⑰ 郁芳門院根合	一〇	金葉集初度本・夏 一九九、続詞花集・夏 一三一、
⑲ 郁芳門院根合	一三	ナシ

⑯ 郁芳門院根合 一四

金葉集・賀 三〇六、和歌童蒙抄 九四六、袋草紙 四七〇

⑰ 郁芳門院根合 一八

新後拾遺集・恋二 一〇八五

㉑ 後拾遺集・恋二 六九八

ナシ

㉒ 万代集・春上 二〇六

夫木抄・春四 一一三一

㉓ 和歌一字抄・上 三九九

ナシ

三 顕房詠の考証

顕房の詠んだ和歌について、年次の早いものから、歌の集成ならびに詠作の場や年次の特定、人物考証をしていく。

*

① 「永承六年春内裏歌合（一四五）」に見える次の歌が、顕房の詠んだ歌で年次の最も早い歌である。

左衛門佐藤原公房

円居して見れどもあかぬ春雨を心にふかく染めまさりぬる

四番 春雨
左

左近衛少将 顕房

春雨に軒のしづくのつくづくと君が千歳を祈る今日かな

この「永承六年春内裏歌合」は廿巻本歌合の断簡で、現存するものは二葉であるためはつきりしたことはわからないが、『古今歌合卷第二目録』に、歌題が六つ（鶯、桜、柳、春雨、歎冬、藤花）あることより、六

番十二首の可能性が高い。①の顕房の歌に他出文献は見出せない。永承六年（一〇五二）の春、顕房十五歳の詠である。但し、後述する②の例より考慮すれば、この歌も十五歳の折の詠であるので代作された可能性も考えられる。

*

②『新千載集』（夏、一二三四）に次の歌が見える。

永承六年殿上歌合に、時鳥 六条右大臣

うたたねは夢にやあるらむ時鳥おどろく程に又もきこえぬ

この歌は「永承六年五月五日内裏歌合」の歌で、他出文献として以下A～Dがあげられる。

A 「永承六年五月五日内裏根合」十巻本

郭公

左

郭公ただ一声に過ぎぬればなほ待つ人になりぬべきかな

右勝

侍従乳母

うたたねの夢にやあらむ郭公おどろくほどにまたも聞こえず

B 「永承六年五月五日内裏根合」廿巻本

二番 郭公

左

資仲

郭公ただ一声に過ぎぬればなほ待つ人になりぬべきかな

右勝

顕房

うたたねの夢にやあらむ郭公おどろくほどにまたも聞こえず

C 『栄花物語』（根合）

永承六年五月五日殿上歌合

二番 左持

郭公

權左中弁藤資仲

郭公ただ一声に過ぎぬればまた待つ人になりぬべきかな

右

左近中将源顕房

うたたねの夢にやあるらん郭公またとも聞かで過ぎぬなるかな

D 『万代集』（夏、六四一）

永承六年殿上歌合に、郭公を 六条右大臣

うたたねのゆめにやあらむほととぎすおどろくほどにまたもきこえぬ

十巻本のみ作者名が「侍従乳母」となつてゐるが、この点に關して萩谷朴氏（『平安朝歌合大成 増補新訂
二』一〇三八頁 同朋舎出版 一九九五年）は、

……十巻本は和歌の作者を記し、廿巻本は方人として和歌を提出した人を記したものであらうと考えられる。故に、隆資—惟綱、良暹—信房、侍従乳母—顕房、良暹—国成の如きは代作者と依頼者の関係にあるものと考へられ、……（傍線筆者）

とされる。萩谷氏のこの指摘を参考にすると、顕房はこの時、十五歳なので、年配である侍従乳母が顕房の

代作をしたものと推測される。

*

③『秋風集』（秋下、三七一）に次の歌が見える。

四条のおほきさいの宮の内裏におはしましけるに、宮庭菊といふことを

六条右のおほいまうち君

おく霜もこころあるらし九重にのどかににほふしらぎくのはな

右の歌に他出はないが、同じ折に詠まれたと思われる歌が『後拾遺集』（秋下・三五一）に、

後冷泉院御時、後の宮の御かたにて、人人観宮庭菊てよみはべりける

大藏卿長房

あさまだきやへさくきくのここのへにみゆるはしものおかげなりけり

と見える。また『範永集』（一八三）にも、

観宮庭菊

皇后宮歌合、藏人良綱にかはりて

きみがみるまがきのきくのさかりにはくものうへびときてぞしめゆふ

と見える（^五）。

枝松睦子氏は、次に示す『出羽弁集』九五番歌は『後拾遺集』三五一一番歌と同じ折の詠で、それは永承六年

（一〇五二）九月九日だと述べている（^六）。

さい院の長官ながふさのきみの、うちの御前にて、きくのうたをかしうよみたりと御前にもほめさ

せたまひ、人もいひしかば、いひやりし

いとさしもわれを思はぬきみなれどただ人しれずかなしとぞきく（九五）

かへし、ながふさのきみ

いろふかくたのむこころのしるしにはことのはわきて人のとぶらん（九六）
氏はその根拠として『今鏡』（巻一・菊の宴）の永承六年条の、

九月九日、きくの宴せさせ給ひて、「菊開けて水の岸かうばし」といふ題、作らせ給ひけるとぞ聞き侍り
し。

や『扶桑略記』永承六年九月の記事、

九月、白河院競馬五番。有重陽宴。題。菊開水岸香。

や『百鍊抄』永承六年九月九日条の、

九月九日。於冷泉院天皇詩宴。

などを挙げているが、『今鏡』や『扶桑略記』の記事に載っている歌題が「菊開水岸香」となつてるので、
同じ折とは考えにくい。

ただ、『出羽弁集』九五・九六番歌と『後拾遺集』三五一番歌は詠まれた状況より考えると、同じ折の詠の
可能性はある。『出羽弁集』は永承六年の正月から秋までの記録である（セ）ということより推すと、『秋
風集』三七一番歌は永承六年九月九日に詠まれたかと考えられる。頤房十五歳の詠となる。

*

④ 「天喜四年四月卅日皇后宮寛子春秋歌合」（九・一〇）に次の歌が見える。

五番 左勝 子日

顕房朝臣

いづれをかわきてひかまし春ののになべて千年のまつのみどりを

右 雁

さよふけてたびのそらにてなくかりはおのがはかぜやよさむなるらむ

まことに身に染む歌也。宇治殿(八)をかしがらせ給ふ。されど左、「夜二つ」と申す。

「皇后宮寛子春秋歌合」は後冷泉天皇皇后寛子が主催した歌合で、この顕房の歌は『栄花物語』(根合)にとられている。

左勝

子の日

頭中将

いづれをかわきて引かまし春日野のなべて千歳の松の緑を(五四四)

右

雁

伊勢大輔

さ夜深く旅の空にて鳴く雁はおのが羽風や夜寒なるらん(五四五)

そのほか『袋草紙』(下、四〇〇・四〇一)に、

五番

子の日 勝

頭中将顕房

いづれをかわきてひかましはるののになべてちとせの松のみどりを

雁

伊勢大輔

さよふかくたびのそらにてなくかりはおのがは風やよさむなるらむ

まことに身にしむ歌なり。殿・内大臣をかしがらせ給ふ。左より、「右歌夜ふたつ有り」とて、右負ぐ。
と見える。「さよふけて」の伊勢大輔の歌は、『後拾遺集』（秋上、二七六）や上句に異同はあるが家集『伊勢大輔集I』（七三）に見える。

この歌合に顕房は、歌人であるとともに講師の介添え役の読師として参加した。顕房二十歳の詠である。

*

⑤『新勅撰集』（雜一、一一〇八・一一〇九）に次の歌が見える。

六条右大臣、小忌宰相について侍りにけるあしたにつかはしける

康資王母

をみ衣かへらぬものとおもはばや日かげのかづらけふはくるとも

返し

六条右大臣

かへりてぞくやしかりけるをみ衣その日かげのみわすれがたさに

右の歌は康資王母と右大臣顕房の贈答である。『康資王母集』三一・三二番歌にも見える。また『康資王母集』ではこの贈答に続いて「ふりけれど」（三四）の歌がある。

右大臣の宰相中将と聞えしき、五節いだしてまかり給ふに
をみごろもかへらぬものとおもはばやひかげのかづらけふかくるとも（三三）
かへし、またの日

かへりてぞくやしかりけるをみ衣その日影のみ忘れがたくて（三三）

同じ夜、ふりける雪の山にはつもらざりしかば

ふりけれど山のゐに雪のつもらぬはひかげさしいでしなざりなりけり（三四）

右の「ふりけれど」の歌は、『四条宮下野集』に筑前（康資王母）（九）と下野の贈答として次のように見える。

そのくれにまかでたるに、つとめてゆきのところどころふりたるに、筑前
ふりけれどやまゐに雪のつもらぬはひかげさしいでし名残なりけり（一六二）

かへし

ひかげさすやまゐの雪のむらぎえはけふさへきたるするころもか（一六三）

『新勅撰集』（雑一、一一〇八、一一〇九）の詠作年次については、『康資王母集』に「右大殿の宰相中將」と聞えしひとき」とあり、顕房が宰相中將であつたのは、康平四年（一〇六一）二月から治暦三年（一〇六七）二月までなので、その間の五節が行われた十一月といふことになろう。清水彰氏は『四条宮下野集』の編年性より、ここは「治暦元年十一月二十一日から二十四日にかけてのことかもしれない」（一〇）としている。それに従えば、顕房二十五歳の詠となる。

*

⑥『続古今集』（秋上、三一六）に次の歌がある。

馨子内親王家にて、七夕に人人歌よみ侍りけるに 六条右大臣

いかばかりうれしからましたなばたのまつよのかずのあふよなりせば

馨子内親王は後一条天皇第二皇女、母は道長女威子。後に後三条天皇中宮となる。詞書に「馨子内親王家」

とあることより、この歌は馨子が中宮になる以前に詠まれた歌といふことがわかる。馨子が中宮になつたのは、『中右記』大治五年（一一三〇）二月二十一日条に、

西院皇太后 今日以中宮章子為皇太后皇后、大夫大納言顕房、權大夫參議大弁源經信

延久元年七月二日、立二品馨子内親王為中宮

とあることより、延久元年（一〇六九）七月一日である。よつて、この歌はそれ以前に詠まれたこととなる。顕房と馨子内親王の関係については、馨子は顕房の父師房の時代から関わりがあった。『栄花物語』（殿上の花見）に、

左衛門督（師房）と聞こゆるは、故中務宮（具平親王）の御子なり、東宮權大夫かけたまへる、斎院（馨子内親王）の別当になりたまへる。長官には藏人弁經長、帥中納言と聞ゆる道方の子なり。六条左大臣殿の御子なり。

とあり、師房は斎院馨子内親王の別当であつたことが知られる。馨子内親王は、斎院退下後も師房と関わりがあつた。『経信集III』（三八）には、

前々斎院の、一条源_{土御門右大臣也}大納言師房の御家におはしますとき、三月七日、さくらのさかりに、上達部、殿上人参てあそびしに、かはらけとりて

にはのうへにふきまふかぜのなかりせばぢりつむはなをそらに見ましや

と見え、馨子（前々斎院）は師房邸に身を寄せていたことがわかる。馨子内親王に関わる師房の役職は、顕房が受け継いでいったようである。

経信と顕房の関係は、馨子内親王の中宮職において、顕房が中宮大夫をしている時、経信は中宮權大夫を

していた。いわば上司と部下という上下関係を有していたことになる。また、⑬では、経信は代作者として、顕房と贈答を交わしている。

次の資料は、馨子の身分とそれに伴う顕房の役職を、『公卿補任』より抜き出し、表にしたものである。

馨子内親王	顕房	経信
延久元年 7・2 中宮	7・3 中宮大夫	
二年 ← ← ← ← ←	← ← ← ← ←	
承保元年 6・22 皇后	6・20 皇后宮職	中宮權大夫
二年 ← ← ← ← ←	← ← ← ← ←	← ← ← ← ←
永保二年 三年	皇后宮大夫	皇后宮權大夫
寛治七年 薦す	右大臣	皇后宮大夫
	← ← ← ← ←	← ← ← ← ←

延久元年に馨子内親王が中宮になつた時、顕房はその七月三日に中宮大夫になつてゐる。その後も承保元年に馨子内親王が皇后になつた時、顕房は皇后宮大夫になつてゐる。顕房は右大臣になるまで、皇后宮大夫

を勤めた。

このように馨子とは、師房・顕房親子二代で関わっていた。

*

⑦『金葉集』（賀、三三九・三三〇）に次の歌がある。

前前中宮、はじめてうちへいらせ給ひけるに、雪ふりて侍りければ、六条右大臣のもとへつかはしける

宇治前太政大臣

雪つもるとしのしるしにいとどしくちとせの松の花さくぞ見る

かへし
六条右大臣

つもるべし雪つもるべし君がよは松の花さくちたびみるまで

右の詞書の「前前中宮」とは白河天皇中宮賢子のことで、この贈答は賢子が東宮妃として入内した時、詠まれたものである。入内は、諸記録や『栄花物語』等によれば、延久三年（一〇七一）三月九日である。例えば、『扶桑略記』同日条には「左大臣藤原師実朝臣取ニ左兵衛督源顕房卿息女」為養女。令レ入ニ皇太子宮」とある。

右の贈答は賢子の養父師実（宇治前太政大臣）（一）と賢子の実父顕房（六条右大臣）とのやりとりで、賢子入内の喜びを交わしている。二人の関係が実態としてこのように確認できる重要な贈答歌といえる。顕房三十五歳の詠である。

*

⑧『後拾遺集』（賀、四四〇）に次の歌がある。

故第一親王の五十日まゐらせけるに、関白前太政大臣さはることありてうちにもまゐりはべらざりければ、内大臣げらふに侍けるとき、いだきたてまつりて侍けるをみてよみ侍ける

右大臣

ちとせふるふたばのまつにかけてこそふぢのわかえははるひさかえめ

「故第一親王」とは、承保元年（一〇七四）十一月二十六日誕生の敦文親王のことで、白河天皇皇子、母は中宮賢子である。「五十日」とは五十日目の祝いのことで、この歌はその折に詠まれた歌である。敦文親王の「五十日」は承保二年（一〇七五）一月二十日に当たり、『水左記』承保二年正月二十日条には、

雨時々降、酉刻許参内、是皇子五十日也、有管絃遊、無和歌、

と見える。右の記事に「無和歌」とあることより、この歌は五十日の行事の中で詠まれたものではないだろうが、顕房は孫である敦文親王の「五十日」を祝うとともに、併せて十四歳の師通を寿いだのである。この歌は、詞書や歌の内容より、顕房が師実に贈ったものと思われる。顕房三十九歳の詠。

*

⑨『千載集』（雜上、一〇三七）に次の歌が見える。

京極前太政大臣、ぬのびきの滝み侍りける時、よみ侍りける

六条右大臣

水の色のただしら雲とみゆるかなたれさらしけんぬのびきのたき

右と同じ歌が『栄花物語』（卷第三九 布引の滝）に見える。

そのころ、殿、布引の滝御覽じにおはします。道のほどいとをかしう、さまざまの狩装束などいふ方なし。業平

がいひつづけたるやうにぞありけむかし。

關白殿（師実）

晒しけんかひもあるかな山姫のたづねてきつる布引の滝（六一四）

皇后宮大夫顯房

水の色ただ白雪と見ゆるかな誰晒しけん布引の滝（六一五）

2

三位中將師通

水上の空に見ゆれば白雲の立つに紛へる布引の滝（六一八）

權中將雅實

たちかへり生田の森のいくたびも見るとも飽かじ布引の滝（六一九）

4

年かはりぬれば、承保四年といふ。

この布引の滝の歌については前章(二)すでに触れ、繰り返しになるが、最も新しい注釈である『新編日本古典文学全集 栄花物語』(校注・訳 山中裕 秋山虔 池田尚隆 福長進 小学館 一九九八年)は、その頭注で「師通と雅実の官名によれば、承保二年(一〇七五)正月十九日から十月三十日までの間のことか」とする。こゝは歌を詠んだ人物の官職在任期間に重きを置いた『新編日本古典文学全集』の説に従う。顯房三十九歳の詠となる。

*

⑩『後拾遺集』(恋一、六六一・六六二)に次の歌が見える(三)。

関白前左大臣家に、人人、経年恋といふ心をよみはべりける 左大臣
われがみはとがへる鷹となりにけりとしはふれどもこゐはわすれず

右大臣

としをへてはがへぬ山のじひしばやつれなき人の心なるらん

右の「関白前左大臣」とは師実のことで、師実邸で和歌会が開かれた折に、「左大臣」（源俊房）と「右大臣」（源頴房）兄弟が一緒に歌を詠んだというものの。『後拾遺集』の編者通俊は、村上源氏の兄弟の詠を並べ、一門の繁栄を寿いでいる。俊房の日記『水左記』承保二年（一〇七五）九月十三日条に、

晴、及秉燭於左府有和歌事、題云、月照菊花、経歳恋、題者講師式部大輔実綱朝臣也、無序、上達部殿上人等數十輩所被会合也、子刻許事了各退出、

とあり、歌題は「月照菊花」「経歳恋」の二題で、「上達部殿上人等數十輩所被会」とあることより、上達部や殿上人が十数名参加したことがわかる。

同じ折に詠まれた歌としては、師実がその家集『師実集II』（一一・一二）（一四）で、
オナジ年九月十三夜、月照菊

クマモナキヨヒノ月ニヲシナベテサカリトミユルシラギクノハナ

経年恋

年ヲフルオモヒナリケリスルガナルフジノタカネニタエヌケブリハ
と詠じた。また源經信も『經信集III』（一一・一二五）で、

月照菊、大殿にて

つきかげに色もかはらぬ白菊は われありがほににほふなるかな

大殿にて、経年恋

あふことをいつともなくてあはれわが知らぬ命にとしをふるかな

と詠じた。承保二年（一〇七五）九月十三日、顕房三十九歳、權大納言の折の詠である。

摂関家主催の和歌会において、俊房・顕房兄弟の詠が、このように『後拾遺集』に歌を並べて入集していることは注目される。

*

⑪『後拾遺集』（賀、四三六）に次の歌がある。

故第一親王うまれたまひて、うちつづき前斎院うまれさせたまひて、内裏よりうぶやしなひなどつかはして、人人うたよみはべりけるによめる
右大臣

これも又ちよのけしきのしるきかなおひそふまつのふたばながらに

白河天皇中宮賢子は、第一皇子敦文親王を儲け、つづいて姫子内親王を儲ける。右の歌は姫子内親王の産養の折、詠まれた歌である。産養は誕生後、三日、五日、七日、九日の夜に行われる行事で、七日の産養が規模としては大きい。ここは七日の産養であろう。姫子内親王が産まれたのは承保三年（一〇七六）四月五日（一五）であるので、七日目の産養は四月十一日にあたる。同じ折の歌として『経信集III』（一八六）の次の歌があげられる。

姫宮の七夜に、四月十日（一五）なり

かみまつるうづきと聞けば君がためやをよろづよをいはひつるかな（一八六）

「これもまたちよのけしきのしるきかなおいそふ松の二葉ながらに（一八七）

『經信集Ⅲ』では「かみまつる」の歌と「これもまた」の歌がならんており、両歌とも經信詠のように見えるが、「これもまた」の歌の頭注に「此六条右大臣哥也」とあり、「後拾」の集付も書かれている。「これもまた」の顕房歌は、何らかの事情で混入されたか、もしくは詞書等の記述が脱落したものかと思われる（一七）。

詠作年次は承保三年（一〇七六）四月十一日、顕房四十歳、権大納言時の詠である。

*

⑫『新古今集』（賀、七二四）に次の歌が見える。

堀河院の大嘗会御禊、日ごろあめふりて、その日になりてそらはれて侍りければ、紀伊典侍に申しける

六条右大臣

きみがよの千とせのかずもかくれなくもらぬ空の光にぞみる

堀河院の大嘗会御禊は、『本朝世紀』寛治元年（一〇八七）十月二十二日条に、

晴。大嘗会御禊也。三條末。左右大臣。内大臣以下供奉。……

とあり、『中右記』同年同月同日条にも、

天晴、大嘗会御禊、三條末、

とあることより、寛治元年十月二十二日に行われたことがわかる。

顕房が詠み贈った「紀伊典侍」は、藤原師子と思われる。師子は宮内卿藤原師仲女で、顕房男である太政大臣源雅実の室となり、権大納言顕通を儲けた。承暦三年（一〇七九）七月に堀河天皇乳母となり、翌承暦四年には典侍となる。諸記録等では『江記逸文集成』寛治四年十一月四日条に「御乳母紀伊典侍」と見え、『中右

記』寛治七年八月二十日条に「御乳母紀伊典侍藤師子」などと見える。

紀伊典侍（師子）は内侍所の典侍であるので、大嘗会御禊にもその準備をしてきたと考えられる。ずっと雨降りだつたのがその日晴れたので、同じく準備をしてきた右大将を兼ねている顕房も、天候の回復したうれしさと天皇への寿ぎを込めて歌を贈つたと推測される。右大臣顕房五十一歳の詠である。

*

⑬『経信集Ⅲ』（五一・五三）に次の歌が見える。

四月祭のほど、朱雀の尼上ときこゆる人に、ながききぬをおこせ給とて

左大臣殿顕房

かつらめのあゆにはあらずあまひとのかづくあみぎぬけふにあふひぞ

とありけるに、返してとありしに

かけてだにおもひやはせじあま人のかづくたまをあふひぐさとは

右の歌は、顕房と代作者としての経信の贈答歌である。他出としては『夫木抄』（夏部一、二四八三）に、

葵

経信卿家集

六条右大臣

かつらめのあゆにはあらずあま人のかづくあまぎぬけふにあふひぞ

この歌は、四月祭のころ、すざかのあまうへときこゆる人に、ながききぬをつかはすとてよめる

と云云

と見える。

顕房は左大臣になつていないので、当該歌の作者名表記「左大臣殿顕房」は「右大臣殿顕房」の誤りである。詠作年次について人物の呼称から考えると、顕房が右大臣であったのは、永保三年（一〇八三）正月から寛治八年（一〇九四）九月までの間であるので、その期間のある年の四月ということになる。

さて、『大納言経信集』（関根慶子校注、日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』所収 一九六四年 岩波書店）によると、その頭注・補注で「祭」は「寛治二年に当るらしく盛儀であった」とし、その証左として『栄花物語』（紫野）や『中右記』『後二條師通記』などの記事をあげる（一八）。その記事より、当該歌が寛治二年に詠まれたものと確定はできないが、その蓋然性は高いので、本論ではこの時期と考える。

また、詞書の「朱雀の尼上」は、藤原伊房母の可能性がある。伊房は『経信集Ⅲ』（一七〇）で「朱雀帥」の呼称で呼ばれており、その母ならば「朱雀の尼上」と呼ばれる可能性は十分あろう。伊房母は経信室と姉妹であることから、経信との繋がりも確認できる。

*

⑭ 『金葉集』（冬、二八九）に次の歌がある。

雪の御幸におそくまゐり侍りければ、しきりにおそきよしの御つかひたまはりてつかうまつれる

六条右大臣

あさごとのかがみのかげにおもなれてゆき見にとしもいそがれぬかな

雪見の御幸の折の歌である。第四句の「ゆき見に」は「雪見に」と「行き見に」を掛けている。また「雪」は白髪を例えており、作者は自分の白髪（雪）に目慣れているので、雪見に行く気になないと詠んでいる。

顕房が四十七歳で右大臣になつた永保三年（一〇八三）以降、顕房も参加した白河上皇の雪見の御幸記録

は、『中右記』寛治二年（一〇八八）正月八日条に、

暁院御幸白河辺、依御覽雪也、左・右大将・騎馬前驅、布衣、出衣、則還御云々と見える。「左・右大将」とは藤原師通と源頸房のことである。また『後二条師通記』寛治二年（一〇八八）十二月十一日の条に、

天晴、依雪、院御覽遊行欵、着冠裝束直衣也、人々鳥帽裝束了、無何事欵、八条程留了、右大臣被參了と見える。「右大臣」は頸房である。

この時、頸房は五十三歳、右大臣で右大将を兼任していた。頭髪も白くなっていたと考えられる。当該歌はこのどちらかの折に詠まれた蓋然性は高い。

*

⑯『金葉集』（雜下、六〇七）に次の歌が見える。

北方うせはべりてのち、天王寺にまゐりはべりけるみちにてよめる

六条右大臣

なにはえのあしのわかねのしげければこころもゆかぬふなでをぞする

詞書の「北方」は頸房室源隆子である。白河天皇中宮賢子の実母にあたる。右の歌は、隆子を弔うために頸房が天王寺に参る途中で詠んだものと思われる。隆子の没したことは『中右記』寛治三年（一〇八九）九月二十八日条に、

暁右府北方卒去云々、故治部卿隆俊卿女也、名隆子、年四十六云々、今上外祖母也、
と見える。

詠作年次は隆子が亡くなつた寛治三年九月から頤房が亡くなる寛治八年（一〇九四）九月の間である。頤房五十三歳から五十八歳の間の詠である。

*

⑯『和歌一字抄』（上、五四六～五四八）に次の歌がある。

处处

处处尋花

白河院御製

春くれば花の匂にさそはれていたらぬ里のなかりけるかな（五四六）

六条右大臣

よしの山谷がくれなる花ならでけふは尋ねぬ所あらじな（五四七）

匡房

桜さく四方の白雲一かたにあし毛の駒の宿も定めず（五四八）

以上同座

右の三首は歌題「处处尋花」で同じ折に詠まれたと考えられる。頤房は「よしの山」の歌を詠んだが、他出は見出せない。

一方、白河院の「春くれば」の歌は、『詞花集』（春、二七）に、

处处花をたづぬといふことをよませたまひける 白河院御製

はるくればはなのこずゑにさそはれていたらぬさとのなかりつるかな
とあり、匡房の「桜さく」の歌は、『匡房集I』（二六）に、

鳥羽院にて、やまとさくらをたづぬ題を

桜さくよもの白雲ひとかたにあしげのこまもあともさだめず
と見える。

また、「处处尋花」題の歌は、他にも次のように見られる。

寛治七年三月十日、白河院、きた山の花御覽じにおはしましける日、处处尋花といへる心をよませたまうけ
るに
久我太政大臣

山ざくら方もさだめずたづぬれば花よりさきに散る心かな（新勅撰・春上、五五）

右衛門督基忠

春はただゆかれぬ里ぞなかりける花のこずゑをしるべにはして（新勅撰・春上、五六）

寛治七年三月十日、白河院、北山の花御覽じにおはしましたりける日、处处尋花といへる心をよませ給うけ
る
贈左大臣長実

尋ねつけふ見ざりせば桜花ちりにけりとやよそにきかまし（新拾遺・春下、一六四）

寛治七年三月十日、しら川の院、北山の花御覽じ侍りけるに、处处尋花といふことを

贈太政大臣つねざね

いづかたもあかぬこゝろに桜ばなたづねぬ山のはるはなきかな（秋風集・春下、六八）

これらの歌はみな同じ折に詠まれたものと思われる。

右の白河院の御幸については、『中右記』寛治七年三月十日条に、

十日、太上皇為一條北辺花御覽有御幸、已時許先御東北院、次御覽斎院花、（合子内院主）次鳥羽殿、入夜還御六條殿、右大臣以下公卿五六人扈從皆以直衣、但中納言中将一人布衣、殿上人或布衣或衣冠、於六條殿小寢殿西面披講和歌、題云、處々尋花、講師木工頭隆宗（藤原）朝臣、讀師源大納言（雅次）、雅、御製講師右大弁（藤原通俊）云々、と見え、「右大臣以下公卿五六人扈從…」とあることより、右大臣顕房も参加していたことが確認できる。詠作年次は寛治七年三月十日、顕房五十六歳の詠となる。

*

⑯、⑰「郁芳門院根合」（一〇、一三、一四、一八）に次の歌がある。

三番 五月雨 左

右大弁通俊

もしほやくすまの浦人うちたえていとひやすらむ五月雨の空（九）

右 先読題并歌

小別当右大臣殿

⑯五月雨にかさとりやまはこえぬらし花色ごろもかへりもぞする（一〇）

四番 祝 左 先読題歌

宰相典侍右大臣殿

⑰住吉のまつのひさしさひさしくと神にぞ祈る君がみよをば（一一）

右

小別当右大臣殿

⑲万代はまかせたるべしいはしみづながきながれを君によそへて（一四）

五番 恋 左 先読題歌

伊与守顕季

さりともと思ふばかりや我が恋のいのちをかくるたのみなるらむ（一七）

右

小別当左兵衛督俊実

㉚思ひあまりさてもやしばしなぐさむとただなほざりにたのめやはせぬ（一八）
他出の歌は以下のようにA～Fまである。

A『金葉集初度本』（夏、一九九）

郁芳門院根合に五月雨の心を

六条右大臣

㉛さみだれにかさとりやまはこえゆかじはないろざるもかへりもぞする

B『続詞花集』（夏、一三二）

郁芳門院の根合に、五月雨をよみ侍りける

六条右大臣

㉜五月雨にかさとり山はこえゆかじ花いろざるもかへりもぞする

C『金葉集』（賀、三〇六）

郁芳門院の根合にいはひの心をよめる

六条右大臣

㉝万代はまかせたるべしいはしみづ長きながれを君によそへて

D『和歌童蒙抄』

恋

㉞思ひかねさてもやしばしなぐさむとただなほざりにたのみやはせぬ（九四六）

郁芳門院根合、右方小別当詠実右大臣作也、……

E『袋草紙』

右

右大臣

㉙おもひかねさてもやしばしなぐさむとただなほざりにたのみやはせぬ（四七〇）

F『新後拾遺集』（恋一、一〇八五）

郁芳門院根合に、恋の心を人にかかりてよみ侍りける 六条右大臣

㉚思ひかねさてもやしばしなぐさむとただ猶ざりにたのめやはせぬ

㉛～㉜の歌の他出歌では、いずれも作者名が「六条右大臣（右大臣）」となつてゐる。このことは顕房が代作したものかと考えられるが、郁芳門院根合の当該作者表記には問題があるので、顕房との関わりを軸に以下考察してみたい。

根合本文『中右記』「大日本史料三」の二所収「進獻記録抄纂」によると、㉛～㉜の作者名表記は、

㉗小別当右大臣殿

㉘宰相典侍右大臣殿

㉙小別当右大臣殿

㉚小別当左兵衛督俊実

となつてゐる。小字「右大臣殿」「左兵衛督俊実」をどのように解するかが問題となる。小字「右大臣殿」等を出仕先とすると、㉗㉙は「右大臣家に仕える小別当」となり、㉚は「俊実家の小別当」と解せられ、二人の小別当がこの根合で歌を詠んだことになる。当然、代作とは考えにくくなる。（「宰相典侍」も右大臣家に仕えたということになり、こちらも代作でなくなる）。小字「右大臣殿」等を代作者名だとすると、㉗㉙は右大臣殿（顕房）が小別当に、㉚は右大臣殿（顕房）が宰相典侍に代作したことになり、㉚は左兵衛督俊実が小別当に代作したということになる。

郁芳門院根合は、写本としては『廿巻本』のみ知られる歌合で、散逸しているけれども、当該箇所は小松茂美氏『古

筆学大成』第二二卷（一九）にその写真が載っている。作者名表記の部分を見ると、次のようになつていて。

(17) こ別たう

宰相忠将

(18) 新宰相 右大臣 ※「新宰相」の横に、「新宰相」の字よりほんのちょっと小さな字で「宰相忠将」とある。

「右大臣」は「新宰相」の下にほぼ同じ大きさの字で書かれていて、萩谷氏は脚注と言つていて。(10)

(19) 小へたう 右大臣 ※「右大臣」表記状況は右と同じである。

小別当

(20) 俊実 ※「俊実」の横に小さな字で「小別當」とある。

ここでも「右大臣」を出仕先と考へると、(18)は「右大臣家に仕える新宰相」となり、(19)は「右大臣家に仕える小別當」となる。またそのように考へると(17)の「こ別たう」と(19)の「小へたう」は別の人物となる。代作者名と考へると、(17)は「こ別たう」の詠で、(18)(19)は顯房の代作となり、(20)は「俊実」が実作者となる。

ここで作者名表記の状況を、『中右記』・『廿巻本』・『入集している歌集』について、表にしてみると次のようになる。

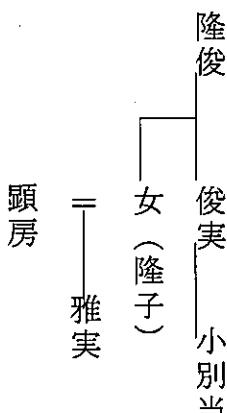
中右記	廿卷本断簡	各歌集
⑯ 小別当右大臣殿	こ別たう	六条右大臣（続詞花集 一二三）
⑯ 宰相典侍右大臣殿	宰相忠将	六条右大臣（金葉初度 一九九）
⑯ 小別当右大臣殿	新宰相 右大臣	ナシ
⑯ 小別当左兵衛督俊実	小へたう 右大臣 俊実	六条右大臣（金葉 二〇六） 六条右大臣（新後拾遺 一〇八五） 小別当詠実右大臣（和歌童蒙抄） 右大臣（袋草紙）

この表より、⑯は『中右記』『廿卷本』の記述がほぼ同じであり、小字「右大臣殿」や「右大臣」の表記は、実作者を表しているかと思われるが、他の⑯⑯⑯からははつきりしたことは見出せず、問題が残るところである。

しかし、『金葉集』をはじめとする各歌集に作者名表記が「六条右大臣」とあることを重く受け止め、⑯から⑯の歌は、顕房の代作と考えたい。各歌集が何を根拠としてこれらの歌の作者を顕房としたかはわからないが、当然しかる

べき資料を基にして載せたのだと思われるからである。

なお、⑯⑰の「小別当」については、「郁芳門院根合」の女房方人の記述に「小別当左兵衛督俊実女」とあることより、俊実女ということがわかる。俊実は醍醐源氏の源俊実のことと、中納言隆俊男、権大納言に至る。『金葉集』以下の勅撰集に三首入集する。『中右記』寛治七年一月十日条に「……女院別当、治部卿俊明卿・左兵衛督俊実卿……」と見えることより、郁芳門院の別当であつたことがわかる。また『尊卑分脈』によれば、



とあることより、頤房とは義理の兄弟という関係になる。この血縁関係より、頤房が小別当の代作をしたと考えられる。

⑱の歌については、作者名が「宰相典侍右大臣殿」とあることより、小字「右大臣殿」を代作者名として捉え、頤房の代作と考えた。「宰相典侍」については、「郁芳門院根合」の女房方人に「宰相典侍隆宗朝臣女也」と見える。この「隆宗朝臣女」は藤原宗子であろう。藤原宗子は『中右記』寛治七年一月一日の条に「新典侍藤宗子」、同年十一月十五日の条に「典侍藤宗子隆宗朝臣姫」と見える。

⑲の歌については、「郁芳門院根合」の作者名表記が「小別当左兵衛督俊実」となっているので、これを信ずれば、小別当の父俊実が代作した歌ということになる。しかし、『和歌童蒙抄』に「右方小別当詠実右大臣

作也」とあり、『袋草紙』にも「右大臣」とあるので、これにより顕房の代作と見なすものである。

(17)～(20)の歌は、顕房五十七歳の詠となろう。

*

以下に示すのは、詠作年次未詳歌である。

(21)『後拾遺集』(恋二、六九八)

「ころならぬことやはべりけん、かたらひけるをむなのもとにまかりてまくらにかきつけ侍ける

右大臣

わがこころ心にもあらでつらからばよがれむとこのかたみともせよ

(22)『万代集』(春上、二〇六)

望山花といふことを

六条右大臣

きのふまでみどりに見えしさほやまのはるのかひにははなぞさきける

右の歌は他出として、『夫木抄』(春四、一一三一)に次のように見える。

望山花といふ事を

六条右大臣

きのふまでみどりにみえしさほ山の春のかひには花ぞ咲きける

(23)『和歌一字抄』(上、三九九)

菊満庭

六条右大臣顕房

白菊の乱れてさける庭の面は月の光ぞいとどさやけき(三九九)

四 まとめ

以上、顕房の詠歌二十三首の集成と考証より、知り得たことを整理し、権門歌人顕房の活動の一端としてまとめとする。

まず、初期の代作の問題があげられる。①の歌合詠は顕房十五歳の詠であるが、侍従乳母に代作してもらった歌である。同年に催された②の歌合においても、詳しい資料はないが同じように代作してもらった可能性はある。また、顕房の晩年に行われた「寛治七年五月五日郁芳門院根合」においても、その作者名表記に関して、顕房の代作の問題があげられる。

顕房が歌合や歌会などのハレの場で歌を詠むことは、権門歌人として果たされたべきことであった。若い時には代作をしてもらい、長じては代作をすることとした。

次に顕房は、若い時から晩年に至るまで、歌合に深く関わってきたことがあげられる(二)。早くは「永承六年春内裏歌合」に作者として参加し、天喜四年五月には「頭中将顕房歌合」を自身で主催した。また「承暦二年四月廿八日内裏歌合」には判者として、「寛治七年五月五日郁芳門院根合」には、代作者ならびに判者として参加している。

顕房の和歌二十三首について、歌合の歌・歌会の歌・贈答歌・その他(独詠歌等)に分けると、

歌合の歌 七首 (①②④⑯⑰⑲⑳)

歌会の歌 八首 (③⑥⑨⑩⑪⑯㉑㉒㉓)

贈答歌 (三) 五首 (⑤⑦⑧⑯⑰)

その他 三首 (⑭⑮㉑)

となる。顕房の和歌は、歌合や歌会といったハレの歌が多いと指摘できる。

顕房にとって歌合の判者をすることも重要な仕事であった（¹³）。『承暦二年四月廿八日内裏歌合』において顕房は判者をした。その判詞における左方と右方の論難の応酬は、衆議判に近い面があると考えられている。白河院政期は歌論・歌学が発展する前の過渡期の時期であるが、こういう中、顕房の果たした役割についても、今後明らかにしていただきたい。

三つ目は顕房と経信の関係についてである。中宮馨子内親王の中宮職の役職において、顕房は中宮大夫、経信は中宮權大夫という身分差のある関係であった。また『経信集Ⅲ』には馨子内親王が斎院退下後、師房第に住まい、そこで遊びが催されたことなどが記されていることより、経信と顕房の近しい関係が見出される。さらに顕房が判者を務めた「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の判詞は残されているが、『袋草紙』にはその判詞とは全く違う判を経信が記している。この二つの判は、この時代の和歌批評のあり方を示していく注目される（¹⁴）。

四つ目は勅撰集入集歌数状況について、顕房とほぼ同時代の人物で内大臣以上の公卿について示してみたのが、次の表である。

雅 実	忠 実	顕 房	俊 房	師 房	師 通	師 実	俊 家	信 長	教 通	頼 宗	頼 通	
5	7	14	4	9	4	16	2	2	1	40	16	合計 勅撰集
0	0	4	1	2	1	1	0	0	0	19	1	後拾遺
1	0	4	0	1	0	0	0	0	0	3	1	金葉
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1	詞花
1	0	1	1	1	1	3	1	0	0	1	1	千載
1	2	1	1	1	2	1	0	0	0	2	1	新古今
2	5	4	1	4	0	10	1	2	1	22	11	勅撰集 その他の

右表によれば、勅撰集入集歌数の多い人物は、40首の頼宗、次いで16首の頼通・師実、そして14首の顕房と続く。その中で頼宗は別格であるが、顕房詠が『後拾遺集』や『金葉集』にそれぞれ四首ずつとられていることは注目していいだろう。また右表にはないが、顕房室隆子も『後拾遺集』以下の勅撰歌人で、入集歌六首

のうち、『後拾遺集』に三首、『金葉集』に二首が入集されていることも注目される。これは顕房ならびにその室隆子が当代歌人として評価されたことの証ともなろうが、『後拾遺集』や『金葉集』の撰集を命じた白河院との特別な関係、顕房が院の舅であり、堀河天皇の外祖父であるという、そうした関係も影響しているのかもしねれない。

この時期の歌壇史における天皇家と摂関家は、一般的に対立構造が指摘されている面（¹⁻¹⁵）もあるけれども、顕房の和歌活動を通してみると、顕房も摂関家の一員であるが天皇家とも極めて融和的な関係が保たれてきた。権門歌人の顕房の特徴がそうしたところにもあった、といえるのではないだろうか。

付、顥房年表（含詠作年次推定歌）

和曆 西曆 歲 月 日 官位官職 詠作年次 關係歌合

①永承六年春内裏歌合 二 (春)

②新千載集・夏
一一三四(五月五日)

※永承六年五月五日內裏根合

③秋風集·秋下 三七一

12月
正四位下

康平二	一〇六一	二五	一四	一三
康平三	一〇六二	二六	一六	一四
康平四	一〇六三	二七	一七	一三
康平五	一〇六四	二八	一八	一三
康平六	一〇六五	二九	一九	一三
康平七	一〇六六	二〇	一〇	一三
治曆一	一〇六七	三一	二一	一三
治曆二	一〇六八	三二	二二	一三
治曆三	一〇六九	三三	二三	一三
治曆四	一〇七〇	三四	二四	一三
延久元	一〇七一	三五	二五	一三
延久二	一〇七二	三四	二四	一三
延久三	一〇七三	三六	二六	一三
任權大納言	一〇七四	三七	二七	一三
(7)金葉集・賀 三三〇 (三月九日)				
兼中宮大夫 (筆者注、同日馨子内親王、中宮となる)				
転左兵衛督 (6)続古今集・秋上 三一六 (七月以前)				
兼右兵衛督、 任權中納言、 3・26 正二位				
(5)新勅撰集、雜一一〇九 (十一月)				
従三位 (父卿譲、石清水賀茂行幸賞)				
正三位 (父卿譲)				
右中將				
従三位				
參議				
7	1	2	2	2
•	•	•	•	•
12	13	16	28	21
2	5	16		

⑦金葉集・賀
三三〇
(三月九日)

延久五	一〇七四	三八	三七	6 · 20
承保元	一〇七四	三八	三九	
承保二	一〇七四	三九		
承保三	四〇			
承保元	一〇七七	四一		
承暦二	一〇八一	四五		
承暦三	一〇八一	四五	四二	
承暦四	一〇八一	四五	四三	
永保元	一〇八一	四五		
永保二	一〇八三	四七		
永保三	一〇八三	四七		
應徳元	一〇八四	四八		
應徳二	一〇八四	四八		
應徳三	五〇	四九		
寛治元	一〇八七	五一		

⑫新古今集・賀 七二四 (十月二十二日)

後拾遺集完成

※承暦二年四月廿八日内裏歌合 (判者顕房)
(兄俊房左大臣、弟頤房右大臣となる)

中宮賢子 崩

兼右大將

9月

後拾遺集撰進の勅、通俊に下る

⑧後拾遺集・賀 四四〇 (正月二十日)

⑨千載集・雜上 一〇三七 (正月・十月)

⑩後拾遺集・恋一 六六二 (九月十三日)

⑪後拾遺集・賀 四三六 (四月十日)

承暦元 一〇七七 四一
承暦二 一〇八一 四二
承暦三 一〇八一 四三
承暦四 一〇八一 四四

永保元 一〇八一 四五
永保二 一〇八三 四六
永保三 一〇八三 四七
應徳元 一〇八四 四八

永保元 一〇八一 四五
永保二 一〇八三 四六
永保三 一〇八三 四七

應徳元 一〇八四 四八
應徳二 一〇八四 四八
應徳三 五〇 四九

應徳元 一〇八四 四八
應徳二 一〇八四 四八
應徳三 五〇 四九

寛治元 一〇八七 五一

寛治二

五二

⑬經信集Ⅲ 五二

⑭金葉集・冬・二八九

⑮金葉集・雜下 六〇七

寛治三

五三

寛治四

五四

寛治五

五五

寛治六

五六

寛治七

五七

嘉保元 一〇九四

五八

9 1
• •
5 5

薨 叙從一位

- ⑯和歌一字抄・上 五四七 (三月十日)
⑰郁芳門院根合 一〇 (五月五日)
⑯郁芳門院根合 一三 (五月五日)
⑯郁芳門院根合 一四 (五月五日)
⑯郁芳門院根合 一八 (五月五日)
- ※寛治七年五月五日郁芳門院根合 (判者顕房)

†年次未詳歌

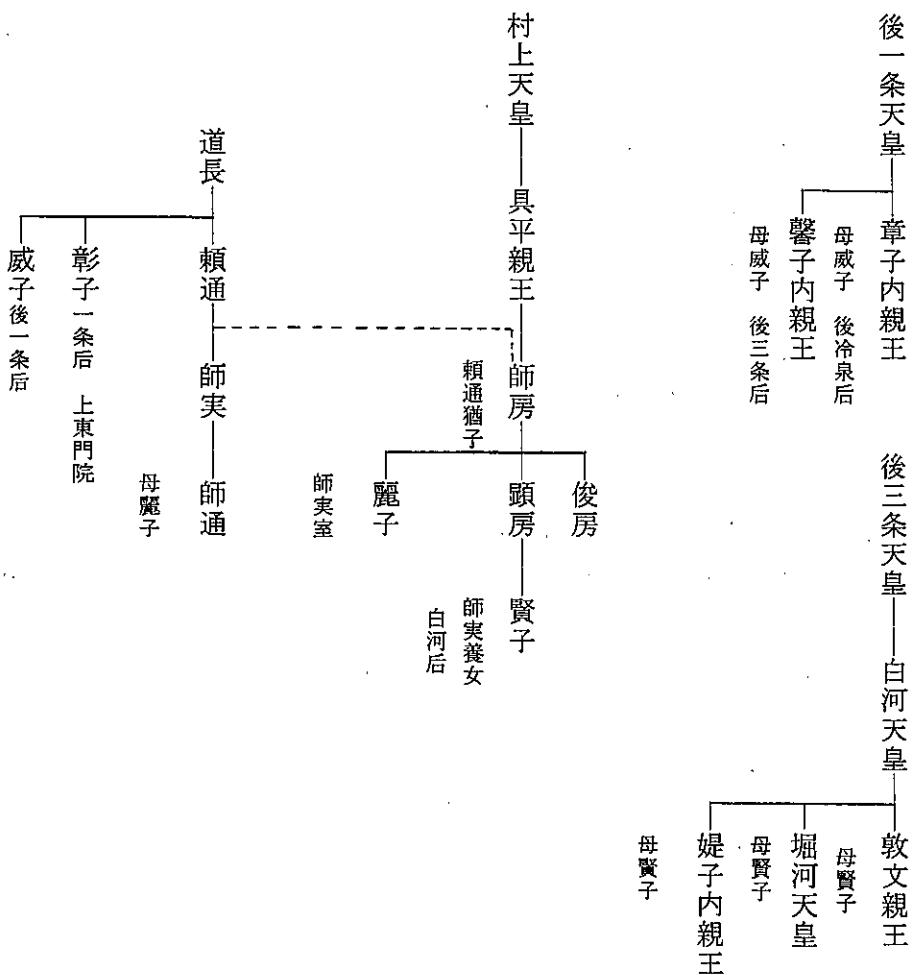
㉑後拾遺集・恋二 六九八

㉒万代集・春上 一〇六

㉓和歌一字抄・上 三九九

注

(二) 須房とその関係人物の系図を示すと、次の通りである。



(二) 上野理氏『後拾遺集前後』(笠間書院 一九七六年)

(三) 金葉集は二度本による。初度本等を引用した時はその旨をことわった。

(四) 詠作年次の早いものから掲出するならば、歌合など原出典をあげて、他出として勅撰集を優先した。但し、郁芳門院根合については、煩雑になるので、先に歌合本文をあげた。

(五) 萩谷氏は「一六三 天喜四年四月卅日皇后宮寛子歌合」の折の歌としている。(『平安朝歌合大成 増補新訂一』)

(六) 枝松睦子氏「出羽弁集の一考察—栄花物語続編作者問題に関連して—」(国文 第三〇号 一九六九年三月)

(七) 久保木哲夫氏「出羽弁集とその集」(『平安時代私家集の研究』所収 笠間書院 一九八五年)。

(八) 『平安朝歌合大成 増補新訂二』は「内殿」とするが、ここは和歌文学大系『王朝歌合集』(田島智子氏校注)の「宇治殿」による。

(九) 康資王母は父高階成順が筑前守をしていたことから、筑前とも呼ばれた。

(一〇) 清水彰氏『四條宮下野集全釈』(笠間書院 一九七五年)。

(一一) 『金葉集』三二「九番歌の作者」「宇治前太政大臣」について、従来は藤原頼通としたが、久保木哲夫氏(『京極閑白師実とその和歌活動』『山岸徳平先生記念論文集 日本文学の視点と諸相』所収 汲古書院 一九九二年五月)や岩波日本古典文学大系『金葉和歌・詞花和歌集』(校注 川村晃生・柏木由夫氏) 岩波書店 一九八九年)は、藤原師実とする。それに従う。

(一二) 本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」第三節参照。

(一三) 本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」注(四)参照。

(一四) 『師実集II』一一番歌の詞書に「承保三年四月三日、中宮皇女降誕九夜ニ」とあり、詞書の内容を追うと一二、「三番歌」

これは承保三年九月十三日を思われるが、承保二年九月十三日の詠であることは、すでに述べたところである。本論文第一部第二章「京極大殿御集」の研究付、他出文献一覧表 参照。

(一五) 妹子内親王の誕生した日はいくつかの記述がある。『今鏡』(すべらぎの中第二)は「三年四月五日郁芳門院生まれさせ給ひ

て」とあり、『中右記』永長元年八月七日条には「承保三年四月五日庚寅生」とある。『女院記』は「承保三年四月六日誕生」とする。『後拾遺集』の現代注釈でも藤本一恵氏『後拾遺和歌集全釈』・川村晃生氏『和泉古典叢書 後拾遺和歌集』は「四月

(一六) 四日」とし、いさら会『後拾遺和歌集新釈』は「四月五日」とする。筆者は四月五日と考える。

(一七) 妹子の産まれた日は承保三年四月五日なので、そうすると七夜は十一日になるはずである。詞書の「十日」は「一」の字が脱落したのだろうか。あるいは『経信集III』では妹子内親王誕生を四月四日としているのであろうか。

冷泉家時雨亭叢書『平安私家集 十二』に所収されている『大納言経信集』の解題参照。奥書に集成立の経緯が記されてい る。

(一八) 『栄花物語』(紫野)

四月になりて、祭、院、斎宮など御覽すべしとて、世の中の人心する中にも、斎宮の童べ小さき大きなる、いといみじくうつくしきに、女房われもわれもと挑みて、えもいはずつくしたり。……殿をはじめたてまつりて、左右の大殿、内大臣殿、大納言たち、それより下はた残るなく仕うまつれり。……

『中右記』寛治二年四月廿一日条

賀茂祭、使顕雅、院御見物、

『後二条師通記』寛治二年四月廿一日条

雨降、巳剋許天晴之、院御見物也、摂政殿・大臣以下騎馬也、無口取云々、直衣衣冠、有平張也、
(十九) 講談社 一九九二年刊

(二〇) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 増補新訂 二』(同朋舎出版 一九九五年)

(二一) 顕房の関わった歌合は次のとおりである。

ⓐ 永承六年春内裏歌合(一四五) 歌人「二番歌」顕房一五歳

ⓑ 永承六年五月五日内裏根合(一四六) 歌人「一四、一八番歌」顕房一五歳

ⓒ 天喜四年四月卅日皇后宮春秋歌合(一六三) 読師・歌人「九番歌」顕房一〇歳

ⓓ 天喜四年五月頭中将顕房歌合(一六四) 主催者 顕房一〇歳

ⓔ 承暦二年四月廿八日内裏歌合(二〇三) 判者 顕房四一歳

① 寛治七年五月五日都芳門院根合(二二三) 判者 顕房五七歳

顕房は十五歳から晩年まで歌合に関わってきたことがうかがえる。

(二二) 贈答歌は贈歌と返歌とが組み合わさったものをいうが、「こ」では返歌はないが、相手に贈ることがしっかりと明示してある歌は贈答歌として扱つた。

(二三) 安井重雄氏は、「歌合における判者と主催者」という口頭発表において、判者は、十一世紀ころ、権門の歌人や重代歌人が務めていることを指摘している。(和歌文学会関西七月例会口頭発表、於・相愛大学 令和元年「二〇一九」七月六日)

(一四) 歌論史的には経信が注目されてきたけれども、同時代評価としては、顕房が判者をしていることに意義が認められていたはずである。顕房と経信の判詞の相違の問題は、同時代的な評価を踏まえながら改めて考えるべきである。

(一五) 注(二)参照。

第一部 第二章 歌合判者としての源頤房

一 はじめに

源頤房は、土御門右大臣源師房二男、母は道長女尊子である。従一位右大臣に至る。同母兄に左大臣俊房、妹に關白藤原師実室麗子がいる。

父師房は村上天皇皇子具平親王の息子で、源氏姓を賜つた村上源氏の祖である。師房は藤原頼通の猶子となり、さらに頼通の異母姉妹の尊子を室にむかえるなど、摂関家と近しい関係を築く。そのつながりは当然頤房にも及んだ。また頤房の娘賢子は、師実の養女となり、さらに白河天皇の中宮になるなど、天皇家とも近しい関係を築く(一)。

頤房は『後拾遺集』以下に十四首入集の勅撰歌人である。歌合において代作をしたり、また同時代の内大臣以上の公卿に比して、『後拾遺集』『金葉集』に多くの歌が入集したりするなど、当代においてその評価は高かった権門歌人と考えられる(二)。

権門歌人の頤房にとって、歌合の判者を務めることは、重要な仕事であった(三)。頤房の父師房、兄の俊房も歌合判者をしている。

頤房は若い時から歌合に関わってきた(四)。特に歌合判者としては、「承暦二年四月廿八日内裏歌合」と「寛治七年五月五日郁芳門院根合」の二つの歌合に関わった。「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の判詞には、廿巻本系と『袋草紙』所引のものの二つがあり、萩谷朴氏(五)によれば、廿巻本系の判詞は右方の人の記録とされ、『袋草紙』所引の

判詞は左方の人の記録とされる。「寛治七年五月五日郁芳門院根合」の判詞は、『中右記』所収^(六)のものと『袋草紙』所引のものの二つがある。

歌合判者としての顕房の活動等に言及した研究には、廿巻本系の「承暦二年四月廿八日内裏歌合」を中心に次のものがある。

- ・ 岩津資雄氏『歌合せの歌論史研究』（早稲田大学出版会 一九六三年）
- ・ 上野 理氏『後拾遺集前後』（笠間書院 一九七六年）
- ・ 浅田 徹氏「歌合判詞史における白河院政期（一）——序説・前史——」（『文藝と批評』第八卷 第三号 一九九六年五月）
- ・ 鳥井千佳子氏「承暦二年内裏歌合の二種類の判詞について」（『百舌鳥国文』 第一六号 一〇〇五年三月）
- ・ 安井重雄氏「歌合における「よき持」について——俊成を中心にして——」（『藤原俊成 判詞と歌語の研究』 所収 笠間書院 一〇〇六年）
- ・ 高野瀬恵子氏「内裏歌合承暦二一〇一八年四月二八日」の項目（『和歌文学大辞典』古典ライブラリー 一二〇一四年）

岩津氏は、廿巻本系の「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の判詞を取り上げ、判者顕房の無能ぶりを指摘する^(七)。上野氏は、白河院近臣グループ（右方）と師実や経信などの摂関家に属するグループ（左方）が対立していることを述べ、顕房が左方に肩入れしていると指摘する^(八)。安井氏は、歌合における「持」という観点より、判者顕房が自分に向けられる批判を回避する態度に言及している^(九)。鳥井氏は廿巻本系と『袋草紙』所引の二種類の判詞それぞ

れの編集目的に注目すべきだとする(一〇)。高野瀬氏は「…一種類の判詞の存在は、この時代における詠作のあり方と、それを背景とした和歌批評の姿を伝えて意義深い」(一一)とする。浅田氏は、判詞史という視点より、当該歌合の判詞に言及している。

研究史的に見ると、二つの歌合は論難の行われた歌合で、衆議判に近いものとされる。また、持が多いこととも特徴の一つといえる。それぞれにもうひとつ別の判詞が存在するが、「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の場合、廿卷本系の判詞の方が取り上げられて、顕房は判者としては低い評価にとどまっている(一一)。

本稿の目的は、顕房が判者を務めた二つの歌合のそれぞれの判詞、並びに『袋草紙』『八雲御抄』『栄花物語』等に記された歌合に関する顕房記事を検討することで、歌合判者としての顕房の活動について和歌史的な位置づけをすることである。

二 新出資料紹介と当該歌合のこと

二つの判詞を検討する前に、新出資料について、紹介をする。

日本書道美術館で行われた「二〇一五年 秋季特別展（九月二十三日～十一月二十九日）」において、『二十巻本類聚歌合内裏歌合 承暦二年四月廿八日』が展示された。この資料は、堀部正二氏が『纂輯類聚歌合とその研究』（大学堂書店 一九六七年）で紹介した妙法院本の親本とされるものである。この新出資料により、従来誤写と思われた部分を修正することができた。妙法院本を底本とした『新編国歌大観』は六番が、

六番 菖蒲 左持 …

……判者、右のうたのけふよりたのむらん、いまはじめたりとて、右まくとさだめられぬ、……

とある。判詞に「…右負くと定められぬ」とあるのに、判定は「六番 菖蒲 左持」となつていて、内容に齟齬があつた。新出本文は該当部分が、

六番 左勝 昌蒲 …

…判者、右のうたのけふよりたのむらん、いまはじめたりとて、右まくとさだめられぬ、…
とあり、判定が「六番 左勝 昌蒲」となつてているので、内容的にはこれが正しい(一三)。

次に「承暦二年四月廿八日内裏歌合」と「寛治七年五月五日郁芳門院根合」における勝・敗・持状況を示すとともに、それらの歌合で扱われたものと同じ番いが載つて『袋草紙』所引のものの状況、さらに『袋草紙』所載の経信判や匡房判が載つてある状況を示したのが次の表である。

〔承暦二年四月廿八日内裏歌合〕

	番い	勝・持	甘巻本系	袋草紙	袋草紙所載経信記評
八番	一番	左勝	○	○	
七番	二番	持	○	○	
六番	三番	持	○	○	
五番	四番	右勝	○	○	
四番	五番	持	○	○	
三番	六番	左勝	○	○	
二番	七番	持	○	○	
一番	八番	左勝	○	○	
左勝		持	○	○	

九番	持														
十番	右勝														
十一番	持														
十二番	持														
十三番	左勝														
十四番	左勝														
十五番	右勝														
一 番	勝・持	中右記所收	袋草紙	袋草紙所載匡房評											
二 番	持														
三 番	右勝	左勝													
四 番	持														

〔寛治七年五月五日郁芳門院根合〕

「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の勝敗について、廿巻本では全十五番中、左勝五、右勝三、持七である。

持の割合が多いといえる。

五番	持	○
無判	○	○

「郁芳門院根合」に至っては、『中右記』所収の「郁芳門院根合」で、全十番のうち、左勝一・右勝一・無判一・持七という状況である。

頭房が判者をした二つの歌合の勝敗状況としては、ともに持が多い歌合であることが指摘できる(一四)が、それを以て判者の評価に影響すると即断はできまい。頭房が「持」とした意味を考えるべきであろう。

三 二つの判詞の検討

判詞は記録者等の所属する集団やその態度・姿勢によって書き様は変わり、伝わる内容も変わつてくる。つまり記録者の立場によって、伝わる内容は相反したものになる場合もあると思われる。ここでは判者頭房の判定の記述をめぐつて、二つの判詞より、判者としての態度について検討するものである。

まずは、「承暦二年四月廿八日内裏歌合（廿巻本系）」と『袋草紙』所引の判詞を並べて検討してみる。

〔廿巻本系〕

一番 子日 左勝 頭弁実政朝臣

一 子の日するあまたの人のひきつれて君が千年をまつとこそ見れ

右 中宮權亮公実朝臣

一 君が代にひきくらぶれば子の日するまつの千年も数ならぬかな

「いつ方も難あらむ。申せ」とおほせらるるに、右の人「右は千年を数ならずといへり。あれはただ『千年をまつ』とあれば、ことのほかに劣れり。又まつといふこと隠したる、子の日の歌の例にあらず。添へたるとわざといひたると、いかでかひきくらべむ」と申すに、師賢、息の下に、「天の下にありとあらん人の待たん千年をば、少なくやはあるべき」とばかり申すに、右の人、「天の下に人の皆待つとも、同じ折の千年にこそあらめ。数ならずといひたるは、行く末はるかに遠くなむある」と、又まつを添へたるとはえ陳べ申さぬに、右の歌の難をつゆばがりも左に申す人なし。判者大納言、「右の歌はいみじうをかしうよき歌なり。左の歌は、ただ詠みたる一歌なれど、勝つ」と定められし」そ心得ざりしか。

判詞で問題になつてゐることは、二つある。一つは、左方の「千年をまつ」と右方の「千年も数ならぬかな」において、どちらが寿ぎの気持ちが強いかである。もう一つは、左方の「千年をまつ」の「まつ」が、「松」と「待つ」の掛詞になつてゐる点である。一般的に歌合は歌題にそつて詠むもので、この場合、「子日」題であるので「まつ」は掛詞でなく「松」そのものをしつかりと歌に詠み込むべきだといつてゐる。

論難は、右方が有利に進めてゐるが、「判者大納言、「右の歌はいみじうをかしうよき歌なり。左の歌は、ただ詠みたる二歌なれど、勝つ」と定められし……」とあるように、判者頸房は、右歌は大層良い歌であると評価はする。しかし、左歌は歌として二級であるけれども、一番左歌は勝ちという歌合の伝統に従い、勝ちと判定を下した。この判定は論難の内容を受けていはず、最初から勝敗はついていた様相である。

一方、『袋草紙』所引の判詞は、

〔袋草紙所引〕

一番 子の日

左勝

実政朝臣

子の日するあまたの人のひきつれて君が千年をまつとこそ見れ（一）

公実卿

君が代にひきくらぶれば子の日するまつの千年も数ならぬかな（二）

右の人にて、匡房申す様「ひきくらぶるに、「松の千年の数ならず」と「君が千年をまつ」のほど」そ、生ひさきあさきにそへて、左の千年がすくなくくなむ」と申す。師賢、「一人して待たばこそすくなからめ、天下の人のみな心をよせて侍らむ千年は、数知りがたくさんあるべき」といらふるに、あまたの人のまつほど、げに限りなき事なりとて、判者左勝とのたまふ。

とある。右方の匡房は「二つの歌を比べてみるところ、右歌の「（帝の御代と比べると）松の千年はものの数ではない」と、左歌の「（子日の小松を引いた人が）帝の千年の齢を待つ」という時間の長さは、その人たちの生い先の短かさを考えると、左歌の千年は短いことになる」と右歌の優位を申したのに対し、師賢は「一人で待つならばその時間は少ないでしようが、天下万民が心を寄せて待つ千年は、その人数は測り知れないでしよう」と答えると、その文言を受け「多くの人が待つのは、まつたく限りのないことである」といつて、判者は「左勝」と判定を下す。論難の内容を材料として、判定をしている。（もつとも、廿巻本系では、師賢の発言に対し右の人が「天の下に人の皆待つとも、同じ折の千年にこそあらめ。数ならずといひたるは、行く末はるかに遠くなむある」と反論をしているが、『袋草紙』ではこのことをとりあげてない）この点が廿巻本系の判詞と『袋草紙』所引の判詞との違いを表しているところである。判定態度はまつたく違うものであることがわかる。廿巻本系では顕房が右歌を評価しつつも慣例により左歌を勝ちにする。『袋

草紙』では師賢の発言を参考にして左歌を勝ちにしている。

続いてもう一例をあげる。

〔廿巻本系〕

十五番 恋 左

内蔵頭定綱朝臣

二九 わたつみにみるめ求むる海人だにも千尋の底に入らぬものかは

右勝

越前守家道朝臣

三〇 恋すとも涙の色のながりせばしばしは人に知られざらまし

右の人「左の歌はいづこに恋はあるぞ。海人だに千尋の底にはに入る、われも入らんと思ふらんもすずろがましき心地す」と言ふに、左も右も皆笑ひぬ。実政、「みるめこそは恋よ」と言へば、「さては海人のみすべき事ななり」など言ふほどに、右勝つと定められぬ。何のみるめにかありけむ。千尋の底の心の浅きもみな見えにけり。

右方の、左歌はどこに「恋」の心があるのか、という問い合わせから論難は始まる。左方の実政が「みるめ（見る目）と「海松布」の掛詞）が恋を表している」と言うが、右方は「それでは海人だけが恋をするようだ」などと言つていううちに「右勝つ」と判定された。左方は判者の心は浅いと非難した。

判定の根拠は「恋」題につながる語がないことだと、後掲の『袋草紙』所引の判詞「[恋]と云ふ事なしとて負け了んぬ」より知られるが、廿巻本系だけだとそのことははつきりわからない。

〔袋草紙所引〕

廿番 恋

経信朝臣

わたつみに海松布もとむるあまだにも千尋の底にいらぬものかは

勝

弁母

恋すともなみだの色のなかりせばしばしばは人にしられざらまし

「恋」と云ふ事なしとて負け了んぬ。経信卿記に云はく、「右難じて意なしと云々。私にこれを案ずるに、上古の歌いまだ一定有らず、かくの如きの躰有り。而れどもいまだ知らざる人、もしくはこの難有るか。呼嗟悲しきかな」と云々。またこの事を知らざる事となすの中、非意の事等の多き由を記す所なり(一五)。

『袋草紙』では、判詞で「「恋」と云ふ事なしとて負け了んぬ」と左が負けた理由をはつきりと示している。ここではその理由について詳しく説明していないが、後述する郁芳門院根合の五番の判詞において、当該歌がその証歌としてとりあげられている。そこでは「千尋の底」は相手への深い思いが例えられているので、「深き心」「深き思ひ」などという言葉が必要である旨を述べている。

次の例は郁芳門院根合である。

〔中右記所収〕

左 先読

一位宰相中将雅実

三 あやめぐさひく手もたゆくながきねのいかであさかのぬまにおひけむ

右

掌侍

四 君が代のながきためしにひけとてやよどのあやめのねぢしそめけむ

左方右大弁被申云、「右之歌、偏ニあやめと讀テ、無草字。是あやめは、本蛇の名なり。此草、依似彼体、あ

やめぐさといふなり。不具草之時、偏蛇也。如何」。右方・判者被申云、「以菖蒲、あやめといふ、古来常事也。尤今始テ不可有此難」者。而左方人人私語云、「判者已有心右方、不可陳左右」者。有暫已為持。左方歌、事外ニすぐれたり。為大憂。凡一題一首之時、頗歌之詞之中、相替テ以撰入為興。而右方之歌、共祝之詞也。已無興。判者被申云、「左方ハ歌体頗有一興。右方ハ事已寄祝。為持、有何難哉」。

左方は、右歌に対し、二つの難を出す。一つは「あやめ草」でなく、なぜ「あやめ」と詠んだのかということである。もう一つは、一つの歌題に二つの組が番わされているのに、右方はその両方の歌が祝いの歌であり、興がないといふことである。

判者の判定の言葉は「左方ハ歌体頗有一興。右方ハ事已寄祝。為持、有何難哉」とあり、左方の歌を評価するものの、右方の歌は「君が代」などの詞で祝いの歌に仕立てている。祝いの歌は歌合で負けないのが慣例なのでそれに従い、持としたということである。

これに対して、『袋草紙』所引の当該番いは、

〔袋草紙所引〕

一番 菖蒲

信イ

藤 孝善 経実代

あやめぐさひく手もたゆくながき根のいかであさかのぬまにおひけん

入道帥の上

君が代のながきためしにひけとてや淀のあやめのねざしそめけん

持

藤 孝善 経実代

入道帥の上

左の人云はく、「あやめとは何をよめるにか。古歌にはあやめ草とこそよめれ、あやめは別物の名なり」。判者云はく、「せうぶをあやめといふ」と、今日ははじめず。いはれぬことなり。ただし、右歌はしたたかにつかうまつれり。左歌は、あさかのぬまによせて、ねをば引く手もたゆくながくとよみたる事、たがひたる心地すれども、すがた歌めきたれば、持と申す。江記に云はく、「右方の人云はく、「浅鹿沼の間、陸奥に在れば、京より一月の路なり。今日の事に逢ふべからず。引ける所の菖蒲は黄損せんか」と云々。永承四年殿上根合に、良暹の歌、「草」の字なくして撰入せらる。まして、右大弁通俊已に撰ぶ所の後拾遺にこれを入る。今難する所は、先後不覚なりと云々。

とある。判者顕房は、「せうぶをあやめといふ」と、今日ははじめず。いはれぬことなり」とあやめを菖蒲ということは今に始まつたことでないと云い、「あやめ草」を「あやめ」というのを認めている。「ただし、右歌はしたたかにつかうまつれり」とあるが、「したたかに」というのは「手堅く」の意で、具体的には祝いの歌を詠んでいるということだろう。

また、「左歌は、あさかのぬまによせて、ねをば引く手もたゆくながくとよみたる事、たがひたる心地すれども、すがた歌めきたれば、持と申す」は、「あさかぬま」はその言葉より「底が浅い」を連想させ、あやめの根は長くならないはずであるのに、長いと詠んだのは、内容にそぐわないけれども、風体が和歌らしいので持と申したの意。『中右記』所収の根合の判詞と比べて、持と判定する説明も丁寧である。

続いて、もう一例をあげる。

〔中右記所収〕

五番 恋 左 先読題歌

伊与守顕季

一七 さりともと思ふばかりや我が恋のいのちをかくるたのみなるらむ

右 小別当左兵衛督俊実

一八 思ひあまりさてもやしばしなぐさむとただなほざりにたのめやはせぬ

左方申云、「右方之歌詞中ニ無恋字、已思之歌也。如何」。右方申云、「昔、天徳之歌合之中に、「あふ」とのたえてしなくはなかなかに人をも身をもうらみざらまし」者、此歌無恋字。左方申云、「然者、此証歌、彼時負也」。右方申云、「尤不然、勝之歌也」、左・右大弁、頗有論。判者云、「件歌勝負、不慥覺、只今不可披見彼歌合」者。左方重申云、「去承暦殿上歌合、左之恋歌云、「わたつみのみるめもとむるあまだにもちひろのそこにいらぬものかは」、此歌、依無恋詞、已為負、彼時判者、已今日之判者也。如何」。而推為持、左方大憂也。

判詞は、左方より右歌に「恋」の字が詠み込まれてないことにについて、その是非が論難されるというものである。右方は、証歌として「恋」字の入つてない「あふことの」の歌を示したが、判者顕房は答えられなかつた。ついには顕房自身が判者を務めた「承暦二年四月廿八日内裏歌合」の「わたつみの」の歌の先例について、「恋」という詞がなくて負けとしたが、その時の判者は今日の判者であるが、どうするものであろうか、と左方が言うと、やはり判者としての権限で持とした、というものである。

これに対して『袋草紙』所引では、

〔袋草紙所引〕

九番 恋

持

顕季卿

さうともと思ふばかりやわが恋のいのちをかくるたのみなるらん

右大臣

思ひかねさてもやしぶしなぐさむとただなほざりにたのめやはせぬ

左の人云はく「右、恋といふ文字なし。いかが」と。右の人云はく、「天徳歌合に朝忠の歌に、「人をもみをもうらみざらまし」とある歌、世人の口に乗りたる名歌にしてかの時また勝となん定められるとや」。左の人云はく、「承暦の歌合の時、左の恋の歌その詞なしとて負ぐ。即ち、今日の判者大いまうちぎみなん、かの時も判じ給へる」と申せば、大臣云はく、「かの歌は、わたつみのはるかなるそこに海人のいれるよしをのみひて「思ひ」「たのむ」と云ふ事もなし。古歌にも、詞にも恋ともなけれども、その心あるは皆深きことがさせぬ物なり。左の歌同じほどなれば、持」となん。

とある。判詞では、顕房の発言が詳しく記されている。「かの歌は、わたつみのはるかなるそこに海人のいれるよしをのみひて「思ひ」「たのむ」と云ふ事もなし」とする。その歌は、海の深い底に海人が潜ることばかりをいつて、「思ひ」「たのむ」という言葉もなかつた、と言う。歌語「ちひろのそこ」は、深い海の底の意であるとともに、相手に対する深い恋情を例えたものである。それを引き出すためにも「思ひ」「たのむ」などという語の必要性を説いたと思われる。また、古い歌において、歌中に「恋」という語がなくても、その気持ちが入つている歌は、どの歌でもはなはだしい咎とはならないものであるともいう。また当該歌の場合、左・右の歌は同じくらいの出来栄えだから、持としたという。

顕房は、判者として歌語「ちひろのそこ」の使い方や古歌に対する「恋」題の詠みぶりなどにも言及した。顕房の確かな弁明である。この点を取り上げても、判者として評価できる面が認識できよう。

この二つの歌合にあるそれぞれ二種類の判詞を細かに検討すると、顕房批判に重点をおく廿巻本系や中右記所収の流布本に対し、『袋草紙』所引の判詞は、顕房の別の判者ぶりが見えてくる。顕房は判定をするにあたり、左右の方人らの意見に耳を傾けたり、証歌を示したりなどと、勝敗を決める根拠となることを明示していることが見受けられる。このことより顕房は、歌合判者として十分な力量は持ち合わせていたといえよう。

四 顕房の判者としての振る舞い

次に示す資料は、『栄花物語』（根合）に見える記事で、顕房が皇后宮春秋歌合において方人として、発言をしている様子を描いたものである。

……殿上の人々、左には、源大納言の頭中将、右にはやがて舅の隆俊頭中将。源中将は人にかへさるべくもあらず歌のよさあしさを定め、いとうつくしうぞものしたまひし。古きことにはとこそあれかくこそあれと、右の頭をよくいひ落したまへば、「あはれききたまへる口かな」と、上達部、殿上人ほめ申したまふ。……

右によると、「源大納言の頭中将」（顕房）は、左の方人として参加し、誰からも反論されることなく、歌のいい点と悪い点を評定し、大層立派に振る舞つた。古歌の引用等を踏まえて、右方人の頭、隆俊の頭中将を言い負かし、「次から次へと口が回るなあ」と上達部や殿上人から賞賛されたという。顕房はこの時二十歳であるが、歌を評するのに証歌をあげるなど結構なやり手として記されている。

またこの春秋歌合に顕房が参加し、衆議判を行つたらしい」とは次の『八雲御抄』（巻第二・作法部 判者）に見える。

衆議判^ヲ付^レ詞則判者習也。又只衆議許^モ有^レ例。永承皇后宮歌合、頼宗、長家、顕房、兼房等各申^レ之。右によれば、衆議判の記録を書き付けるのは判者の仕事だといい、さらに衆議の例として、「永承皇后宮歌合」（天喜四年四月廿日寛子春秋歌合）があげられ、顕房はその歌合の中で衆議に参加していたと記されている（一六）。

これらのことより、顕房は歌合の論難や衆議に参加しており、そこでは活発な意見を発表していたものと思われる。若き顕房が、歌合において活躍している様子がうかがえる資料である。

次に顕房が持を多く出した理由については、「郁芳門院根合」に次のように記されている。

後聞、右相府語人云、左右念人中、子孫已相分。今日好為持、尤自本小案也。仍頗判之間無興。左勝一首、右勝一首、持七首、未判一首。

顕房が語ったところによると、念人の中で子孫（家族）が一つに分かれているので、あえて持にしたという。そのため歌合の盛り上がりはなかつたという。この記事より、歌の論評を下した若い時に比べ、勝負よりも人々との協調や融和を大切にしたいという態度がうかがえる。

また『袋草紙』（判者骨法）には、

又郁芳門院根合之時、判者右方人に窃示云、一二番歌右勝也。然而依無益、所持判也云々。如此之用意先蹤也。

と見え、判者顕房が確かに右方人に言うことには「一・二番の歌は右が勝ちであるが、益がないので持にし

た」という。左歌を尊重した、このような配慮は先例であるとする。ここでも顕房は左・右方の融和を大事にしている。

さらに『袋草紙』（判者骨法）では、

郁芳門院根合時、六条右府為判者。一番左右歌講了後、左右方未申左右之間、判者被申云、可為持。依為一番也。二番歌讀了後曰、左右可申各瑕亹。其後左右相互致難、後評定之。或時判者難之、又陳之、常事也。^{一七}

承暦歌合時は、一番左右歌講畢後、閑白殿仰曰、共有難事可申。此後方人難陳之。

と見える。「郁芳門院根合」の時は、一番について左・右歌を講じた後、左・右方人が何も論難を言わないうちに持とした。二番以降は左・右が論難をして、評定をしたという。ある時は判者が難じ、またそれに對して方人が陳ずることはいつものことであったという。先に『八雲御抄』（卷第二・作法部 判者）でも触れたように、顕房は「春秋歌合」等で衆議に加わってきたが、判者としても衆議することは常に行っていたことがわかる。

顕房は若い時から歌合に方人として出席し、論難をしてきた。その内容はまわりから評価されるものであった。後年、判者となるが、各番いに対しても根拠のある理由をつけて評定をしてきた。また判定をする前に論難することはいつものことであった。その一方で、歌合の伝統に寄り添う判定や持を多くして、歌合を融和的に進めた。

五 まとめ

公的な盛儀の歌合判者になる条件は、身分の高い貴族であることや、重代歌人であることなどがあげられる。顕房は摂関家にも天皇家にも繫がりがある重臣であり、権門歌人として判者を行うのは、責務でもあつ

た。

判者としての顕房については、「承暦二年四月廿八日内裏歌合（廿巻本系）」の判詞を中心に研究が積み重ねられ、伝統に寄り添うばかりの判定や持が多いこと等により、その評価は低いものであった。

しかしながら、『袋草紙』所引の判詞や周辺の歌学書等を仔細に検討することを通して、評価できるところも見えてきた。

確かに顕房は、一番は左を勝ちとしたり、祝いの歌は勝ちにしたりするなど、歌合の伝統的なスタイルも守り、また持を多くするなどしたが、それは勝敗よりも歌合を融和的にすすめることを重んじたからである。顕房は、若い時から「春秋歌合」等に参加し、方人などで活発に論難をし、その論難内容は回りからも評価されるものであった。後年、歌合判者となり、その番いを判定するにあたっては、証歌をあげるなど根拠を示した判定をしている。また判定を下す前には方人たちと論難をするのは常のことであったという。時代の流れでもある論難の場（出席していた歌人たちに自由にして激しいやりとりの場）を設けたことも顕房の功績として評価されるべきである。

院政期という、歌合が伝統的で遊戯的なものから文芸性の高いものへと変わる転換期に、顕房は一方では歌合の伝統的な規範を守り、勝敗より左・右方の融和性を保つことに重きを置くとともに、他方では和歌の文芸性を高めるために論難する場を設ける、という二つの面を合わせ持つ判者であった。

〔付記〕

本章第二節において、新出資料紹介として『二十巻本類聚歌合内裏歌合 承暦二年四月廿八日』をあげ、当該

歌合六番の番いの「持」の判定は誤りであると指摘したが、最近、久保木哲夫氏（「承暦二年内裏歌合、二十卷本原本の出現」『国語と国文学』令和二年九月号）は、この新出資料並びに妙法院本（紙焼本）を調査され、この六番の判定は「六番 左勝」とあることを確認された。『纂輯類聚歌合とその研究』に翻刻された妙法院本の翻刻間違いであることを指摘された。

注

- (一) 関係系図については、本論文第二部第一章「源顕房の和歌」注(一)参照。
- (二) 本論文第二部第一章「源顕房の和歌」参照。
- (三) 安井重雄氏は、歌合の判者となる条件として、重代歌人であることや身分の高い貴族であることを指摘している（「歌合における判者と主催者——藤原俊成に至る」（和歌文学会関西例会口頭発表 令和元年(2019)七月六日（於・相愛大学））。
- (四) 顕房の関わった歌合には次のものがある。
- Ⓐ 永承六年春内裏歌合（一四五） 歌人「一番歌」 顕房一五歳
- Ⓑ 永承六年五月五日内裏根合（一四六） 歌人「一四、一八番歌」 顕房一五歳
- Ⓒ 天喜四年四月卅日皇后宮春秋歌合（一六三） 読師・歌人「九番歌」 顕房二〇歳
- Ⓓ 天喜四年五月頭中将顕房歌合（一六四） 主催者 顕房二〇歳
- Ⓔ 承暦二年四月廿八日内裏歌合（一〇三） 判者 顕房四二歳

(①) 寛治七年五月五日郁芳門院根合 (一一三) 判者 頤房五七歳

(五) 『平安朝歌合大成 増補新訂』(同朋舎出版 一九九五年)

(六) 廿巻本は断簡のみ伝わっていて、その全体像はわからない。流布本は『大日本史料』所収の『中右記』寛治五年五月五日条から抜粋したものであるが、その全体像を把握できる本文である。以下、郁芳門院根合の本文は『中右記』所収のものによる。

(七) 「これは、かつてないほど活発な難陳の行なわれた歌合せである。判者の権威によつて勝劣を判断しえたと見られるのは、十五番のうち半数にたりない。多くは持に逃げている格好である。……判者の無能ぶりはとにかく、……」(同書二一七頁)

(八) 「判者が故実を重んじ、一番や祝歌を左勝にし、全体で左方が勝つよう考慮した判定や、左右のはげしい対立をやわらげようと、持を多くした配慮が、記録者には、因循姑息で優柔不斷なものに思われ、我慢がならなかつたようだ。」(同書一九五頁)。

(九) 「……二十巻本によれば、判者頤房は全十五番中、持が七番に及ぶなど穩健に終始した判定を行い、記録者は判者への不信感が露わである。……判者頤房には、歌のし悪しを純粹に批評しようとする意欲は全くなく、晴儀歌合として左方を勝たせるという使命のみが存しているのである。この歌合を見るかぎり、持は、判者が克明な批評を避けるための方便と化している観がある。……」(同書二五一頁)

(一〇) 「袋草紙所引の判詞と二十巻本系統の判詞の内容の違いについて、これまで右の方人と左の方人がそれぞれの立場で書いたことによるといわれてきたのだが、右方、左方という枠組みにとらわれすぎないほうが本質がつかめるのではないか。むしろ判詞の編集目的に注目すべきであろう。」(同論文 九八・九九頁)

(一一) 「……判者は右大臣源顕房であるが、衆議判に近い面もあり、左右の論難の応酬は判詞に詳しい。二十巻本系は右方の、『袋草紙』下巻は左方の記録に拠ると言われ、二種類の判詞の存在は、この時代における詠作のあり方と、それを背景とした和歌批評の姿を伝えて意義深い。……」(同書七二三頁)

(一二) 廿巻本系の判詞は右方の人人が記録したものと言われ、左方に肩入れする判者頤房を批判する書きぶりが目立つ。

(一三) 『付記』参照。

(一四) 「承暦二年四月廿八日内裏歌合」前後の代表的な歌合における勝敗、持（引き分け）状況を一覽にまとめたのが次

の表

である。

歌合名	左勝	右勝	持	未判
天徳四年三月三十日内裏歌合	11	4	5	0
賀陽院水闇歌合	5	3	2	0
承暦二年四月廿八日内裏歌合	5	3	2	0
郁芳門院根合	1	1	7	0
高陽院七番歌合	14	10	11	0

(一五) 「わたつみの」の歌は経信の代作であるが、経信は、判者に対して「上古の歌」(昔の歌)の「体」(姿・様式)には確かに決まりはない。この歌のような「体」はあるのだが、未だそのことを認識しない人が、あるいはこういつた難をひきおこしたのだろうか。悲しいことだと非難している。

(一六) 片桐洋一氏編『八雲御抄の研究 正義部 作法部』(和泉書院 二〇〇一年)三三七頁参照。

(一七) 鳥井氏は、前掲論文でこの部分について次のように言及している。

……袋草紙によると、一番については即座に持と判定し、二番以降の判では左右の方人に論難させ、その後に評定したとある。つまり、承暦二年内裏歌合の方式を踏襲しているのである。「又陳レ之常事也」と、判者の評定について方人たちが異議をとなえるのは常のことであったという。方人たちに自由な論難を許すからこそ判者批判もとびだすわけで、承暦二年内裏歌合も同様であるが、歌合の場において活発な議論を展開させるため、判者顕房がはたした役割も大きいと言えよう。

第一部 第三章 源経信の和歌活動

一 はじめに

源経信は、父民部卿道方、母播磨守源国盛女の間に生まれた平安後期の歌人である。宇多源氏の出身で、息子に道時、基綱、俊頼らがいるが、俊頼は経信の歌論・歌学を継承し、後に『金葉集』の撰者となる。

経信は、和歌・漢詩・管弦と三船の才があり、和歌については題詠を重視し、叙景歌に新風を吹き込んだ。歌論・歌学の分野でも、『難後拾遺集』をはじめ、「筑前陳状」など、多くの著作等を残した。和歌史の流れからいえば、平安和歌から中世和歌への変革を担つた一人である。また、経信は管弦、とくに琵琶の奏者で、師通の師匠であった。実務官僚としても力量があり、師実・師通から、いろいろな相談を持ちかけられたことが古記録等に散見する。

経信に関する研究は、伝記研究、歌論・歌学に関する研究、漢詩文に関する研究、管絃に関する研究など多岐にわたるが、近年は中世歌論に関する、経信・俊頼の歌論・歌学の研究が盛んである。

本論は、経信と摂関家の関わりの一端を明らかにするため、具体的には経信と藤原師実・師通との関係について、贈答歌・歌会の歌・歌合、また管絃者としての交友等を通して考察したものである(一)。

本論をなすにあたり、経信詠の解釈や伝記の部分で参考にしたのは、次のものである。

関根慶子氏『中古私家集の研究』(風間書房 一九六七年)

久保田淳氏「源経信の和歌」(『中古文学論考』所収 有精堂 一九七一年)

上野 理氏『後拾遺集前後』(笠間書院 一九七六年)

右の内、関根氏は、経信集の諸本(一)のうち、系統を異にする『経信集Ⅲ』と『経信集Ⅱ』を比較対象しての考察を通して、経信の家集全体についての性格に言及している研究であるが、個々の歌について考える場合、示唆するところが多くあつた。久保田氏の論考は、経信の作品を年次に沿つて検討したもので、特に歌会等の理解に参考となつた。上野氏の論考は、経信の生涯と作品について述べるとともに、経信と摂関家・天皇家との関係にも言及したものである。

二 経信と師実

先ず、経信と師実の交わした贈答歌から見て、いきたい。『経信集Ⅲ』(五・六)に次のように見える。

大殿より、絵序かきてとて、たまはせたりしを、かきてまいらせたりける、御かへりをかくなむおほせらるるとして、内侍のふみにかかるたりし、正月七日なりけるに

あらたまるうづゑをつきてちとせぶるきみがねのひのまつをこそみれ (五)

御返

おいらくのうづゑつきつ我ぞいのるねのひのまつはきみがよはひと (六)

右と同じ贈答歌が『師実集Ⅱ』(三六・三七)に、

七月七日、経信大納言ノモトニノタウビツカハシケル

アラタマルウヅエヲツキテチトセフルキミガネノヒノ松ヲコソミレ (三六)

御返

老ラクノウヅエツキツツワレゾイノルネノヒノキミガヨハヒニ(三七)

とあり、また『師実集Ⅰ』(一四)は、

正月七日、経信大納言のもとにのたうびつかはしける

あらたまるうづゑをつきて千とせふるきみが子日のまつをこそ見れ (一四)

おほんかへし」

とある。『師実集Ⅱ』の詞書に「七月七日」とあるが、これは歌の内容や『師実集Ⅰ』の詞書より、「正月七日」の誤りであろう。この贈答歌のやりとりは、「大殿」(師実)が経信に絵序を依頼した。経信が絵序を作成し献上した。その返事として、師実が詠んだ歌が最初にあげた五番歌である。さらに経信は返歌として六番歌を詠んだ。詠作年次は承保二年(一〇七五)正月七日(三)で、師実二十四歳、関白・左大臣の折の詠。経信は六十歳で参議・大蔵卿であった。

なお、この絵序に関連して、『俊頬集Ⅰ』(五四)には、大殿(師実)が経信男俊頬に「歌絵」に付ける歌を詠んでほしいと依頼して、それに答えて俊頬が詠んだ歌がある。

大殿より歌絵とおぼしく書たる絵を、これ歌によみなしてたてまつれと仰ありければ、屋のつまに女おとこにあひたるまへに、梅花風にしたがひて、男のなほしのうへにちりかかりたるに、おさなきちむかひるて、ちりかかりたる花をひろひとるかたある所をよめる

梅花ちる木のもとに風ふけばかさねぬさきに袖ぞかほれる

『俊頬集Ⅰ』には、大殿やその北の政所(麗子)が、歌絵に付ける歌を俊頬に無心する例が他に六例見られる。関根慶子氏(四)は、これらの歌絵について次のように言及する。

……一方大納言経信集5の詞書に、「大殿より絵序かきてとてたまはせたりしを、書きて參らせたりける、……」

があり、経信が、絵の序を書いた事がわかる。そして散木集で見ると、春（五四）夏（一五五）秋（三九五）冬（六三三）恋（一一〇、一一一、一一六二）の歌が、それぞれ書かれて、それらの絵に序文（大納言経信集）が書かれていたことも想像される。すると、散木の故大殿・大殿はともに経信集5の大殿と合致し、師実を指してい、散木の七首は経信集5の時の歌と考へる事が適當であろう。……

関根氏がいうように、『経信集III』五・六番歌の「大殿」と『俊頬集I』五四番歌をはじめとする「大殿」「故大殿」は師実である。

関根氏はこの一連の歌が、『経信集III』五・六番歌と同じ折に詠まれたと考えているが、その内容から同じ折とは考へられない。例えば、『俊頬集I』二五五番歌の詞書に「故大殿の北の政所より、歌絵をたまはりてこれに歌よみあはせてたてまつれとありければ、……」とあるが、「故大殿」とは師実のことであり、この『俊頬集I』二五五番歌の詠まれた折、師実はすでに没しているので、当然一連の歌が同じ折に詠まれたとは考えられないものである。因みに師実が没したのは、康和三年（一一〇一）二月十三日である。

いずれにしても、歌絵や絵序作成に関して、数回に及んで依頼があつたことは、経信とその子俊頬が摂関家と親密な関係を持っていたことがよく示されている例である。

次に歌会において、経信と師実の出席しているものについて見てみよう。

『経信集III』一三七番歌で経信は次のように詠じている^(五)。

大井にて、大殿紅葉逍遙

おほるがはいはなみたかしいかだしよきしのもみぢにあからめなせそ

同じ歌が『金葉集』（秋部一二四五）に、

宇治前太政大臣、大井河にまかりわたりたりけるにまかりて、水辺紅葉といへる事をよめる

大納言経信

おほゐがはいはなみたかしいかだしよきしのもみぢにあからめなせそ
とある。また師実自身も同じ歌題「水辺紅葉」で『師実集II』（八）に、

才木牛河ニオハシマシテ、水辺紅葉

オク山ノミネノモミヂバミナソコニナガルトミレドヰセキニゾヨドム

と詠んでいる。右にあげたこれらの歌は、後述する師実第での歌会が承保二年九月十三日に行われたことを考えると、次に示す『水左記』承保二年九月十日条に見える大井川で行われた歌会であると思われる(六)。

天晴、此日左府泛遊大井河、有管絃和歌事、於大井出題、挂第而講之、有序代、作者有綱朝臣、

これらによると、左府師実主催で大井河への遊覧があり、船遊び・管絃・和歌の事があつた。有綱がその序の作者であつた旨が書かれている。経信は六十歳で師実の大井河遊覧に伴つていた。「管絃和歌」とあることより、経信は和歌とともに管絃の関係でも関与したらしい。

他にこの御遊覧に参加したのは、源俊房や藤原行家、津守国基、経信男俊頼がいた。それぞれ次のように歌を詠んでいる。

京極前閑白、大井河にまかりて、水辺紅葉といふことをよみ侍りけるに

堀川左大臣

となせがはおとにはたきとききつれどみればもみぢのふちにぞありける（続古今・冬五六四）

水辺の紅葉をよめる

藤原行家朝臣

おほ井河きしのもみぢの色にいでてをりにあへりとみゆるけふかな（金葉集初度本・秋 三六一）

右歌の作者藤原行家は、文章博士藤原家経の子で、本人も文章博士になるとともに、阿波・讃岐守を歴任した。

『中右記』寛治七年（一〇九三）十月四日条には、

……殿下午今夜為違方角之忌、御美作守行家朝臣七條第三々、

とあり、師実は方違えのため、行家の家を訪れていることが記されている。師実家の家司であつたと思われる（七）。そういう関係で師実の方違え場所になつたのであろう。また、師実主宰の高陽院七番歌合に兄正家（八）とともに歌人として参加している。

津守国基、源俊頼はそれぞれ次のように詠じている。

水辺紅葉

しぐれつあめとふればかもみぢ葉のあさきみぎはにいろのふかきは（国基集三一）

殿下にて五首の歌よませ給ひけるに、水辺紅葉といへる事をよめる

もみぢ葉のかげだにちらぬ物ならばたれかみぎはをたちはなれまし（俊頼集I五六一）

なお、この承保二年（一〇七五）には他にも歌会が多く開かれた（九）。

『經信集III』（一一一、一一一五）に次の歌がある（一〇）。

月照菊、大殿にて

つきかげにいろもかはらぬしらぎくはわれありがほにほふなるかな（一一一）

大殿にて、経年恋

あふことをいつともなくてあはれわがしらぬいのちにとしをふるかな(一一三五)

「大殿」とは師実第をさし、師実第で「月照菊」と「経年恋」の歌題で歌が詠まれた。師実自身も歌を詠んでいて、『師実集II』(一一・一三)に次のように見える。

オナジ年九月十三夜、月照菊

クマモナキヨヒノ月ニヲシナベテサカリトミユルシラギクノハナ(一一)

経年恋

年ヲフルオモヒナリケリスルガナルフジノタカネニタエヌケブリハ(一三)

これらの歌が詠まれた歌会は、承保二年(一〇七五)九月十三日であることは、『水左記』の同日条に詳しい。

晴、及秉燭於左府有和歌事、題云、月照菊花、経歳恋、題者講師式部大輔実綱朝臣也、無序、上達部殿上人等数十輩所被会合也、子刻許事了各退出

右によれば、師実第で歌会が開かれた。「月照菊花」「経歳恋」の二題が出された。題者と講師は式部大夫藤原実綱が務めた。序はなかった。上達部・殿上人等が数十人出席した。この『水左記』の記主俊房も弟の顕房とともに、この場で歌を詠んだことは、次に示す『後拾遺集』(恋一)より知られる。

関白前左大臣家に人人経年恋といふ心をよみはべりける 左大臣

われがみはとがへるたかとなりにけりとしはふれどもくるはわすれず(六六一)

右大臣

としをへてはがへぬやまのしひしばやつれなき人のこころなるらん(六六一)

「左大臣」とは俊房のことをいい、「右大臣」とは顕房のことをいう。この歌会が行われた承保二年の段階では、ふたりとも権大納言であった。

また、『水左記』の記事に「上達部殿上人等數十輩所被会合也」とあるが、師実に關係のある女房なども出席したらしい。康資王母（二）はその家集に、

月きくをてらすといふ題を

露みだれこころに咲く菊の色わくばかり照す月かげ（三〇）

と見えることより、参加したものと思われる。

この歌会は師実が力をいれて取り組んだ歌会であろう。経信も一首、師実自身も二首、詠歌が残っている。『水左記』にその様子が詳しく記されている上に、俊房・顕房兄弟がその折に詠んだ歌がそろって『後拾遺集』に採択されたことを考え合わせても、この歌会は、摂関家、村上源氏、ならびにその周辺人物の参加した重要な歌会だと考える。

『経信集三』（一六一）に次の歌がある。

布曳滝にて、関白殿御共に

くもぬよりどろきおつるたぎつせはただしらいとのたえぬなりけり（一六一）

右歌は『栄花物語』（巻第三九 布引の滝）に、師実一行が布引の滝を見に行く御遊覧のなかで詠まれた。

そのころ、殿、布引の滝御覽じにおはします。道のほどいとをかしう、さまざまの狩装束などいふ方なし。業平がいひつけたるやうにぞありけむかし。

関白殿（師実）

晒しけんかひもあるかな山姫の尋ねてきつる布引の滝（六一四）

皇后宮大夫顕房

水の色ただ白雪と見ゆるかな誰晒しけん布引の滝（六一五）

皇太后宮大夫祐家

珍しく雲井はるかに見ゆるかな世に流れたる布引の滝（六一六）

皇后宮權大夫經信

雲井よりとどろき落つる滝つ瀬はただ白糸の絶えぬなりけり（六一七）

三位中将師通

水上の空に見ゆれば白雲の立つに紛へる布引の滝（六一八）

權中將雅実

たちかへり生田の森のいくたびも見るとも飽かじ布引の滝（六一九）

中將公実

世とともに山姫の晒すなる白玉割れぬ布引の滝（六一〇）

播磨守為家

水上は霧たちこめて見えねども音ぞ空なる布引の滝（六一一）

家綱

幾尋と知らまほしきは山姫の遙に綜たる布引の滝（六一一）

年かはりぬれば、承保四年といふ。……

師実の布引の滝遊覧の年次については、すでに何度も本論文で述べているが、『新日本古典文学全集 荘花物語三』の頭注で「師通と雅実の官名によれば、承保二年（一〇七五）正月十九日から十月三十日の間のことか」とする」とより、承保二年と考えたい。

この御遊覧に参加した人物について、年次を承保二年として、年齢と官職を示すと、次のようになる。

関白殿（師実）	三四歳	關白左大臣
皇后宮大夫顕房	三九歳	權大納言
皇太后宮大夫祐家	四〇歳	權中納言
皇后宮權大夫經信	六一歳	權中納言
三位中將師通	一四歳	從三位
權中將雅実	一七歳	藏人頭
中將公実	一二三歳	中將
播磨守為家	三八歳	師實家家司
家綱		師實弟か

参加メンバーを見ると、師実とその息師通、顕房とその息雅実、また師実家の家司など、師実にゆかりのある人物で構成されている。その中において、經信は六十一歳というとりわけ高齢にもかかわらず、この御遊覧に同行したのは、師実との結び付きも強かつたのであろうが、經信の献身的な態度もあつたのであろう（¹³）。

次に歌合について、経信と師実の関わりを見ていきたい。ここでとりあげるのは、「高陽院七番歌合」である。(一)の歌合は師実主催の歌合で、判者は経信である。(二)では四条宮筑前(康資王母)の「くれなるの」の歌の判をめぐって、経信とのやりとり、いわゆる「筑前陳状」について、経信、師実、筑前の関係に留意して検討する」ととする。以下、「一一番」「桜」の筑前と匡房の番いを示す。その後ろに判を受けてからの師実と筑前の贈答歌を示す。

桜

一一番 左持

筑前

くれなるのうすはなせへりにほはずはみなしひくもとみてやすぎまし (二)

右

中納言匡房

しらべもとみゆるにしるしみよしののよしののやまのはなざかりかも (四)

左のうたは、めづらしきやうによまれたれど、うたの心は、とほくてくもとみつればと、ちかくすぎにてみつれば、くれなるににほふに、にほふさくらなりけりとよまれたるなり、わらば、やまなどにかけて、とほきことなどはあるべからん、右の歌は、めづらしげなけれど、べちのなんもなければ、ぢとやまうすべか
らん

さへらの一一番の歌、持にはせらるる、なほ、左歌めづらしきにやあらん、殿より筑前の君につかはす

御歌

しふくもにたぢまさりなどくれなるのうす花へりにぞしむ (七)

御返し

筑前

しらくもはさもたたばたてさくらいろのいまひとしほを君しそむれば（七一）

「桜」題の二番は、筑前と匡房が番われた。判者経信は「持」と判をくだす。経信は、遠く雲と見ていたら、近くを過ぎたら、何と紅薄花桜だったというのは、山などの言葉を入れて遠くを表すべきだと難じた。

これを不服とした筑前（一三）は師実に訴える。そして、師実は「持」になつた筑前へのなぐさめの歌として、「しらくもに」（七一）の歌を詠み、それに対しても筑前は感謝の気持ちを「しらくもは」（七一）の歌で返した（一四）。

これでことは終わらず、筑前は不服の気持ちを抑えきれず、師実を介して、経信に陳状をしたためる。師実は筑前と経信の間にたつたのであるうが、ことを收めることができなかつたということである。筑前は大中臣家重代歌人としての誇りがあつたであろうし（一五）、経信とて、自分の求める歌は「ういう歌である」という確固たる信念のもと（一六）、判を下したのだから、自説を曲げない。一人の書簡のやりとりは、「筑前陳状」として、後の歌合の判や歌論に大きな影響を与えた。

当該箇所は『師実集II』（一一五・一二六）では次のようになつてゐる。

同月ノ十九日、高陽院ニテ歌合シタマヒケルニ、康資王母ノウス花ザクラノ歌ヲ、判者経信大納言、クレナキノサクラハ詩ニハツクリハベレド歌ニヨミタル事ナムナキ、ト難ジ申ケレバ、アシタニカノ康資王母ノガリノタウビツカハシケル

シラクモハタチヘダツレドクレナキノウスハナザクラココロニゾソム

返

シラクモハサモタタバタテクレナキノイマヒトシホフキミシソムレバ

右の経信判によると、「くれなるのさくら」は詩には用いるけれども歌に詠むことはないと、難じたという。

さて、経信と師実、筑前の関係についてだが、筑前は師実の姉四条宮寛子に仕える女房であり、師実とも近しい関係である。また三人に若いときから、寛子御殿などで交友があったことは、『四条宮下野集』などに詳しい(一七)。そういう間柄であつても、和歌については、経信、筑前ともに一步も引かない。師実は一人に対して、主ともいうべき立場であるにもかかわらず、二人のもめごとを收めることができなかつた。師実のやさしい性格からそうなつたのだろうか(一八)。

いずれにしても、判者としての経信は、歌の評価にあたり、歌語に自立性を見出せて、歌が独立して解釈できるものを見しとした。そういう態度が見られる。

最後に経信と師実の管絃者としての関係について取り上げる(一九)。

経信は、重代の管絃者(琵琶)である源資通の弟子である。そして藤原師通が経信の弟子であることは『後一條師通記』や『御遊抄』などから知られているところである。

経信と師実の管絃者としての関係は、同時代資料から見出せないが、例えば、『琵琶血脉』によると、



と見え、「京極大閻(師実)」も資通の弟子であつたことがうがえる。また、時代がくだるものとの、樂書『文机談』(菊亭本、第一冊)には次のように記されている。

堀川院の御時、みちのすたれなんことをおぼしめしなげきて諸道をみがかれけり。宗俊の卿・政長の卿などこの御代にうまれあひたてまつりて、あまねくさぐりひろくもとめ給。京極大殿(師実)・後二条殿(師通)・桂大納

言（経信）・又知足院殿（忠実）など、やうやうあきらかなる鏡にてわたらせおはします。

右の記事によると、堀河天皇の御代に諸方面の楽道を絶やさないように、師実・師通・経信・忠実はその道の指導者として活躍した旨が書かれている。また、資通の流派について、次のように記している。

資通のながれをば、京極大殿師実、一曲をのこさずつたへとどめさせ給。関白の御比巴のはじめはこれとぞ申める。

……

……就中、後宇治殿（師実）・法性寺殿（忠通）・月輪殿（兼実）・中御門殿（良経）・ゐのくま殿（家実）・宇治左大臣殿（頼長）・妙音院殿（師長）みな管絃の棟梁、糸竹の好士にてわたらせ給。この大殿は御堂殿の御まゝ、宇治殿の長息なり。雨のしたには誰かかたをならべたてまつらん。：

師実は資通の流派の曲をもれなく伝え留めたという。また関白として琵琶を奏すはじめての方であるという。管絃の統率者であり、琵琶をよくする風流人であつたなどといふ。

これらの記事を通して経信と師実についてまとめるに、経信と師実は資通の弟子であり、師実は資通の琵琶の流派を支援するとともに、自身も管絃者であった。また息師通は経信の弟子になつたことだろう。いずれにしても経信は師実と管絃を通じての関わりを持っていたことだろうと思われる。

三 経信と師通

次に経信と師実の関係について見てみよう。『経信集Ⅲ』に収められている二人の贈答歌は二組ある。一组は、

四月まつりに、内大臣殿より

かみ人のしめのうちよりひきつれてわがやどに」そあふひかけけれ（四八）

御返

かみ人のいはひかくなるあふひぐさいとじさかえむしるしとぞ見る（四九）
同じ贈答は『経信集II』（四一・四二）にも見え、その詞書は、

関白殿の内大臣とまししをり、四月まつりのひ、あふひにぐして
とある。「関白殿」とは師通のこと、「内大臣とまししをり」の詞書より、師通が内大臣でいた時期は、永保三年（一〇八三）正月二十六日～寛治八年（一〇九四）三月九日であるので、その間の某年四月に詠まれたことがわかる。
また、もう一組は、

五月五日、内大臣殿より

けぞ見ればつまにふくらむあやめぐさちよのはじめにひさしかるべき（六〇）

御返

さはみづにゑじのおりひくあやめぐさきみがうてなにいはひふくらし（六一）
とある。

いざれの贈答も、師通から経信へ贈った歌であり、経信の返歌は師通繁栄を寿いだものとなつてゐる。

『経信集III』では、師通第での詠がしばしば見られる。例えば、『経信集III』（五四）には次のように見える。

池辺藤花、関白殿にて

いにひづまつのはひえにむらさきのなみおりかくるふがさきにけり（五四）

同じ歌が『金葉集』(春部 八五)に、

二条関白の家にて、池辺藤花といへる事をよめる 大納言経信
いけにひづまつのはひえにむらさきのなみおりかくるふぢさきにけり
と見える。

俊頼も経信といつしょに師実第の歌会に参加したらしく、歌題が同じで同時詠と思われる歌がいくつか見られる。例えば、右と同じ折に詠まれた歌として、

二条関白殿にて、池辺藤花といへる事をよめる

藤のはなみぎはににほふ池水はふかむらさきに浪ぞたちける (俊頼集I 一七八)
がある。

他に『経信集III』(一一九)に、

九月十三夜に、望月

あきのやはころもさむしろかさぬるとつきの光にしくものはなし

とあるが、同じ歌が『経信集II』(七八)にあり、その詞書は、

九月十三夜、つきをのぞむ、関白殿にて

とあることより、この歌も師通第で詠されたのであろう。

その他、『俊頼集I』において、師通第で詠まれた歌には次の歌がある。

二条関白殿にて、雨後野草といへる事をよめる

此里もゆふだちしけりあさぢふに露のすがらぬ草のはもなし (一一四二)

師通の歌会は大きな規模ではなく、小さなものであったようだ。経信もしばしば師通第へ足を運び、歌会に参加していた。俊頼と一緒に参加することもあった。詳しいことはわからないが、いずれにしても経信と師通の和歌活動の一端が見られるところである(10)。

四 まとめ

『経信集Ⅲ』五・六番歌の経信と師実の贈答によると、師実から経信に「絵序」の依頼があった。この「絵序」の件は、経信息俊頼の『俊頼集I』に見える「歌絵」と関わって、経信・俊頼父子が師実やその室麗子と親密なつながりを持っていたことがよく示されている例である。

師実主催の歌会は、摂関家の関係者や関わりのある女房、また村上源氏出身の公卿などとともに、ハレの場として、大々的に催された。経信は息俊頼とともに参加することがあった。

経信は高齢にもかかわらず、師実の布引の滝への御遊覧やその他の摂関家の行事にしばしば同行している。また普段、師実や師通の相談役としても摂関家に大きく関わっている様子が見られる。

「高陽院七番歌合」の「筑前陳状」の件では、師実・経信・筑前の三人の動向が絡んでくるが、この陳状を通じて、経信が主張したことは、歌語の独立性を重んじ、和歌それ自体で意味が通る和歌を詠むことだった。このことは題詠歌が主流となっていく中世和歌への先駆けの一端となつた。

『琵琶血脉』や『文机談』等の当該記事を検討すると、経信と師実は、管絃者としても関わりあつていただろうと思われる。

これらのことより、経信と師実・師通との親密な繋がりは、単に血筋というだけでなく、経信が和歌活動を中心につ

献身的に摂関家と関わることを通して、培つていったものと思われる。

注

- (二) 経信と摂関家について、父道方のいとこが藤原道長の室倫子にあたるという血筋の関係が従来指摘されてきた。確かにそういう血筋の関係も見過ごしてはいけないが、本論では基本的に和歌活動を通してどういう繋がりがあつたかに絞つて考えたい。
- (一) 経信集は『経信集I』『経信集II』『経信集III』の三系統の本文がある。『経信集I』は流布本で、勅撰集などから経信歌を抽出して編んだものとされる。『経信集II』『経信集III』はそれぞれ孤本で、経信の近親者が編集したものであるが、それぞれが編集ルートを別にして成立したものである。なお、『経信集III』・『経信集II』は、関根氏の分類によると甲本・乙本に当たる。
- (三) 久保木哲夫氏「京極大殿師実とその和歌活動」(『山岸徳平先生記念論文集 日本文学の視点と諸相』汲古書院 一九九一年)。
- (四) 関根慶子氏『散木奇歌集 集注篇上巻』(風間書房 一九九二年)。
- (五) 本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」注(四)参照。
- (六) 久保田氏、上野氏とともに前掲論文で、承保二年九月十日に経信が詠んだ歌としている。
- (七) 行家が師実の家司であったことが確認できるのは、『中右記』嘉保元年(一〇九四)三月九日条に見える「家司讃岐守行家朝臣」という記事であるが、師実が行家第に方違えしたことを考慮すると、行家は寛治七年には家司であったと考えられる。
- (八) 行家の兄正家は儒学者であり、正家も『師通記』永保三年(一〇八三)年七月三日条に「家司右大弁正家」とあるように師実・師通の家司であった。摂関家のために願文や和歌序などをものした。また兄弟はともに勅撰歌人である。
- (九) この年には天皇家や中宮家主催の歌会が多く催された。経信は歌人や管絃者として参加している。経信は天皇家主催の歌会等にも関わりがあるが、ここでは取り上げない。
- (一〇) 本論文第一部第一章「藤原師実の和歌」注(四)参照。
- (一一) 康資王母は、師実の姉で後冷泉天皇皇后四条宮寛子に仕えていた。
- (一二) 経信は、その他に師実賀茂詣に応徳元年(一〇八四)四月廿二日(『師通記』同年月日条)、寛治六年(一〇九二)四月廿日(『中右

記』同年同月日条)に同行している。経信六十九歳、七十七歳の折である。

(二三)『袋草紙』の当該記事等によると、筑前は、自分の歌について、野辺に咲き満ちた花が白く雲のように見える中に、紅薄花桜があることに驚いたという意味だと言い、「山」という言葉は不要だとする。また匡房歌こそ「し」が多く用いられている同持病だと主張する。

(二四)ここでは陳状の内容には深入りしない。

(二五)久保木哲夫氏(『後拾遺集』と撰者)は「これだけ強く自説を主張できる精神的背景には、やはり歌の家柄としての大中臣家の一族員という意識が強烈にあつたからではないか」と指摘する。(同氏『折の文学』所収、笠間書院一〇〇七年)。

(二六)錦仁氏(『和歌の展開—一世紀』)は筑前の「紅の薄花桜句はずは」の歌について、次のように述べている。

「筑前の歌に欠落しているのは、対象を描写するための遠近法である。遠くでは白い雲に見えたが、近づいて見ると薄い紅色の桜であった、というのは対象発見の意外さに興じたもので、桜を描写するものではない。そもそも「はずは—まし」の反対仮想はここにはないものを想定する語法であつて、いま現に見ているような世界をあらわすことには適さない。だから読者は筑前の歌からそうした風景を思い浮かべて、桜花へ近づいてゆく人を配置して読むほかはない。この歌はその分だけ読者の鑑賞力に依存することになるから、作者の表現を排し、一個の作品として独立しうる歌を求めていたのである。」(『岩波講座日本文学』第三卷一一・一二世紀の文学)所収 岩波書店(一九九六年)。

(二七)直接三人が交友しているわけではないが、例えば『四条宮下野集』(六二・六三、九〇~九四)などから、三人それぞれの交友がうかがい知られる。

(二八)師実と筑前の贈答は、『今鏡』(藤波上、薄花桜)では、次のように記されている。

寛治八年、高陽院にて歌合させ給ひし、時の歌詠みども、昔に恥ぢぬ御遊びなるべし。筑前の御の、薄花桜の歌、匡房の中納言の「白雲とみゆるにしるし」といふ歌に、負け侍りしを、殿より

白雲はたちかくせどもくれなゐの薄花桜心にぞしむ

と仰せられたりしかば、筑前の御の御返したてまつるに、

白雲はさもたたばたてくれなゐの今ひとしほを君しそむれば

と申したりし、いとやさしくこそ侍りしか。御心ばへなどのなつかしくおはしましけること。

「高陽院七番歌合」の二番、筑前の「くれなゐの」の歌と匡房の「しらくもと」の歌の勝負は、「持」であった。しかし、右に示した『今鏡』では筑前の歌が負けたことになっている。その上での師実と筑前の贈答となつていて。最後に「いとやさしくこそ侍りしか。御心ばへなどのなつかしくおはしましけること」と二人のやりとりを優雅なものとして、さらに師実が慕わしいお心の持ち主であると

締めくくっている。師実のやさしい気持ちが感じられる。

(一九) 管絃者としての経信についての研究は、後藤祥子氏「源経信と琵琶——胡琴教録を中心に」(『中古文学』第四号 一九六九年十月) や同氏「管絃者の和歌」(『日本女子大学紀要 文学部』第二〇号 一九七一年三月) がある。

(二〇) 古記録等に師通主催の歌会の例は、あまり出てこない。『後二条師通記』を見ると、歌会よりも作文会の記事が目立つ。作文会は頻繁に行っていたらしく、彼の文芸活動としては、和歌よりも漢詩文に重きをおいていた(本論文第一部 第三章「藤原師通の和歌」第六節 参照)。また、先にも述べたが、経信は師通の琵琶の師であり、しばしば師通第を訪問していたことは、『後二条師通記』に記されている。

第二部 第四章 郁芳門院安芸とその周辺

一 はじめに

郁芳門院安芸（以下、安芸と呼ぶ）は、『金葉集』初出の平安後期の歌人で、白河天皇第一皇女郁芳門院媞子内親王に出仕し、「郁芳門院根合」「鳥羽殿前裁合」「堀河院艶書合」などに出席した人物である。

直接あるいは間接に安芸にふれた論文で、管見に入ったものは、

山岸徳平氏「中世の女流歌人—御形宣旨・郁芳門院安芸—」（『山岸徳平著作集Ⅱ和歌文学研究』有精堂 一九七一年）

保坂都氏『大中臣家の歌人群』（武藏野書院 一九七二年）

森本元子氏「郁芳門院女房に関する問題二項」（『私家集の研究』明治書院 一九六六年）

同氏『私家集の女流たち』（教育出版センター 一九八五年）

同氏「康資王母と常陸介基房」（『古典文学論考—枕草子和歌日記—』新典社 一九八九年）

などがあげられる。右の各氏のお考えに導かれながら論を進めたいたと思うが、特に森本氏の「康資王母と常陸介基房」論文はおおいに参考にさせていただいた。森本氏のお考えの上に立って私見を述べさせていただくことをお断りしておく。森本氏の論文を引用する時、特に何も断らない場合はすべてこの論文からの引用である。

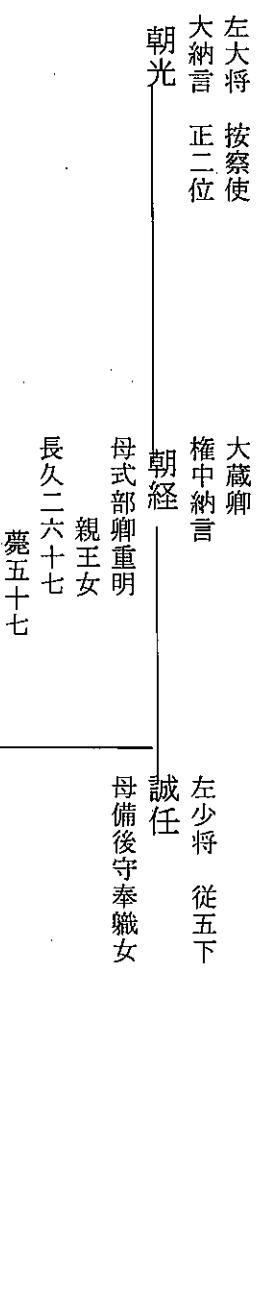
二 康資王母と常陸介基房、とり子について

安芸について論ずる前に、先ず康資王母と常陸介基房について触れたい。

安芸の母とされる康資王母は、父筑前守高階成順、母は伊勢大輔で、『後拾遺集』初出の勅撰歌人である。花山天皇孫延信王に嫁し、康資王を儲けた。康資王は神祇伯に任じられたため、伯母とも呼ばれた。また後冷泉天皇皇后四条宮寛子に仕え、父の官職から筑前とも称された。大中臣家の重代歌人の一人で、寛治八年（一〇九四）八月十九日に行われた「高陽院七番歌合」では、判者経信の判を不服として、質問状を送った。これを「筑前陳状」といい、和歌史の中でも重要な陳状とされる。

康資王母は後に東国常陸に下向した。このことを裏付ける資料として、『康資王母集』に常陸下向歌群がある。この歌群の歌は『後拾遺集』や『経信集III』『四条宮下野集』等にも散見する。また『宇治拾遺物語』や『古本説話集』に「伯母事」という説話があることからも、康資王母の常陸下向は明らかなる事実である。問題は康資王母が誰に伴わされて、いつ下向したかということである。森本氏はこの問題について藤原基房説を提唱された。それによると、康資王母は延信王没後に藤原基房と再婚し、基房の常陸介任官により、康平四年（一〇六一）に下向したという。

康資王母と基房との結婚により、後述する康資王母と安芸との関係も生じてくるので、このことは非常に大きな意味を持っている。基房については『尊卑分脈』（摂家相続孫）に次のように記載されている。



森本氏もすでに言及されているが、基房女子の注記「安芸守忠信妻」の「信」は『尊卑分脈』頭注に示している「俊」の誤りであり、「安芸守忠俊妻」とみていいだろう。

さて、安芸の父については「郁芳門院根合」の勘物に「安芸故忠俊朝臣女」とあることにより、安芸守藤原忠俊であることが指摘されている。忠俊については『尊卑分脈』（道隆公孫）に、

正三位 哥人
右衛門督 春宮權大夫
權中納言 太宰大式
參議從二位 良基

母帥源經房女
承保二壬四十九
於宰府卒五十三

安木守 従四下
忠俊

左衛門佐 散位
保俊 従四下

母同良基

母常陸介基房女
永久四正廿卒

とある。その息保俊の注記に「母常陸介基房女」とあることより、基房女と結婚したことがわかる。基房といえど、前述した康資王母の再婚相手である。後述する『春記』の記事により基房女は康資王母の実子とは考えられないので、康資王母にとって義理の娘ということになろう。

康資王母と安芸が母娘関係であったことは、『郁芳門院安芸集』(三四・三五)に、
風のあらう吹きし夜、山里思ひやられて、母のもとに

雲はらふ風につけても山里の月かげいかにさえてすむらん

返し

風さむみさえもせぬずも山里は都の月ぞおもかげに立つ

という贈答歌が、『康資王母集』(一三二・一三三)に「風吹く夜、むすめのもとより」という詞書で載っている」とより、明らかである。しかし、安芸が康資王母の実子である証拠はない。実子であるためには忠俊と康資王母が結婚でもしない限り、それはありえない。安芸は実子ではなく、養女であつたと考えられている。

『康資王母集』(七四・七五)に康資王母が養子を迎えたことが次のようにみえる。

とり子して、母のもとへ久しうまからざりしかば、かれより

たらちねの親をばすててこはいかに人の子をのみ思ふ我が子ぞ

返し

人の子の親になりてぞ我が親の思ひはいとど思ひ知らるる

右と同じ贈答歌が『伊勢大輔集I』(一〇八・一〇九)に「むすめのとり子したるほど、久しう見えざりし」という詞書で見える。歌の内容は、養子にかかりつきりになつているむすめを嘆く親に対し、むすめは自分が親になつてやはり親の子への思いを知りました、と切りかえすといったものであるが、具体的に誰をとり子したのか、またいつ・どういう事情のもとに「とり子」が行われたかは、実ははつきりとわかつていない。

森本氏は、『伊勢大輔集I』一〇八・一〇九番歌の詠作年次や大式の年齢バランス等から、「とり子」について次のように言及している。

康資王母はじめ基房女を養女とし、これに婿として忠俊を迎え、その間に生まれた女子が安芸だとしてはどう

だろう。つまり康資王母は二度養女を迎えた、はじめの娘が基房女、あとの娘が忠俊女安芸となる。

康資王母集と伊勢大輔集とにみえる康資王母の「とり子」は、姉娘の方をさすとみられ、康資王母の常陸下向以前の事実となる。……

また氏は「とり子」の理由として、

康資王母にしてみれば、神祇伯を継ぐべきりっぱな子息はあるが、手塩にかけて育てる娘がほしい—蜻蛉日記にも見られたあの心境だったとみてよいだろう。

とされる。

三 「とり子」とされた安芸

『康資王母集』『伊勢大輔集I』に見える「とり子」について、森本氏は「基房女」とされるが、安芸自身だと考えられないだろうか。

この問題を考えるにあたり、先ず安芸実母から考えてみたい。前述した基房と忠俊双方の『尊卑分脈』の系図を見ると、基房の女子の注記に「安芸守忠俊妻」とあり、忠俊の息保俊の注記に「母常陸介基房女」とあることより、基房女は忠俊妻と同一人であることがわかる。安芸の父は忠俊なので、安芸実母はこの基房女かそれ以外の女というふうになる。

平安時代の養子について、高橋秀樹氏「藤原頼通をめぐる養子関係」(『日本歴史』第五三一号、一九九一年八月)等によると、当時親族の中から養子をもらうケースが多かつたらしい。この事実を参考にすると、康資王母が安芸を養女として迎えたことは、安芸実母と康資王母との間には何らかの血縁関係があつたと見てよく、基房女は康資王母

にとつて義理の娘という関係になるので、安芸実母は基房女と考えていいだろう。

安芸実母の基房女については、非常に興味深い記事が『中右記』嘉承三年（一一〇八）七月七日条に見える。

保俊朝臣母并妹同日死去之由、所伝聞也

「保俊朝臣母」つまり基房女の亡くなつたことが記されている。

さて、忠俊との基房女との関係を考えるにあたり、さらに興味深い記事が『春記』永承七年（一〇五二）四月廿一日条に次のように見える。

今日賀茂祭也、近衛府使左近少将忠俊、出立自源大納言一條家、件忠俊故良頼卿之息也、大納言加養子之恩、実者家人云々、基房朝臣聟也、一向経當云々、……

忠俊は基房の婿であることが述べてある。つまり永承七年の時点で、忠俊は基房女とすでに結婚していたことが判明する。その時点あるいは、安芸は生まれていたかも知れない。少し遅れて生まれたと考えて、例えば、康平年間（一〇五八～一〇六四）に生まれたとしたら、安芸が最初に登場する場合「四条宮扇合」の行われた寛治三年（一〇八九）には、二十六歳～三十二歳にあたるのである。『春記』のこの記事は安芸の伝記を考える上で重要な史料といえる。ただ安芸の年齢をこの史料より考へる場合、どうしても推測になつてしまふが、一応この推測をもとに「とり子」されたのは安芸としても、年齢的には何ら不都合はなさそうである。また森本氏が言われるような、康資王母が二度養女を迎える」とも、「はじめてのとり子」とか「はじめのとり子」とかいう言い方もしないので不審に思えるし、ただ「とり子」という言い方をしているのは「とり子」は一度だけ行われたからだと思われる。

「とり子」の理由については、安芸が幼少の頃、父忠俊が亡くなり、後見をなくしたために親族の康資王母に養女として迎えられたのではないだろうか。

四 輔明について

『郁芳門院安芸集』(一〇・一一)に次の歌がある。

その中将の譯合に、花たちばなどをくにほふといふだい
とをぢよりふきくるかぜのにはひこそはなたちばなのしるべなりけれ

おなじ夏のよの恋

もうともにかやり火のみぞおきあかすしたにこがるるなつのよのこひ

右の「その中将の譯合」とは、嘉保三年五月三日の「左兵衛佐師時家歌合」のことで、右歌はその歌合では、

十二番 蘆橘遠薰

左

なつかしき香にぞしみぬるよそながら花橘の匂ふさかりは (一一一)

右 すけあきら

とをぢよりふきくる風の匂ひこそ花橘のしるべなりけれ (一一四)

十五番 夏夜恋

左

もうする

こひわびてあかしかねつる夏の夜を短きものとたれかいひけむ (一一九)

右

もふともにがやりびのみぞおきあかすしたに」がるる夏のよなよな (二〇) とある。右の二四番の「とをぢより」「の歌は、作者名「すけあきら」が記載されている。この歌は『玉葉集』(夏、三七六) に「郁芳門院安芸」の作者名でとられている。二〇番の「もふともに」の歌は作者名はなく、また他文献にも見出せない。

なお、この歌合には「すけあきら」という作者名で、他に次の二首がとられている。

二番 晓聞郭公

左

ほとじぎすまつあかつきのひと」ゑをききおどろかぬ人はあらじな (二一)

右

すけあきら

なにしおはばこ」だかく口なけほとじぎすおとはのやまのあけぼののこゑ (四)

すけあきら右によりたりとて、かへりてのち、左方人

うらめしとおもふものからしらなみのかへるな「りはなほぞ」ひしき (二二)

かへし

すけあきら

いまさらによりもよらずもしらなみのあはあはしくもうらむなるかな (二二一)

右の「なにしおはば」の歌は、『康資王母集』(二七) に次のようにとられている。

師時の中将の歌合に、曉時鳥

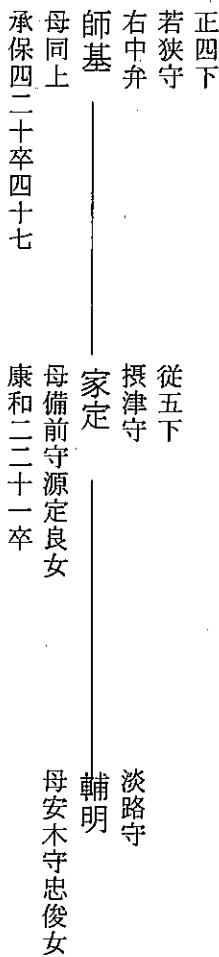
なにしおはばこ」だかくなけや時鳥おとはの山のあかばのの声

以上「左兵衛佐師時家歌合」の「すけあきら」という人物の歌の多くは、安芸とその母康資王母二人に大きく関わっていることが読みとれる。おそらく「すけあきら」詠の歌は、二人に代作してもらつたのであろう。では一人とはいつたいどのような関わりをもつていたのであらうか。

萩谷朴氏は『平安朝歌合大成 増補新訂』の中で「すけあきら」を「典侍安芸」と改められているものの、次のようにも言及している。

廿巻本に「すけあきら」とあるのを、安芸集との関係によつて「典侍安芸」の誤りと推定して改めたが、尊卑分脈北家藤原氏道隆流二ノ七三に、摂津守家定の男淡路守輔明というものがあり、「母安木守忠俊女」と註せられている。もし、この輔明を年齢的に出場可能なものとする、郁芳門院安芸が家定の妻であるならばその子のために、或は家定妻が安芸の姉妹であるならばその甥の為に、安芸が代詠したものとなつて、安芸と輔明共に矛盾することなく、廿巻本の「すけあきら」という記載も正しいものとなる。

『尊卑分脈』（道隆公孫）を見ると、



とあり、確かに輔明は家定男で、母は忠俊女であることがわかる。問題は忠俊女が安芸自身か、安芸の姉妹かという

ことである。

家定については、従五位下で摂津守が最終官であつたらしいこと、康和二年（一一〇〇）一月十一日に亡くなつたということが『尊卑分脈』より知られる。『中右記』永長二年（一〇九七）正月三十日条の除目の記事の中に「摂津守従五位下藤原家貞」なる人物が見える。「貞」の表記の違いはあるがおそらく家定と同一人物であろう。これらの記事から考えると、家定は永長二年正月に摂津の守に任命され、四年の任期を終える前の、康和二年一月十一日に卒去了したのだろう。家定についてはそれ以上詳しいことはわからない。

輔明について『中右記』で事蹟をたどると、寛治七年（一〇九三）二月十日条の、郁芳門院の女院別当の記事に、
藤輔明、昇殿、故若狭守師基朝臣孫云々

とあり、郁芳門院に昇殿が許されたことがわかる。同じく嘉保三年（一〇九六）八月十五日条の裏書に女院院司の記事があり、そこには、

俊兼五位、国仲子、藤原輔明、已上判官代

と見え、その判官代にまでなつていることがわかる。

その後、白河院の判官代になつたことが承徳二年（一〇九八）六月十三日条に、

今日被補院司、判官代藤輔明故郁芳門院判官代也

と見える。天永二年（一一一）正月二十三日条には淡路守に任命されたことが、

今度一院判官代輔明被任淡路守

と見える。『尊卑分脈』に「淡路守」と注してあるので、「これが最終官であつたのだろう。

輔明と安芸との関係を考える場合、輔明が郁芳門院院司の判官代に選ばれている点は注目に値しよう。安芸の働き

かけがあつたと考えられるからである。輔明は郁芳門院崩御の後は郁芳門院の父白河院の院司判官代になつてゐる。

ここでも安芸の力添えがあつたのだろう。どうも輔明の任官に際して安芸がからんでいたらしい。

これらのことを考え合わせると、輔明は安芸と非常に近い関係にあつたと考えていいだろう。あるいは実子であつたかもしれない。康資王母にとつては孫になるのである。

五 まとめ

以上述べた、安芸とその周辺の人物の事蹟を順にたどつてみると、次のようになるだろう。

安芸は従四位下安芸守藤原忠俊と常陸介藤原基房女との間に生まれた。忠俊と基房女の結婚は『春記』より永承七年四月またはそれ以前であるので、あるいは安芸の誕生は、永承七年以前または遅く見積もつて康平年間（一〇五六—一〇六四）あたりかと推測される。

藤原基房と再婚した康資王母は、夫の常陸介任官より東国常陸に下向した。康平七年（一〇六四）夫の官が解かれ、帰京となつた。どういう事情のものに「とり子」が行われたかはつきりとわからないが、安芸は親族の康資王母の許に養女として迎えられる。おそらく後見人たる父忠俊の死がその理由であろう。

安芸は成長して白河天皇第一皇女郁芳門院媞子内親王に出仕し、寛治三年（一〇八九）八月二十三日の「四条宮扇合」をはじめ、寛治七年（一〇九三）五月五日の「郁芳門院根合」、康和四年（一一〇二）閏五月一日・七日に行われた「堀河院艶書合」等に出席し、女流歌人として活躍する。『袋草紙』（下巻、撰者故実）では安芸について次のように言及している。

雖非秀逸、可燃之公達并重代者歌、必可入之。……寛治根合、右撰者匡房卿也。件記云、……故伯母女歌一

首必可入之。是、頼基、能宣、輔親、伊勢大輔、伯母、安芸君、六代相伝之歌人。兼候新院（郁芳門院也）。争無用意哉。……

歌合の撰歌の際、たとえ秀歌でなくとも然るべき公達と代々の歌の家柄に生まれた人の歌は、必ず入れるべきだという旨が書かれている。具体的に「郁芳門院根合」の例を引き、「故伯母女」の歌一首は必ず加えなければならないといつてはいる。「故伯母女」とは安芸のことであるが、安芸は大中臣家の重代歌人の一人と認められていたことになる。

郁芳門院姫子内親王は二十一歳の若さで嘉保三年（一〇九六）八月七日に崩御する。仕えた安芸やその他同僚女房らは、郁芳門院崩御後もその居所六条院にとどまつたらしい。このことは『今鏡』（村上源氏）に、

六条院に御堂たてさせ給ひて、昔おはしまししやうに、女房・侍などかはらぬさまにいまだ置かれ侍るめり。

御かなしみ、昔もたぐひあれど、かかること侍らず。

と見えることからもわかる。白河院の姫子内親王への思いの強さがうかがえる。

いつの頃か時期ははつきりしないが、安芸は従五位下摂津守藤原家定と結婚したと思われる。夫家定について詳しいことはわからないが、康和二年（一一〇〇）二月二十一日に亡くなっている。二人の間にもうけられた子は輔明である可能性が高い。輔明は寛治七年（一〇九三）二月に郁芳門院に昇殿を許された。その後女院院司の判官代になつてはいる。郁芳門院崩御後の承徳二年（一〇九八）六月には白河院院司の判官代になり、天永一（一一一）年正月には淡路守に任せられている。歌人としての活躍は際立つたものはないが、嘉保三年五月三日の「左兵衛佐師時歌合」に、母であろう安芸と祖母であろう康資王母の援助を受けて出席している。

安芸実母基房女は、嘉承三年（一一〇八）七月七日に亡くなつた。同日に保俊の妻も亡くなつてはいる。

『康資王母集』の最終詠と目されている歌は、長治三年（一一〇六）三月、大江匡房大宰權帥再任の折、詠まれた歌である。永承五年（一一〇五〇）四条宮寛子が入内した折、仮に康資王母も寛子のもとに出仕し、その時二十五歳としたら、長治三年には八十一歳となる。この数年後に没したと考えられる。

安芸の生存がはつきりと確認できるのは、康和四年閏五月の「堀河院艶書合」で、それ以降の確かな動静はつかめない。

なお、郁芳門院安芸と待賢門院安芸には同人説・別人説があるが、安芸の誕生年次から推すと、二人は別人であると思われる。『久安百首』が成立した久安六年（一一五〇）に安芸は何歳になるであろうか。永承七年生まれで、九十九歳。康平年間生まれでも八十七歳～九十三歳となる。高齢過ぎるようと思われる。二人は別人であつたと考えたい。

最後に、詠作年次のはつきりした歌合の歌を示しつつ、安芸周辺の人の事蹟を中心に年表を作成してみると、次のようになる。（〔 〕内の番号は『郁芳門院安芸集』の歌番号）

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 永承五年（一一〇五〇） | 十二月寛子入内、この頃康資王母出仕か |
| 永承七年（一一〇五二） | 四月あるいはそれ以前に忠俊と基房女結婚 |
| 康平四年（一一〇六一） | 康資王母常陸下向 |
| 承保三年（一一〇七六） | 四月五日 妹子内親王誕生 |
| 承暦二年（一一〇七八） | 八月一日 妹子内親王伊勢斎宮にト定 |
| 永保三年（一一〇八三） | 十月 斎宮妹子内親王歌合 |
| 応徳元年（一一〇八四） | 九月二十二日 母后崩御により、妹子内親王斎宮を退く |

寛治三年（一〇八九）	八月二十三日	四条宮扇合
寛治四年（一〇九〇）	九月二十日	康資王卒
寛治七年（一〇九三）	正月十九日	媞子内親王、郁芳門院となる 二月十日 輔明、郁芳門院に昇殿
	五月五日	郁芳門院根合〔六三〕
寛治八年（一〇九四）	八月十九日	高陽院七番歌合
嘉保二年（一〇九五）	八月二十八日	鳥羽殿前裁合〔一三〕
	秋	郁芳門院媞子内親王後番前裁合〔二三〕
嘉保三年（一〇九六）	五月三日	左兵衛佐師時家歌合〔一〇・一〇・一一〕
	八月七日	郁芳門院崩御
承徳二年（一〇九八）	六月十三日	輔明、白河院院司判官代になる
承徳三年（一〇九九）	六月二十八日	師通没
康和二年（一一〇〇）	二月十一日	安芸の夫藤原家定没
康和三年（一一〇一）	二月十三日	師実没
康和四年（一一〇二）	閏五月二日・七日	堀河院艶書合〔一六・一九〕
嘉承二年（一一〇七）	七月十九日	堀河天皇崩御
嘉承三年（一一〇八）	七月七日	安芸実母（基房女）没
天永二年（一一一二）	正月二十三日	輔明、淡路守となる

永久四年（一一六）正月二十日

保俊卒

おわりに 今後の研究への展望

本論文は、白河院政期の藤原師実・師通父子の詠歌を中心として、過渡期の和歌活動がどのように行われたかを考察するとともに、また院政期の天皇家と摂関家の関係がどのような状況であったかを和歌活動を通じて考察し、王朝和歌から中世和歌への展開の一端を明らかにしたものである。

本論文は、一部からなり、第一部は藤原師実（1042～1102、頼通男、従一位摂政関白、『後拾遺集』以下の勅撰集に十六首入集、家集あり）とその息師通（1062～1099、師実男、従一位関白内大臣、『後拾遺集』以下の勅撰集に五首入集）の和歌活動を中心に述べた。第二部は、師実・師通の周辺歌人であり、二人の和歌活動に大きく関わった村上源氏の源顕房（1037～1094、師房一男、従一位右大臣、『後拾遺集』以下の勅撰に十四首入集）、ならびに歌人として当代第一と言われた源経信（1016～1097、道方六男、正二位大納言、『後拾遺集』以下の勅撰歌人、家集あり）、また郁芳門院堤子内親王（白河天皇第一皇女、母藤原賢子〔藤原師実養女、実父源顕房〕）に仕えた郁芳門院安芸（藤原忠俊女で後に康資王母養女となる。『金葉集』以下の勅撰集に十三首入集、家集あり）の和歌活動について考察した。

以下、各章で明らかになつたことを述べる。

第一部第一章「藤原師実の和歌」は、師実集断簡（『師実集I』）をはじめ、勅撰集・私撰集・私家集・散文・古記録等から拾い出した師実の詠歌三十四首について、一首一首、詠まれた場や詠作年次また同時詠、交友関係等を明らかにした。師実は、白河院との贈答をはじめ、内裏での歌会への出詠もあり、また後冷泉天皇皇后寛子に仕える女房との贈答、斎院（令子内親王、師実孫）の詠等、様々な場において、関白などその立場で、歌を詠

んでいる。天皇家と摂関家との交流も多く見られたことを述べた。

第二章「『京極大殿御集』の研究付、他出文献一覧」は、新出した師実集の完本『京極大殿御集』(『師実集II』)により、新出歌、登場人物、歌の配列の問題等を考察した。家集の性格としてわかつたことは、集は他撰家集であり、歌の配列において多少詠作年次が前後している歌もあるが全体的にはほぼ年代順に歌は配置されているということ、人物の呼称は家集編纂時の呼称であるということ、などである。家集の刊行を契機に、家集の歌と家集以外の歌（第一部第一章で既出）の両者を対象にすることで、師実詠の全体をとらえることができ、師実の和歌活動がより鮮明になった。

第三章「藤原師通の和歌」は、師通の詠んだ和歌全十三首について一首ずつ、詠まれた場や詠作年次また同時詠、交友関係等の考察を通して、歌人としての師通の活動についてまとめた。二十八歳で亡くなつたといふこともあり、師通は氏長者や閑白といった立場の人の割には、他の人と比べてその折々の行事での詠が少ない。歌を交わした人の多くは、父師実と共通しており、父の交友人物を引き継いでいたことが判明した。本章の意義は、師通は詠歌も少ないが、今まで手つかずの歌人であり、院政期の和歌活動を検証する基礎資料としての価値に認められよう。

第二部第一章「源頤房の和歌」は、頤房の詠んだ和歌二十三首について、歌の集成と考証を行つた。頤房は、当代の内大臣以上の歌人と比べて『後拾遺集』や『金葉集』に多くの歌が採られている。それは頤房が白河院の舅であり、堀河天皇の外祖父であるという関係も影響しているだろう。頤房の和歌活動を通してみると、頤房は摂関家寄りの人物であるが天皇家とも極めて親しい関係を保つてていることがわかり、両家の融和的関係を示す点で院政期和歌史における象徴的な歌人として評価できる。

第二章「歌合判者としての源顕房」は、顕房が判者を務めた「承暦二年四月廿八日内裏歌合」と「寛治五年五月五日郁芳門院根合」のそれぞれの判詞、並びに『袋草紙』『八雲御抄』『栄花物語』等に記された歌合に關わる顕房記事を検討することで、歌合判者としての顕房の活動について和歌史的な位置づけを試みたものである。院政期という、歌合が遊戯的なものから文芸性の高いものへと変わる転換期に、顕房は一方では歌合の伝統的な規範を守り、勝敗より左・右方の親和を保つことに重きを置くとともに、他方では和歌の文芸性を高めるために論難する場を設ける、という二つの面を合わせ持つ判者であった。まさしく顕房は王朝和歌から中世和歌への橋渡しの役目を担つたといえる。

第三章「源經信の和歌活動」は、經信と摂関家（藤原師実、師通父子）との関わりについて、贈答歌・歌会・歌合等の歌を通して、考察したものである。經信・俊頼父子は、師実やその北の方である麗子より「絵序」や「歌絵」の作成を何度も依頼されたり、摂関家主催の歌会に父子揃って参加したりするなど、摂関家と私的にも深い繋がりを持つていた。また經信と師実は管絃者としても関わりがあった。經信は摂関家の御遊などにも進んで参加しているように、經信の和歌活動は、摂関家への積極的な働きかけの中で行われていた。

第四章「郁芳門院安芸とその周辺」は、郁芳門院安芸の伝記考証をしたものである。特に康資王母と具体的にどういう関係であるか明らかにし、さらに安芸周辺の人物についても考証した。最後に、勅撰歌人には郁芳門院安芸と待賢門院安芸という二人が存在し、同人説・別人説があるが、安芸の誕生年次から、別人説を主張した。安芸は天皇家と摂関家両家に關係する人物であった。

以上、師実・師通とその周辺の歌人の活動をみてきた。師実は閑白などその立場で、従前のようにその場に応じた詠作をするとともに、「高陽院七番歌合」の主催など、この期の歌人たちを支えた。その中で、顕房や經信な

どの中世和歌への橋渡しをする人物も現ってきた。この点に中世和歌への萌芽の一端がうかがえる。特に顯房は、今までの研究では歌合判者としての評価は低かった。大いに再評価すべきであろう。

この時代は、天皇家と摂関家は対立していることを前提に和歌事象が捉えられてきた。しかしながら両家に村上源氏も加わり、実際は互いに血縁関係があり、上記の和歌活動における交流からも、融和的な和歌活動が行われてきたといえる。この点に従来の院政期和歌史の理解を改め、融和的であつたことを研究史に加えることができる。

さて、これらの各章の成果を踏まえ、今後の研究の展望として、先ず取り上げられるべき課題について申し述べたい。

院政期の歌人で大きな影響力を持った人物はいうまでもなく、源経信である。経信は歌人としても、歌論・歌学の領域にしても、その他取り上げるものは多数ある。その中で、再度経信の詠歌に取り組むことが重要だと考える。もちろん、今までの研究成果や本論で明らかになつたことを踏まえることはいうまでもないが、再度経信作品の本文に立ち向かい検討することを基本とすることにより、経信がどういう人物と関わり、どういう歌を詠んでいるのか、また、その歌はどういう意味をもつていてかが見えてくるのではないか。このような研究が院政期の和歌の特質の解明の一端に繋がるだろう。最後に大きな課題であるが、なぜ経信が『後拾遺集』の撰者からもれたかということである。『袋草紙』などにも、藤原通俊が『後拾遺集』撰者として撰ばれたことに疑問とする記述があるが、現代の研究書の多くは、経信は摂関家庭護下の人物であり、藤原通俊が白河天皇の近臣であつたことがその事由といい、その考えを踏襲している本が多いが、本当にそうだろうか。経信の基礎的研究（作品の

本文に立ち戻つて研究する)をすることでの理由を検証していきたい。

次に村上源氏源俊房である。俊房は顕房の兄で、父師房や弟顕房のように権門歌人として、歌合の判者をしている。しかし、本人の詠作は六首のみである。和歌よりも漢詩の方に関心があつたらしく、『後二条師通記』には師通との漢詩のやりとりが見られる。俊房と師通は和歌の詠作が少なく、ふたりとも漢詩文に興味を持つっているという共通点がある。師通との関わりで検討する必要がある。

最後に天皇家・摂関家・村上源氏を繋ぐ人物がいる。それは藤原麗子である。麗子は村上源氏の源師房を父として誕生するが、同母兄に俊房・顕房がいる。藤原師実に嫁し、師通の母となる。また兄顕房の娘賢子は、師実・麗子夫妻の養女となる。養女となつた賢子は、白河天皇の中宮となる。このように麗子は三つの家を繋ぐ人物であり、詠作は残つてないが、伝記研究することで、三つの家の関係性もさうに見えてくると推測される。

以上、取り上げた三人は、院政期和歌史を研究するうえで重要な人物と考える。今後は本論文にこの三人についての研究結果を加え、院政期和歌史をより明確なものとしていきたい。

初出一覧

第一部

第一章 藤原師実の和歌

(「藤原師実の詠歌—集成と考証—」『都留文科大学大学院紀要』第八集 二〇〇四年三月)

第二章 『京極大殿御集』の研究 付、他出文献一覧

(『京極大殿御集』の研究 付、他出文献一覧) 小久保崇明編『日本語日本文学論集』笠間書院 二〇〇七年)

第三章 藤原師通の和歌

(「藤原師通の和歌について」『総研大文化科学研究』第一四号 二〇一八年三月)

第二部

第一章 源頸房の和歌

(「源頸房の詠歌—集成と考証—」『総研大文化科学研究』第一六号 二〇一〇年三月)

第二章 歌合判者としての源頸房

(「歌合判者としての源頸房」『総研大文化科学研究』第一七号 二〇一一年三月掲載予定)

第三章 源経信の和歌活動

(書き下ろし)

第四章 郁芳門院安芸とその周辺

(「郁芳門院安芸とその周辺」小久保崇明編『国語国文学論考』笠間書院 二〇〇〇年)